

上海博楚簡『競公瘡』譯注

野原 將揮

凡例

- 一、 本稿は『上海博物館藏戰國楚簡竹書研究（六）』「競公瘡」の全文譯注である。
- 二、 本稿は「本文」「訓讀」「口語譯」「注」から成っている。
- 三、 本稿の「第1群」「第2群」等は譯注者が假に定めたものである。
- 四、 「本文」の文字は基本的には底本の「釋文考釋」によったが、その「圖版」にも目を通し、抄寫された時點に於ける本來の文字を復元しようと努めた。
異體字や俗字は可能な限り圖版のままとしたが、一部正漢字や常用漢字などに改めざるを得なかった箇所がある。
「本文」中の異體字・俗字・假借字・省字は、その文字の下に何の異體字・俗字・假借字・省字であるかを「()」に入れて示した。
缺字は、それが推測できる場合には龜甲符號「[]」の中に文字を入れて示した。
以上のいずれの場合にも、そうであると認める理由は何かなどを後の「注」に記した。
「重文符號」及び「合文符號」はそのまま示した。
日本語式の句點「。」と讀點「、」とは「競公瘡」にはなく、譯注者が付したものである。
その本文が「競公瘡」のそれぞれ第何號簡にあるかを示す「第號簡」は、底本の圖版に基づいて記入した。
- 五、 「訓讀」の訓讀文は現代假名遣いを採用している。
殘缺の文字や判讀できない文字（缺字）を推測して訓讀する場合は、訓讀文を龜甲「[]」の中に入れた。書名は二重かぎ「『 』」でくくった。
（その他の訓讀についての、「本文」と重複する凡例は省略する。）
- 六、 「口語譯」は平易な現代語に譯すことに努めたが、流麗な美文に彫琢することはしなかった。
使用する漢字は原則として正漢字（舊漢字）である。ただし、ワード・プロセッサの性能の制限のため、必ずしも原則通りでない箇所もある。
文意を明瞭にするために補って口語譯した部分は、括弧「()」内に入れた。
（その他の日本語譯についての、本文、訓讀と重複する判例は省略する。）

[底本]

圖版：「競公瘡」（馬承源主篇『上海博物館藏戰國楚竹書研究（六）』、上海古籍出版社、2007）

[參照文獻]

簡帛網 <http://www.bsm.org.cn/> 掲載時期順

沈培 a 「周原甲骨文里的“囟”和楚墓竹簡里的“囟”或“思”」簡帛網 2005.12.23
季旭昇 「《上博五》鄒議（下）」簡帛網 2006.2.18
陳劍 「談談《上博五》的竹簡分篇、拼合與編聯問題」2006.2.19
張崇禮 a 「上博四《昭王既室》」簡帛網 2007.4.14
何有祖 a 「讀《上博六》札記」簡帛網 2007.7.8
董珊 a 「楚簡中從“大”聲之字的讀法（二）」簡帛網 2007.7.8
陳偉 a 「讀《上博六》條記」簡帛網 2007.7.9
陳偉 b 「讀《上博六》條記之二」簡帛網 2007.7.10
董珊 b 「讀《上博六》雜記」簡帛網 2007.7.10
董珊 c 「讀《上博六》雜記（續一）」簡帛網 2007.7.11
董珊 d 「讀《上博六》雜記（續二）」簡帛網 2007.7.11
何有祖 b 「上博六《景公瘡》初探」簡帛網 2007.7.11
凡國東 a 「上博六《景公瘡》札記」簡帛網 2007.7.17
李天虹 a 「《景公瘡》“市”字小記」簡帛網 2007.7.17
楊澤生 「說《上博六·競公瘡》中的“欽”字」簡帛網 2007.7.20
沈培 b 「《上博（六）》字詞淺釋（七則）」簡帛網 2007.7.20
李天虹 b 「上博（六）割記兩則」簡帛網 2007.7.21
郝士宏 「初讀上博簡（六）」簡帛網 2007.7.21
徐在國 「上博（六）文字考釋二則」簡帛網 2007.7.23
程燕 「讀上博六札記」簡帛網 2007.7.24
李天虹 c 「《景公瘡》校讀三則」簡帛網·2007.7.24
范常喜 a 「讀《上博六》札記六則」簡帛網 2007.7.25
郭永秉 「《景公瘡》的“襄桓之言”」簡帛網 2007.7.25
何有祖 d 「釋《景公瘡》的“良翰”」簡帛網 2007.7.25
何有祖 c 「《景公瘡》札記四則」簡帛網 2007.7.26
蘇建洲 a 「讀《上博六·景公瘡》札記一則」簡帛網 2007.7.26
李天虹 d 「《景公瘡》校讀二則」簡帛網 2007.7.25
梁靜 a 「《景公瘡》與《晏子春秋》的對比研究」簡帛網 2007.7.28
范常喜 b 「《上博六·競公瘡》簡9“勿”字補義」簡帛網 2007.7.29
陳偉 c 「《景公瘡》9號簡中的“物”應指鬼神」簡帛網 2007.7.29
凡國東 b 「《景公瘡》札記一則」簡帛網 2007.7.29
沈培 c 「《上博（六）·競公瘡》“正”字小議」簡帛網 2007.7.30
蘇建洲 b 「讀《上博六》筆記」簡帛網 2007.8.1
劉信芳 a 「《上博藏六》試解說之三」簡帛網 2007.8.9
高佑仁 「談楚系“親”字的一種特殊寫法—兼釋《上博三·仲弓》“宥過舉親”」簡帛網
2007.9.19
高榮鴻 「讀《上博六·競公瘡》札記二則」簡帛網 2007.9.22
蘇建洲 c 「《上博（六）·景公瘡》補釋一則」簡帛網 2007.10.7

陳惠玲「上博六《競公瘡》釋“疥”及“旬又五公乃出見折」」簡帛網 2007. 10. 20
林聖峰「上博六《競公瘡》“疥”字筭記」簡帛網 2008. 3. 27
梁靜 b「《上博六·景公瘡》“吾用晏子是襄桓之言也”新解」簡帛網 2008. 7. 28
簡帛研究網 <http://www.jianbo.org/> 掲載時期順
張崇禮 b「釋《景公瘡》的“製蔑崙折”」簡帛研究網 2007
張崇禮 c「釋《景公瘡》中的“敷情不偷”」簡帛研究網 2007. 7. 24
張崇禮 d「釋《景公瘡》中的“偶言”」簡帛研究網 2007. 7. 23
張崇禮 e「《景公瘡》第九簡解詁」簡帛研究網 7. 28
張崇禮 f「《景公瘡》第十簡解詁」簡帛研究網 2007. 7. 2. 26
劉信芳 b「上博藏六《景公瘡》簡 4、7 詩解」簡帛研究網 2007. 7. 28
侯乃峰「上博六賸義贅言」簡帛網 2007. 10. 30

[その他]

<中国語文獻>

陳偉『郭店竹書別釋』湖北教育出版社 2003
侯乃峰「上博（五）幾個固定詞語和句式補說」『楚地簡帛思想研究（三）』湖北教育出版社 2007. 4
于省吾「釋口」『考古學報』第四期 1979
鄭張尚芳『上古音系』上海教育出版社 2003
趙丹『戰國楚方言音系』中國戲劇出版社 2006
朱德熙 裘錫圭「戰國文字研究（六種）」『考古』第一期 1972
滕壬生 黃錫全「江陵磚瓦廠 M370 楚墓竹簡」『簡帛研究 2001』廣東師範大學出版社

<日本語文獻>

淺野裕一「上博楚簡『競公瘡』における爲政と祭祀呪術」『竹簡が語る古代中国思想（二）
—上博楚簡研究』汲古書院 2008. 9. 5
海老根量介「上博楚簡『弟子問』譯注（下）」第 35 回上海博楚簡研究會發表資料 2008. 4. 26
大西克也「楚簡における第一口蓋音化に関わる幾つかの聲符について」『佐藤進教授還暦
記念中國語學論文集』好文出版 2007
古屋昭弘「出土文獻と上古中國語の音韻について」『中國文學研究』第 29 期 早稻田大學
中國文學會 2003. 12
古屋昭弘「儒教と中國語學—出土文獻と上古音—」『近世儒學研究の方法と課題』汲古書
院 2006
野原將揮「無聲鼻音考」『開篇』27 號 好文出版 2008
谷中信一『晏子春秋（上）（下）』明治書院 2001

<歐文文獻>

A. Schuessler *PALATALIZATION OF OLD CHINESE VELARS* JCL Vol. 24, no. 2
W. H. Baxter *A Handbook of Old Chinese Phonology* MOUTON DE GRUYTER 1992

[辭書類]

『殷周金文集成釋文』香港中文大學出版社 2001

『汗簡・古文四聲韻』中華書局 1983

何琳儀『戰國古文字典』中華書局 1998

河南省文物考古研究所『新蔡葛陵楚墓』大象出版社 2003

李守奎『楚文字編』華東師範大學出版社 2003

李守奎 曲冰 孫偉龍編『上海博物館藏戰國楚竹書（一～五）文字編』作家出版社 2007

[竹簡の形状について]

「競公瘡」には完簡は収録されておらず、断簡のみ計 13 簡が収められている。5 号簡、6 号簡、11 号簡を除く全ての簡に第一契口と第二契口とが確認されるが、第三契口は見られない：

第 1 号簡：上段 19.5cm、下段 20.7cm

第 2 号簡：上段 19.3cm、下段 21cm

第 3 号簡：上段 19.5cm、下段 21cm

第 4 号簡：上段 19.4cm、下段 20.8cm、两段計 40.2cm

第 5 号簡：上下が断簡しており、長さ 21.2cm

第 6 号簡：下部が断簡しており、長さ 19.5cm

第 7 号簡：上段 19.5cm、下段 21.4cm

第 8 号簡：上段 19.4cm、下段 21.5cm

第 9 号簡：上段 19.3cm、下段 21.3cm

第 10 号簡：上段 19.6cm、下段 21cm

第 11 号簡：上下が断簡しており、長さ 21.5cm

第 12 号簡：上段 19.5cm、下段 21.5cm

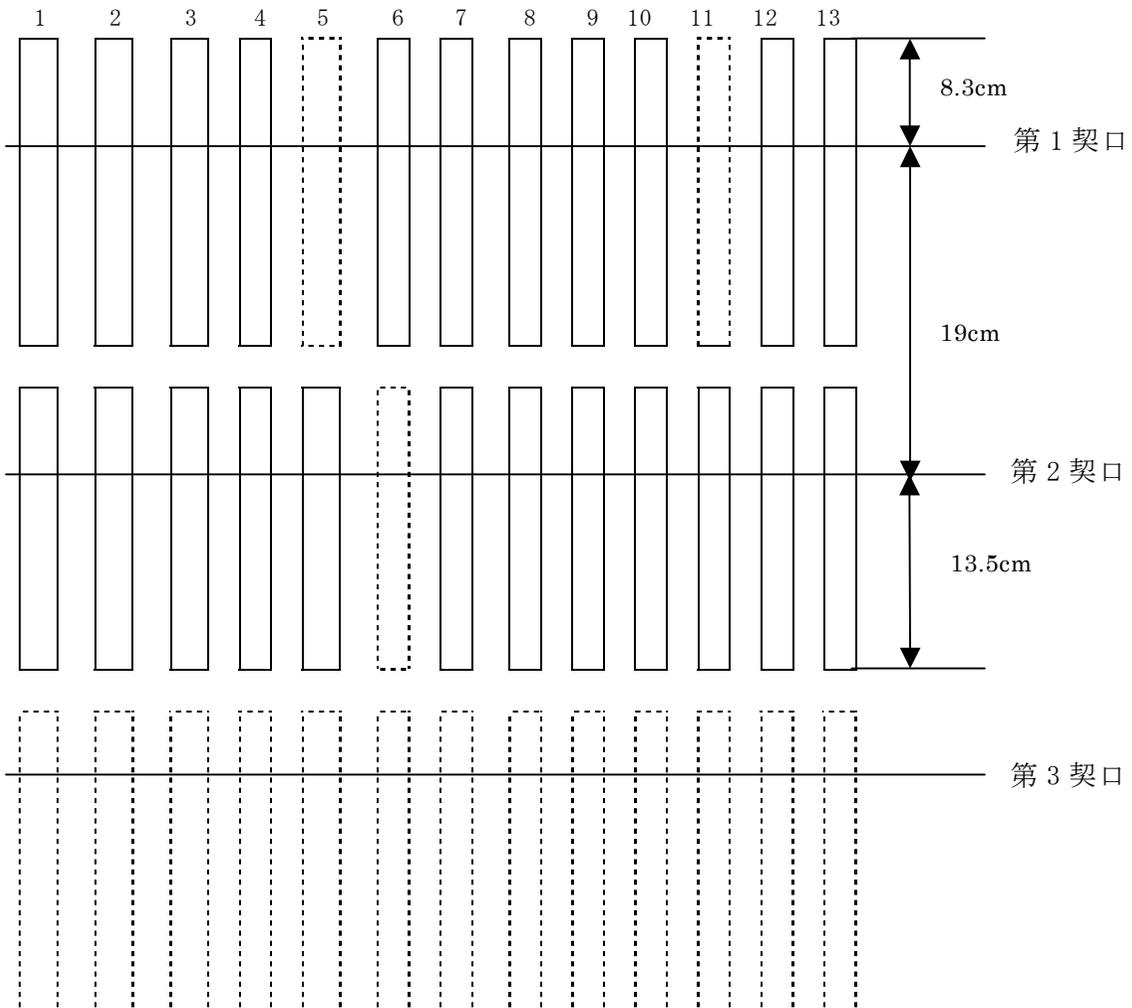
第 13 号簡：上段 19.3cm、下段 20.8cm

号簡	状態	上端～第一契口 長さ/字数	第一契口～第二 契口の長さ/字 数	第二契口～下 端の長さ/字数	計
1	断簡	8.4cm/8 字	18.9cm/19 字	12.9cm/14 字	40.2cm /41 字
2a	断簡	8.4cm/8 字	18.6cm/20 字	13.3cm/14 字	40.3cm /42 字
2b	断簡	同上	同上		3 字
3	断簡	8.3cm/10 字	19cm/20 字	15.7cm/14 字	43cm /45 字
4	断簡	8.3cm/9 字	18.7cm/20 字	13.2cm/13 字	40.2 /42 字
5	断簡	缺	断～8cm/8 字	13.2cm/15 字	21.2cm/23 字
6	断簡	8.3cm/9 字	11.2cm/11 字	缺	19.5cm /20 字
7	断簡	8.3cm/8 字	19cm/20 字	13.6cm/14 字	40.9cm /42 字
8	断簡	8.3cm/9 字	19cm/19 字	13.8cm/13 字	40.9cm /40 字

9	斷簡	8.3cm/9字	18.8cm/19字	13.5cm/13字	40.6cm/41字
10	斷簡	8.5cm/10字	18.6cm/20字	13.5cm/15字	40.6cm/46字
11	斷簡	缺	斷~8.2cm/8字	13.3cm/14字	21.5cm/22字
12	斷簡	8.3cm/10字	19cm/20字	13.7cm/14字	41cm/43字
13	斷簡	8.3cm/9字	18.8cm/20字	14cm/8字	41.1cm/37字

*網掛け箇所は斷簡のため文字が不明瞭で字数が明確でない箇所である（整理者に従えば表中の文字数になる）。

このように第一契口、第二契口の位置を勘案すると、下端が丸ごと欠損していることが予想される。[整理者・濮茅左]は「根據竹簡現状分析、本篇竹簡流傳過程中曾被折成上、中、下三段、上、中段都約長二十釐米左右、在整理中沒有發見下斷殘簡。……下段殘簡約十五釐米左右、都已流失。」とあり、下段が丸ごと流失したとしている。いま整理者に従えば、凡そ14文字程度が欠落していると予想される（点線は缺簡である）：



[編聯について]

「競公瘡」の編聯に関しては、諸氏の間には大きな出入りは見られないものの、一部編聯の入れ替えが見られる箇所もある。たとえば[何有祖 b]は以下のような編聯案を示す：

- a. 1+2+3 内外寵臣發難、欲誅祝史
- b. 4+5 晏子引述屈木與趙文子的談話、來說明處理政、祭關係的重要性
- c. 8+10+9+11+7+6+12+13 其中 8 到 12 的上段、都是晏子在對齊國本國祭、政關係分析。12 上段開始直到第 13 簡則是景公調整祭、政的主持者。

以上のように a~c の 3 部に分ける。また[梁靜 a]は以下のようにする：

1+2+3+4+5+6+11+7+8+9+10+12+13

以上のように 11 號簡を 6 號簡の後に續ける。

本稿では、第 1 號簡から第 5 號簡までは[整理者・濮茅左]に従う。そして、[何有祖 b]案に従い、第 1 群 (1~3 號簡) を「競公の病と祝史」、第 2 群 (4, 5 號簡) を「屈木と范武子、趙文子」とする。また第 5 號簡以降は 6+7+8+10+9+11+12+13 と接續させる。但し、11 號簡が果たして本篇「競公瘡」に所屬するものかについては稍疑問が残る (11 號簡は『晏子春秋・内篇諫上第一・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫第八』に近似しているようである)。第 3 群 (6+7+8+10+9 號簡) は「景公の政と民の詛」とし (當該簡の内容は『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七』と對應しており、ここではその話の流れに従い接續させる)、第 4 群 (12+13 號簡) は「晏子政を執る」とする (當該簡のように景公が晏子に職務を任せるという内容は『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七』には見られず、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』に見える内容である)。以上をまとめると以下のように分類することになる (但し 11 號簡については何處に接續するか不明である)：

- <第 1 群「競公の病と祝史」> 1+2+3
- <第 2 群「屈木と范武子、趙文子」> 4+5
- <第 3 群「景公の政と詛」> 6+7+8+10+9、 11 ?
- <第 4 群「晏子政を執る」> 12+13

[関連する傳世文獻]

本篇「競公瘡」は以下に挙げるように、『春秋左傳・昭公二十年』、『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』と對應關係にあると思われる。

『春秋左傳・昭公二十年』

齊侯疥，遂疢，期而不瘳，諸侯之賓問疾者多在。梁丘據與裔款言於公曰，「吾事鬼神豐於先君有加矣。今君疾病，爲諸侯憂，是祝史之罪也。諸侯不知，其謂我不敬。君盍誅於祝固，史嚚以辭賓。」公說，告晏子。晏子曰，「日宋之盟，屈建問范會之德於趙武。趙武曰，「夫子之家事治，言於晉國，竭情無私。其祝史祭祀，陳信不愧。其家事無猜，其祝史不祈。」建以語康王，康王曰，「神人無怨。宜夫子之光輔五君，以爲諸侯主也。」公曰，「據與款謂寡人能事鬼神，故欲誅於祝史。子稱是語，何故。」對曰，「若有德之君，外內不廢，上下無怨，動無違事，其祝史薦信無愧心矣。是以鬼神用饗，國受其福，祝史與焉。其所以蕃祉老壽者，爲信君使也，其言忠信於鬼神。其適遇淫君，外內頗邪，上下怨疾，動作辟違，從欲厭私。高臺深池，撞鐘舞女，斬刈民力，輸掠其聚，以成其違，不恤後人，暴虐淫從，肆行非度，無所還忌，不思謗讟，不憚鬼神，神怒民痛，無悛於心。其祝史薦信，是言罪也。其蓋失數美，是矯誣也。進退無辭，則虛以求媚。是以鬼神不饗，其國以禍之，祝史與焉。所以夭昏弧疾者，爲暴君使也，其言僭慢於鬼神。」公曰，「然則若之何。」對曰，「不可爲也，山林之木，衡鹿守之，澤之萑蒲，舟鮫守之，藪之薪蒸，虞侯守之，海之鹽蜃，祈望守之。縣鄙之人，入從其政。偪介之關，暴征其私。承嗣大夫，強易其賄。布常無藝，徵斂無度，宮室日更，淫樂不違，內寵之妾，肆奪於市，外寵之臣，僭令於鄙。私欲養求，不給則應。民人苦病，夫婦皆詛。祝有益也，詛亦有損。聊攝以東，姑尤以西，其爲人也多矣。雖其善祝，豈能勝億兆人之詛。君若欲誅於祝史，修德而後可。」公說，使有司寬政，毀關去禁，薄斂已責。」

『晏子春秋·外篇第七·景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』

景公疥遂疢，期而不瘳。諸侯之賓，問疾者多在。梁丘據，裔款言于公曰，「吾事鬼神，豐于先君有加矣。今君疾病，爲諸侯憂，是祝史之罪也。諸侯不知，其謂我不敬，君盍誅于祝固史嚚以辭賓。」公說，告晏子。晏子對曰，「日宋之盟，屈建問范會之德于趙武，趙武曰，夫子家事治，言于晉國，竭情無私，其祝史祭祀，陳言不愧，其家事無猜，其祝史不祈。建以語康王。康王曰，神人無怨，宜夫子之光輔五官，以爲諸侯主也。」公曰，「據與款謂寡人能事鬼神，故欲誅于祝史。子稱是語，何故。」對曰，「若有德之君，外內不廢，上下無怨，動無違事，其祝史薦信，無愧心矣。是以鬼神用饗，國受其福，祝史與焉。其所以蕃祉老壽者，爲信君使也，其言忠信于鬼神。其適遇淫君，外內頗邪，上下怨疾，動作辟違，從欲厭私，高臺深池，撞鐘舞女，斬刈民力，輸掠其聚，以成其違，不恤後人。暴虐淫從，肆行非度，無所還忌，不思謗讟，不憚鬼神，神怒民痛，無悛於心。其祝史薦信，是言罪也。其蓋失數美，是矯誣也。進退無辭，則虛以成媚。是以鬼神不饗，其國以禍之，祝史與焉。所以夭昏弧疾者，爲暴君使也。其言僭慢于鬼神。」公曰，「然則若之何。」對曰，「不可爲也，山林之木，衡鹿守之，澤之萑蒲，舟鮫守之，藪之薪蒸，虞侯守之。海之鹽蜃，祈望守之。縣鄙之人，入從其政。偪介之關，暴征其私，承嗣大夫，強易其賄。布常無藝，徵斂無度，宮室日更，淫樂不違。內寵之妾，肆奪于市，外寵之臣，僭令於鄙。私欲養求，不給則應。民人苦病，夫婦皆詛。祝有益也，詛亦有損。聊，攝以東，姑，尤以西，其爲人也多矣。雖其善祝，豈能勝億兆人之詛。君若欲誅于祝史，修德而後可。」公說，使有司寬政，毀關去禁，薄斂已責。公疾愈。」

景公疥し遂に疢し、期にして瘳えず。諸侯の賓、疾を問ふ者多く在り。梁丘據・裔款、公に言ひて曰く、「吾鬼神に事ふること先君より豊かにして加ふこと有り。今君疾病にして、諸侯の憂ひと爲るは、是祝史の罪なり。諸侯知らずして、其れ我を不敬と謂ふ。君盍ぞ祝固・史嚳を誅して、以って賓に辭せざる」と。公説び、晏子に告ぐ。晏子對へて曰く、「日に宋の盟に、屈建范會の徳を趙武に問ひしに、趙武曰く、夫子の家の事治まり、晉國を言ふや、情を竭くし私無ければ、其の祝史祭祀するに、陳言愧ぢず、其の家の事猜ひ無ければ、其の祝史祈らず、と。建以って康王に語ぐ。康王曰く、神人怨み無し、宜べなり夫子の五君を光輔し、以って諸侯の主と爲すや、と。」と。公曰く、「據と款と寡人能く鬼神に事ふと謂ふ、故に祝史を誅さんと欲す。子是の語を稱するは何の故ぞ」と。對へて曰く、「有徳の君のごときは、外内廢せず、上下怨み無く、動きて事に違ふこと無ければ、其の祝史信を薦めて、愧づる心無し。是を以って鬼神は用て饗け、國は其の福を受け、祝史焉に與かる。其の蕃祉老壽する所以の者は、信君の使と爲りて、其の言鬼神に忠信になればなり。其の適たま淫君に遇ひ、外内頗邪し、上下怨疾し、動作辟違し、欲を從にし私に厭き、臺を高くし池を深くし、鐘を撞き女を舞はせ、民力を斬刈し、其の聚を輸掠して、以って其の違を成し、後人を恤へず、暴虐淫縱し、肆に非度を行ひ、還忌する所無く、謗讟を思はず、鬼神を憚らず、神怒り民痛み、心に悛むること無し。其の祝史信を薦むれば、是罪を言ふなり。其の失を蓋い美を數ふるは、是矯り誣ふるなり。進退辭無ければ、則ち虚にして以って媚を成すなり。是を以って鬼神を饗けざれば、其の國以って之に禍ひし、祝史焉に與る。天昏弧疾する所以の者は、暴君の使ひと爲りて、其の言鬼神に僭慢すればなり。」と。公曰く、「然らば則ち之を若何せん。」對へて曰く、「爲すべからざるなり。山林の木は、衡鹿之を守り、澤の萑蒲は、舟鮫之を守り、藪の薪蒸は、虞侯之を守り、海の鹽蜃は、祈望之を守る。縣鄙の人は、入りて其の政に従ひ、偪介の關は、其の私を暴征し、承嗣大夫は、彊ひて其の賄を易ふ。常を布くこと藝無く、徵斂すること度無く、宮室日に更ため、淫樂違らず。内寵の妾は、肆に市に奪ひ、外寵の臣は、僭はりて鄙に令す。欲を私にし求めを養ひ、給らざれば則ち應ず。民人苦病し、夫婦皆詛ふ。祝するは益有るなり、詛ふも亦損有り。聊・攝より東、姑・尤より西は、其の人爲ること多し。其れ善く祝すると雖も、豈に能く億兆人の詛ひに勝たんや。君若し祝史を誅せんと欲すれば、徳を修めて而る後に可なり」と。公説び、有司をして政を寛くして、關を毀ち禁を去り、斂を薄くし責を已めしむ。公の疾愈ゆ。(谷中信一 2001 参照)

『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』

景公疥且瘡，期年不已。召會譴・梁丘據・晏子而問焉曰、「寡人之病病矣。使史固與祝佗巡山川宗廟，犧牲珪璧莫不備具，其數常多先君桓公。桓公一則寡人再。病不已，滋甚。予欲殺二子者以説于上帝，其可乎。」會譴・梁丘據曰、「可。」晏子不對。公曰、「晏子如何。」晏子曰、「君以祝爲有益乎。」公曰、「然。」晏子免冠曰、「若以爲有益，則詛亦有損也。君疏輔而遠拂，忠臣擁塞，諫言出。臣聞之，近臣嘿，遠臣瘖，衆口鑠金。今自聊攝以東，姑尤以西者，此其人民衆矣，百姓之咎怨誹謗，詛君于上帝者多矣。一國詛，兩

人祝，雖善祝者不能勝也。且夫祝直言情，則謗我君也，隱匿過，則欺上帝也。上帝神，則不可欺，上帝不神，祝亦無益。願君察之也。不然，刑無罪，夏商所以滅也。」公曰，「善解余惑，加冠。」命會譴毋治齊國之政，梁丘據毋治賓客之事，兼屬之乎晏子。晏子辭，不得命，受，相退，把政。改月而君病悛。公曰，「昔吾先君桓公，以管子爲有力，邑弧與穀，以共宗廟之鮮。賜其忠臣，則是多忠臣者。子今忠臣也。寡人請賜子州款。」辭曰，「管子有一美，嬰不如也。有一惡，嬰不忍爲也其宗廟之養鮮也。」終辭而不受。

景公疥して且つ瘡し、期年にして已まず。會譴・梁丘據・晏子を召して問ひて曰く、「寡人の病病し。史固と祝佗とをして山川宗廟を巡らしめ、犠牲珪璧備具せざること莫く、其の數常に先君桓公より多し。桓公一たびすれば則ち寡人再びす。病已えずして、滋ます甚だし。予二子なる者を殺して以って上帝に説かんことを欲す、それ可ならんか」と。會譴・梁丘據曰く、「可なり」と。晏子對へず。公曰く、「晏子は如何」と。晏子曰く、「君祝を以って益有りと爲すか」と。公曰く、「然り」と。晏子冠を免ぎて曰く、「若し以って益有りと爲さば、則ち詛も亦損有らん。君輔を疎んじ拂を遠ざくれば、忠臣擁塞して、諫言出でず。臣之を聞き、近臣嘿し、遠臣瘖し、衆口金を鑠かす、と。今聊攝より以東、姑尤より以西は、此れ其の人民衆く、百姓の咎怨誹謗し、君を上帝に詛する者多し。一國詛し、兩人祝す、善く祝する者と雖も勝つ能はざるなり。且つ夫れ祝、情を直言すれば、則ち我が君を謗るなり、過ちを隱匿すれば、則ち上帝を欺くなり。上帝神ならば、則ち欺くべからず、上帝神ならずんば、祝も亦益無からん。願わくは君之を察せよ。然らずして、無罪を刑するは、夏商の滅びし所以なり」と。公曰く、「善く余の惑ひを解きたり、冠を加へよ」と。會譴をして齊國の政を治ること毋く、梁丘據をして賓客の事を治ること毋からしめ、兼ねて之を晏子に屬す。晏子辭するも、命を得ざれば、受け、相い退き、政を把る。改月にして君の病悛ゆ。公曰く、「昔吾が先君桓公、管子を以って力有りと爲し、弧と穀を邑にし、以って宗廟の鮮に共せり。其の忠臣を賜ふは、則ち是忠臣を多とする者なり。子は今忠臣なり。寡人請う子に州款を賜はん」と。辭して曰く、「管子に一の美あり、嬰如からざるなり。一の惡有り、嬰その宗廟に之鮮を養ふことは爲すに忍びざるなり」と。終に辭して受けず。(谷中信一 2001 参照)

第 1 群 「競公の病と祝史」 (1～3 號簡)

～1 號簡～

本文

齊競 (景) 公 □ (疥) □ (且) □ (瘡)、□ (逾) □ (歲) 不巳、□ 【1】 □ (□) 與 □
【2】 (梁) 丘虞 【3】 (據) 言於公曰、□ (吾) □ 【4】 (幣) 帛甚 □ (美) 於 □ (吾) 先
君之量矣。□ (吾) □ 【5】 □ (璧) 【6】 大鳥 【7】 (於) □ (吾) 先君之 □ ・ ・ ・ 【～以
上第 1 號簡】、

訓讀

齊の競(景)公【8】、□(疥)して□(且)つ□(瘡)し【9】、□(逾)□(歳)にして已えず【10】、□□(□)と□(梁)丘虞(據)公に言いて曰く【11】、「吾□(幣)帛は□(吾)先君之量より甚だ□(美)なり。□(吾)□□(璧)は先君の□より大なり【12】。・・・【～以上第1號簡】

口語譯

齊の景公は皮膚病を煩い、さらには間歇熱にかかった。病は一年しても癒えることはなかった。□□と梁丘據は景公に対して次のように言った。「我等の幣帛(御手座)は先君のものよりも遙かにうつくしいのです。私たちの珪璧は先君の□よりも大きいのです。・・・【～以上第1號簡】

注

【1】 當該字について、[整理者・濮茅左]は「割」に作るが、本稿では圖版に據り「□」に作る。

【2】 當該字について、[整理者・濮茅左]は「梨」に作るが、圖版に據り「□」に作る。

【3】 當該字について、「整理者・濮茅左」は『説文・卷七下・豕部』に「鬪相𠂔不解也。從豕𠂔。豕𠂔之鬪不解也……。一曰、虎兩足舉」とあるのを引き、「虎の兩足」であるとして「□」に作り、「據」の異體字であるとする。當該字に關して諸氏の見解に出入りが



見られる。まず、[郝士宏]は『九年衛鼎』(上從𠂔、下從乘)を「□」に讀むことを挙げ、本篇「競公瘡」に見える當該字を「□」に作り、「據」に讀むとしている(『殷周金文集成釋文(二)』p. 399)。また何琳儀『戰國古文字典』に見える「乘」と當該字下部が近似していることも指摘している(『戰國古文字辭典』p. 145)。また、[徐在國]は傳世文獻中に「梁丘據」と見えるため當該字を「據」に讀むことについては同意するものの、「□」に作ることを否定し、「虞」に作るべきとしている。その根據として、本

篇「競公瘡」に見える「據」(に讀まれると思われる)三字を挙げ、 (1號簡)、

(13號簡)、 (9號簡)それぞれの字形下部に注目している(9號簡に關しては字形

上部)。1號簡、13號簡はそれぞれ上部に「𠂔」を冠し(1號簡下部, 13號簡下部)、

9 號簡は下部に「土」を付加しており（9 號簡上部 ）、それぞれ晩周金文の「虞」に

近いとしている。たとえば、「邵鐘」、「吉日壬午劍」、「蔡侯申殘鐘」、「雁

節」などを擧げている（『殷周金文集成釋文』「邵鐘」（1）p. 209、「吉日壬午劍」未見、「蔡侯申殘鐘」（1）p. 199、「雁節」（6）p. 775 また〔徐在國〕が擧げる以外にも「虞公劍」

等が見える）。ちなみにその「虞」は『説文・卷五・虍部』には「」（「口」）鐘鼓

之柎也。飾爲猛獸。從虍異象其下足。（「鑿」）口或從金虞聲。（「虞」）篆文口字」とあり、〔朱德熙・裘錫圭〕は、『説文』で示されている様な「虍+異」で作られる「口」

は古文字中には見えないとして、「邵鐘」や「吉日壬午劍」は寧ろ『説文』で「口字の篆文」として示された「虞」であるとしている。「虞」の下部と「異」の下部が近似

しているために、後に「虞」を「從虍從異」としてしまったとする。また「雁節」の下部であるが、「乘」に近似していることは認めるものの、「乘」ではないと否定している。

また〔曾憲通〕は、「蔡侯申殘鐘」は「邵鐘」、「吉日壬午劍」の異體であり、

僅かに人型を残しており、また戦国文字の「乘」にも似るとしている（「公乘壺」「乘」を擧げる、『殷周金文集成釋文』（5）p. 385）。偏旁の位置が固定した後に變化が進み、「蔡侯

申殘鐘」から「雁節」というように簡略化が進んだとする。「虞」の下部の變化は以下の通りである：

 →  → 

その後、「虍」が聲符として付加され「虞」になったとし、そして『説文解字』に見える篆文「虞」を正文とし、さらには『説文』正文とある「口」を異體とすべきであるとされている。以上の〔朱德熙・裘錫圭〕〔曾憲通〕をひとつの據り所として、〔徐在國〕は本篇「競

公瘡」の  1 號簡、 13 號簡を「虞」に隸定し、 9 號簡を「□」（從土、□聲）

に隸定し、「□」の異體字とする。また[郝士宏]が挙げた『九年衛鼎』 「□」については、「從乘、疋聲」で銘文中では「虞」に讀むとする（『九年衛鼎』には「乘」「□」「虞」の3字が見られそれぞれ書き分けがあるようである『殷周金文集成釋文』）。

また[于省吾]には  や  （于省吾は「□」に作る）に関する論考があり、『説文解字』

に「□」の篆文として見える「虞」を『説文』正文とするべきこと、また「邵鐘」、

「壬午劍」 は両手を舉げている 、 の「□」に従っていること、『説文解字』の

「虞」の下部「□」は  であるとしている。従って「虞」については『説文』を一部改め「虞、鐘鼓之柎也、飾爲猛獸。從疋□、□亦聲」と説解すべきであるとしている。

また当該字と關連する字は『上博楚簡五』「弟子問」でも見られる。そこでも幾つか議論が交わされており、例えば[季旭昇]は『上博楚簡五』「弟子問」20 號簡に見える  について、「原考釋所隸「」、讀爲「乘」之字，疑應隸作「虞」。下部從「乘」省（亦可逕視爲從「乘」），不從四「止」。上從「疋」聲，則似可讀爲「據」として、「據」に讀む。

[陳劍]は「虞」（據）に讀む。また[侯乃鋒]は『上博楚簡五』「弟子問」20 號簡の  を劉信芳が「撫」に讀むことを参考にして同じく「撫」に讀む（字形下部を「舞」とし、「疋」と「無」のいずれも聲符とする）。その據り所として、「匱侯銅泡」（『殷周金文集成釋文（6）』p.722）の  「舞」と「弟子問」20 號簡  とが近似していることを挙げ

ている（その他、傳世文獻との比較等を挙げる）。また[海老根量介]は「乘」や「舞」の一部と認められる「舛」を幾つか挙げる：

 「乘」『上博楚簡』「東大王泊旱」2 號簡



「乘」『郭店楚簡』「語叢二」26 號簡



「𠂔」『包山楚簡』267 號簡



「𠂔」『上博楚簡』「容成氏」14 號簡



「𠂔」『上博楚簡』「周易」37 號簡



以上のように「舛」を有する字を挙げ、上部の

で書かれていることを指摘する。一方、「弟子問」20 號簡  や「景公瘡」1 號簡  の下

部は  のように表記されており二畫ではなく一畫で表記されており、その表記

上の違いを根據とし、「弟子問」20 號簡  を「虞」に讀む（然し、「景公瘡」9 號簡  の

上部に限っては  のように表記されており一畫で表記されているかは稍疑わしい）。

本篇「競公瘡」の出土により當該字を「據」に讀むことに異論はないだろう。本稿では、[徐在國]等に従い當該字を「虞」に作り、「據」に讀むとする。また「景公瘡」13

號簡  については「虞」の省略形とする。「競公瘡」9 號簡  に関しては、「𠂔」に作り、「虞」の異體字と考えるのが良いだろうか（[徐在國]は從土、𠂔聲とする）。

いずれにせよ當該字が、景公の寵臣である「梁丘據」の「據」と関連する点については、文獻上認められることである。

【4】 當該字は[整理者・濮茅左]は「幣」に作るが、圖版に據り「𠂔」に作る。

【5】 當該字は[整理者・濮茅左]は「珪」に作るが、圖版に據り「□」に作る。



【6】 當該字について、[整理者・濮茅左]は、「□」に作り、「呆」を聲符とし「寶」に讀む。「寶」は『説文・卷七下・宀部』に「珍也。從宀從王從貝缶聲」とあり、聲符が「缶」であることが分かる。従って「呆」は幫母幽部、「缶」も同様に幫母幽部であり通

用可能である。例えば、『包山楚簡』226 號簡 、236 號簡 「□」などが見えいずれも「寶」の異體字、或いは假借字であろう。然し、本稿では當該字を「□」に作り、

「寶」に讀むという考えには従わない。例えば、[何有祖 b]は 「□」ではなく、「從玉從辛」とし「璧」に讀む（正確には「□」に隸定すべきか）。「珪璧」とは祭祀に用いる玉器であるとし、『墨子・尚同中』に「珪璧幣帛不敢不中度量」とあることを例として挙げる。

そうしてみると、當該字 は右傍の字形が「呆」「辛」の何れであるかが問題となっていることが分かる。そこで、いま「辛」「呆」に關連する字形を以下に挙げる：

「璧」		『上博・魯邦大旱』3 號簡
「辟」		『上博・曹末之陳』35 號簡
「辛」		『包山楚簡』21 號簡

「□」		『上博楚簡・三德』9 號簡
「□」		『包山楚簡』226 號簡
「□」		『包山楚簡』236 號簡
「保」		『上博楚簡・孔子詩論』10 號簡

當該字 と比べてみると、『魯邦大旱』3 號簡に見える 、『曹末之陳』35 號簡 と

右旁が近似していることが分かる（ちなみに何琳儀『戦国古文字典』では「璧」の「口」を繁化の一種であるとする）。さらに、傳世文獻中に、「珪璧」は見えるけれども、「珪寶」は先秦資料では管見の限り見られない。また上記した『墨子・尚同中』に「珪璧幣帛不敢不中度量」とあり、「珪璧」と「幣帛」とが並びあらわれており、本篇「競公瘡」でも「幣帛」が出てきていることを勘案すると当該字を「珪璧」の「璧」に讀むのが妥当であろう。したがって本稿では[何有祖 b]に従い「口」（璧）に讀む。

【7】 [整理者・濮茅左]は当該字を「於」に作るが、いま圖版に據り「烏」に作る。[高榮鴻]が指摘するように、本篇「競公瘡」第1號簡には「於」に讀まれる字が三字見られ、当該字は他の二字とは異なり「烏」に作る。さらに[高榮鴻]は、当該字について『上博

(二)』「子羔」第11號簡 、『上博三』「彭祖」第1號簡 、と近似しており、ま

た『上博』「緇衣」第2號簡  の省形であるとする。

【8】「齊競（景）公」について、

齊の競公とは齊の景公のことである。『史記・齊太公世家』よると「崔杼立莊公異母弟杵臼、是爲景公。景公母、魯叔孫宣伯女也。景公立、以崔杼爲右相、慶封爲左相。二相恐亂起、與國人盟曰、「不與崔慶者死。」晏子仰天曰、「嬰所不獲、唯忠于君、利社稷者是從。」不肯盟。慶封欲殺晏子、崔杼曰、「忠臣也、舍之。」齊太史書曰、「崔杼弑莊公」、崔杼殺之。其弟復書、崔杼復殺之。少弟復書、崔杼乃舍之。」とある。以上の記述は史の清廉さを明示した一文として甚だ有名である。齊の景公は紀元前547年頃から前490年まで在位し、晏子は40年の間を相として、景公を補佐したとされている。また「競」を「景」に讀むことについて、音韻論的にも問題はない。「競」は群母陽部、「景」見母陽部であるから通用に関して問題ないと考えられる（『説文・卷七上・日部』に「光也。從日京聲」とあり「京」が聲符であることがわかる）。それにしても何故、景公の「景」を「競」で表記しているのか、非常に興味深い点である。

【9】「齊景公疥且瘡」について、

[關連する傳世文獻]で示したように景公が病に伏せる記述は『春秋左傳・昭公二十年』、『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』に見える（それ以外にも、景公が水の病にかかり占蓍者を召す場面の「景公病水蓍與日鬪晏子教占蓍者以對 第六」や景公が瘍に侵され、晏子に背中を擦ってもらう場面の「景公病瘍晏子撫而對之通知群臣之野 第七」等が見える）。いま、「齊景公疥且瘡」についてそれぞれの記述を挙げると以下のような對應が見られる：

癢疥疾（皮膚病）、秋時有瘧寒疾（發熱）、冬時有嗽上氣疾（咳など）」が見え、「疥」は夏に發し、「瘧」は秋に發することから、本篇「競公瘧」の「疥且瘧」（左傳では「疥遂瘧」）の記述に合うとしている。また上述したように、[整理者・濮茅左]が第2號簡の背面に「競（景）公瘧」の三字しか見えないことを根據に「疥」は「瘵」の假借字で小瘵を意味すると結論づけていることについて、[陳惠玲]は寧ろ「瘧」の病狀が「疥」（皮膚病）よりも重かったからこそ2號簡背面には「疥」を表記する必要はなく、「競公瘧」の三字しか表記していないと推測している。

また[林聖峰]は概ね[整理者・濮茅左]の考えに従うとしている。そのなかで、「疥」と「瘵」の通用關係について音韻論的な通用のみならず、字形の近さにも言及している。

たとえば、「疥」には （包山 114 號簡）、「瘵」には （包山 13 號簡）、（包山 127 號簡）を挙げ、字形が近似していることを指摘している。また戰國文字中で「疒」

の横筆畫が省略されるとして、「疾」（包山 207 號簡）、横の筆畫が省略された 

「疾」（包山 236 號簡）を挙げている。また同様の例として 「疒」（包 152）、

「疒」（包 207）を挙げる。以上をもとに[林聖峰]は「瘵」と「疥」にも字形の近似性が見えるとし、それを根據として、本來は「景公瘵且瘧」であったものが、字形の近似により「景公疥且瘧」となったとしている。

案ずるに、[林聖峰]の指摘ように「疥」「瘵」兩字形の近似は認められるが、當該簡では「虫」が付加されており、字形の近似により「瘵」が「疥」に誤寫されたとは考え難い。では、[整理者・濮茅左]の言うように假借と見做すのが良いのだろうか。然し、「疥」が「介聲」であるとすれば、「介」は見母祭部に所屬し、一方で「瘵」の聲符を『説文解字繫傳』「瘵、二日一發瘵也。從疒亥聲。」に従い「亥聲」とするならば、「亥」は見母之部に所屬するため當時通用可能であったかは音韻論的には稍疑わしい。「亥」は吳音「ガイ」漢音「カイ」、中古音・蟹攝匣母哈韻一等開口上聲であるから一見通じそうであるが、「亥」を聲符に持つ「核」「刻」等は之部職部である（但し、[鄭張尚芳]は「欸」を祭部に入れる）。ただ、「介」が祭部であったという根據自體が疑わしいという点も指摘され得る。「介」は脚韻字でもなければ、傳世文獻でも「介音界」や「介音戒」とあり、また中古音の怪韻は上古で之部になる字が多いため、「介聲」が之部である可能性もまた否定できないのである（ただし介聲を之部に分類する研究者は管見の限り見当たらない）。いずれにせよ「疥」が之部であれば「瘵」との通用の可能性も否定できない。ここでは音韻論的なことよりも、當該字に「虫」が表記されている点に注目し、矢張り「皮膚病」に讀むのが良いと考える。また『馬王堆帛書』「五十二病方」には當該字（虫は表記され

ていない)が見え、「皮膚病」とある(2008.6.7に開催された第36回「上博楚簡研究會」において、大西克也先生にご助言を頂いた。「疥」は『馬王堆帛書』「五十二病方・乾騷」に見える)。本稿では暫し表記に従い「競公疥且瘡」とし、皮膚病になった後に瘡を患ったと読むこととする。

【10】「逾歲不已」について、

[整理者・濮茅左]は「□」に作り、「逾」或いは「揄」に読む。「揄」は『説文解字・卷十二・手部』に「引也。従手俞聲」とある。また「逾」は『説文解字・卷二下・辵部』に「□進也。従辵俞聲。周書曰無敢昏逾」とある。また[整理者・濮茅左]は『玉編』に「逾、越也、遠也、進也。」とあることを挙げている。またそれに續く「□」については、楚文字中で「歲」に読むことが広く認められている。對應する『春秋左傳』『晏子春秋・内篇・外篇』では「期而不瘳」、「期而不已」とある。また2號簡にも同様の記述が見える。

【11】「□□與梁丘據言於公曰」について、

(「曰」字は辛うじて確認できるも。それに續く字が表記されているようにも見受けられるが、一體何の字かは分からない)

「□□」について、[整理者・濮茅左]は『春秋左傳・昭公二十年』で「梁丘據與裔款言於公曰」とあり、また『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』にも同様に「梁丘據，裔款言于公曰」とあり、「梁丘據」と「裔款」が見られること、そして、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』には「召會謹・梁丘據・晏子而問焉曰」とあり、「會謹」という人物が見られることを参考として挙げている。當該簡では「□□」という人物が「梁丘據」とともに景公のもとに現れるという場面である。そこで[整理者・濮茅左]は「□、從疒卷省聲、疑亦「□」字、與「款」、「謹」古音同、可通」として、本篇の「□□」が「裔款」、「會謹」のいずれかに相當するものとしている(いずれに相當するかについては斷言していない)。「何有祖 a」は、「□□」を「會謹」と見做している。その根據として「□」は上古で見母月部(祭部)、「會」は匣母月部(祭部)であることを挙げている。また「□」について、「何有祖 a」は當該

字の聲符と思われる部が『郭店楚簡・窮達以時』6號簡「管夷吾～」の (□、管)と

近似しており、その が「管」に讀まれることから、當該箇所を「謹」と讀むとしている(それぞれ見母元部合口であるから音韻面では問題ない)。「郝士宏」は[何有祖 a]と同様に「□」「會」兩字の音が近いこと、更には『古文四聲韻・卷五・十一』「割」の下

に古文「□」字()が見えることを根據として挙げ、「□□」を「會謹」とする。

案ずるに、「裔款」の「裔」は上古で祭部に所属するが、聲母は以母であると思われるから、L-type の聲母であり、牙喉音系の「ㄑ」との通用は積極的に認められない。その一方で、「會謹」の「會」は見母合口で「割」は見母開口であり、同じ牙音系の見母に所属するものの、開合を異にする。開合が異なる場合には、通假できないと看做すのが原則ためこれも積極的に認められないが、然し当該箇所は人名を指しているからそれに従う必要もないかもしれない。ここでは「會謹」「裔款」のいずれかを指すことについては認めるが、そのどちらを指すかについては決めかねる。また『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』に見える「裔款」と『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』に見える「會謹」が全くの同一人物を指すか否かについては本篇「競公瘡」からは不明である（[李天虹 c]は同一人物と見做しているようである）。

「梁丘據」について、[整理者・濮茅左]は「梨、今本作「梁」、音可通」とするが、「梨」は來母脂部、「梁」は來母陽部であり、原則として通用は不可能であると考えられる（『説文・卷六上・木部』「梁、水橋也。從木從水亦聲」。[陳偉]は、『中國文字』新二十五期

で[白于藍]が『包山楚簡』157 號簡  を「梁」の異體字としていることを挙げ（また李守奎『楚文字編』には「大口亦讀大梁」とあり、また「江陵磚瓦廠楚墓竹簡」M370 1

號簡に  が見える。『簡帛研究 2001』p. 218、『中國文字』新 25 期については譯注者

未見）、当該字を「梁」の異體字とする。また『上博楚簡』「魯邦大旱」6 號簡に 、

『郭店楚簡』「成之聞之」35 號簡に  が見られることを挙げ、それぞれ「梁」の異體

字としている。まず『説文・卷四下・刀部』を見てみると「 刃、傷也。從口從一」

とあり、一方で「 口（刃）、刀堅也。」とあり、「刃」と「口（刃）」にはそれぞれ書

き分けが見られる。いま「景公瘡」1 號簡  を見てみると「刃」が表記されており、ただちにこれを「刃聲」と看做すことは難しい。然し、何琳儀『戰國古文字典』では「戰國文字承襲金文。或作刃、連接兩斜筆」とあり、さらに『春秋左傳』『晏子春秋』等に景

公の寵臣「梁丘據」という人物名が数多く見えるため、矢張りここでは当該字を「梁」の異體字と看做すのが妥當であろう。

【12】「吾幣帛甚美於吾先君之量矣。吾口璧大於吾先君之口」について、

「口(美)」について、[整理者・濮茅左]は「倍」に讀む。その根據として、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』「其數常多先君桓公。桓公一則寡人再。」とあり、“桓公が一たびすれば、景公は再びす”としており、「倍」は「再」と同義であるとしている。

「倍」について文意からは問題はなさそうである。然し「口」は明母微部（或いは脂部）、「倍」は竝母之部であり、韻部が微部と之部であるから通用するとは考え難い。音韻論的な解釋であれば、「配」に讀む可能性も考えられる。「配」は滂母微部である。『説文解字』で「配」は「己聲」（諧聲系列では之部）とされるが、『説文解字』段注では「配」が「妃」に通用することが指摘され、微部に讀まれる（『古字通假會典』等参照）。「吾幣帛甚配於吾先君之量矣」として、「先君の量に徹底的に匹敵する、つりあう」と讀むこともできるかもしれない。然し、後述部分に「大於吾先君之口（先君の口より大きい）」とあり、一種の對句的な表現となっていることから「美」とそのまま讀むのがよいのではないだろうか。従って、当該箇所でも敢えて通假などとは考えず、「先君の量（数ではなく“はかり”の意味か）よりも美しい珪璧を供えた」とする（「大」と「美」に関しては、『荀子・第十二篇・君道』に「急得其人則身佚而國治、功大而名美」とある）。

また文末の口であるが、[整理者・濮茅左]は「度」を補うことができる可能性を示している。注【6】で挙げたように、『墨子・尚同中』に「珪璧幣帛不敢不中度量」とあり、珪璧と幣帛を既定の範囲内で納めることを述べている。当該箇所では「量」という表現が現れているため、[整理者・濮茅左]の示すように口を「度」に讀むことができるかもしれない。但し「大於～」という字句に續くもので「度」という例は管見の限り傳世文獻中には見当たらない（「美於量」という表現も見られない）。

当該箇所と近似した箇所が『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』に見受けられる：

景公疥且瘡，期年不已。召會譴・梁丘據・晏子而問焉曰，「寡人之病病矣。使史固與祝佗巡山川宗廟，犧牲珪璧莫不備具，其數常多先君桓公。桓公一則寡人再。病不已，滋甚。予欲殺二子者以説于上帝，其可乎。」

以上のように、『晏子春秋』では「史である固と祝である佗を派遣し、山川宗廟を巡らせ、犠牲や珪璧を供えなかったことは無く、先君である桓公が一たびすれば、景公は再びした」としている。一方、本篇「競公瘡」では、まず「幣帛が先君の量より遙かに美しいこと」、「珪璧先君の口よりも大きい」としており、『晏子春秋』で挙げられている「犠牲」については、本篇「競公瘡」では觸れられていないのが特徴である。「犠牲珪璧」を供えることについては『管子・第六十四篇・形勢解』に「明主之動靜得理義、號令順民

心、謀殺當其罪、賞賜當其功。故雖不用犧牲珪璧禱於鬼神、鬼神助之、天地與之、舉事而有福。亂主之動作失義理、號令逆民心、誅殺不當其罪、賞賜不當其功、故雖用犧牲珪璧禱於鬼神、鬼神不助、天地不與、舉事而有禍。」とあり、犠牲珪璧を供えるのみでは全てがうまくいくとは限らないとある。また『上博楚簡（二）』「魯邦大旱」3,4 號簡にも「珪璧幣帛」が見える。そこでは「雨乞い」について言及されており、まず「珪璧幣帛」を山川に惜しまず供えること、そして「刑と徳」とを正しく行うことが重要であることを述べている。ここでの「刑と徳」は上記の『管子・第六十四篇・形勢解』の「誅殺不當其罪、賞賜不當其功、故雖用犧牲珪璧禱於鬼神、鬼神不助、天地不與」で「罪に見合った罰」と「功に見合った賞賜」に相當するものだろうか。関連する諸文献『晏子春秋・内篇』では景公が「自身が先君よりも珪璧幣帛を十分に備えている」と家臣に述べ、それにも拘わらず禍があるというのは祝史の責任であり、したがって祝史を罰したいという考えを述べている。その上で晏子が祝史を刑罰に處することに反対し、それを諫めるといふ流れで話がすすめられる。すなわち、晏子は珪璧幣帛を供えるのみでは足りないとしていることが見受けられ、その點に關しては「魯邦大旱」『管子』の指摘するものと同様の記述である。

また『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』には次のようにある（『春秋左傳・昭公二十年』も同様の内容である）：

景公疥遂瘡、期而不瘳。諸侯之賓、問疾者多在。梁丘據・裔款言于公曰、「吾事鬼神、豐于先君有加矣。」

以上のように、本篇「競公瘡」や『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』とは稍異なり、「珪璧幣帛」についての仔細な言及は見られない。但し、そこにある考え方は共通しており、「先君より祭祀を重視している」という趣旨の主張がうかがえる（「祝史」を誅したいという考えも、結果として晏子に諫められるという点も一致している）。

また[谷中信一 2001]に據ると、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』の「其數常多先君桓公」に「多」の後に「於」等を置くか否かについての議論が見られることが述べられている（王念孫は置くべきとするが、陶鴻慶、吳則虞は古文は簡潔であったはずだから「於」等は必要ないとする）。當該簡に「於」が見られることは何らかの證となるかもしれない。

～2 號簡～

本文

公□（疥）□（且）□（瘡）、□（逾）□（歲）不已、是□（吾）亾【13】（亡）＝良祝□【14】（史）也。□（吾）□【15】（欲）鼓（誅）者（諸）祝□（史）。公□（舉）頁

(首) □ (答) 之。尚 (倘) □ (然)、是 □ (吾) 所 □ (望) 於女 (汝) 也。盍豉 【16】
(誅) 之。二子 □ (急) □ (將) ……【～以上第 2 號簡 a】 競公瘡 【2 號簡 b】

訓讀

公、□ (疥) して □ (且) つ □ (瘡) し、□ (逾) □ (歳) にして已えず 【17】、是 □ (吾) 良き祝 □ (史) 凶 (亡) きなり 【18】。□ (吾) 者 (諸) 祝 □ (史) を豉 (誅) さんと □ (欲) す 【19】。」と。公頁 (首) を □ (擧) げ □ (答) う 【20】。「尚 (倘) □ (然) たり、是 □ (吾) 女 (汝) に □ (望) むところなり 【21】。盍ぞこれを誅せざる。」と。二子急ぎ □ (將) 【22】 ……【～以上第 2 號簡 a】
競公瘡 【23】 【2 號簡 b】

口語譯

(第 1 號簡に續き梁丘據と□□の話) 公は皮膚病を煩い、さらには間歇熱にかかっています。一年たっても癒えることはありません。これは良い祝、史がない爲でありましょう。わたしは祝史等を刑に處したいと思います。」公は首を擧げて答えた。「もしそうであれば、これはそなたたちに任せることにしよう。ではどうして刑に處さないのか」二子 (高子、國子) は急ぎ…… 【～以上第 2 號簡】

注

【13】 當該字「□」の右下に小さく「凶＝」とある。

【14】 [整理者・濮茅左]は「吏」に作るが、圖版により「□」に作る。

【15】 「□」について、圖版に従い「□」に作る。

【16】 「豉」について、



「誅」の異體字だろう。『郭店楚簡・五行』35 號簡に「豉」が見え「誅」に讀む。

3 號簡には「□」が見え「誅」に讀む。「豆」「朱」はともに舌音で侯部に所屬する。いずれも舌音 T 系由来の聲母である。

【17】 「公 □ (疥) □ (且) □ (瘡)、□ (逾) □ (歳) 不已」について、當該箇所は第 1 號簡の會譚と梁丘據が景公に進言する文言が續くと思われる箇所である。第 1 號簡では「吾等の □ (幣) 帛 (御手座) は先君のものよりも美しく、私たちの □ □ (璧) は先君の □ より大きいのです。」とある。それに續き 2 號簡では會譚と梁丘據が「幣帛」「珪璧」を十分供えているにも拘わらず、景公の病が一向に回復しないことを述べている。當該箇所以降では、その景公の病が癒えない責任を祝と史の責任であると指摘している。以上の内容と傳世文獻とに關連が認められ、いまそれを整理すると以下のよう

になる：

『春秋左傳・昭公二十年』

齊侯疥，遂疢，期而不瘳，諸侯之賓問疾者多在。梁丘據與裔款言於公曰，「吾事鬼神豐于先君有加矣。今君疾病，爲諸侯憂，是祝史之罪也。諸侯不知，其謂我不敬。君盍誅于祝固，史嚚以辭賓。」

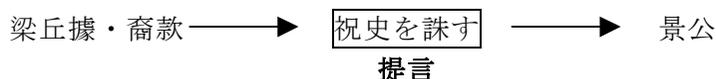
『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』

景公疥遂疢，期而不瘳。諸侯之賓，問疾者多在。梁丘據，裔款言于公曰，「吾事鬼神，豐于先君有加矣。今君疾病，爲諸侯憂，是祝史之罪也。諸侯不知，其謂我不敬，君盍誅于祝固史嚚以辭賓。」

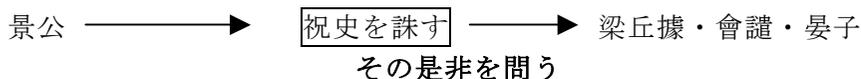
『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』

景公疥且瘳，期年不已。召會譴・梁丘據・晏子而問焉曰，「寡人之病病矣。使史固與祝佗巡山川宗廟，犧牲珪璧莫不備具，其數常多先君桓公。桓公一則寡人再。病不已，滋甚。予欲殺二子者以説于上帝，其可乎。」

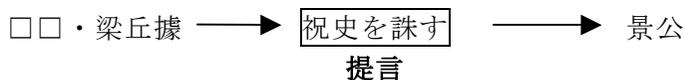
『春秋左傳』と『晏子春秋・外篇』は梁丘據と裔款が景公に祝と史を誅すことを提言している：



一方、『晏子春秋・内篇』では景公が自ら會譴と梁丘據と晏子を召して祝と史を誅すことについて如何様に思うかを問うている。



本篇「競公瘳」では、□□と梁丘據が景公に祝と史を誅すことを提言していると思われる。



以上の点のみに着目すれば、本篇「競公瘳」の当該箇所については『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七』に近似しているといえよう。然し、鬼神に祈る際の振る舞いとしてより仔細に「珪璧幣帛の質」について述べているのは『晏子春秋・内篇諫上・十二』であり、『晏子春秋・外篇第七』では「吾事鬼神、豐于先君有加矣」とあるのみである。その点に関して本篇「競公瘳」は『晏子春秋・内篇諫上・十二』に近似していると思われる：

≪「競公瘳」と諸文献の近似点≫

先君との比較 (珪璧幣帛についての詳細な言及)	『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』に近似
祝史を誅すことの提起 (梁丘據等からの提言)	『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』に近似

【18】是□（吾）亾（亡）＝良祝□（史）也について、

「亾」が抜けたためか、「□（吾）」の右下に小さく「亾」と合文符號「＝」が表記されている。「祝史」について、『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』では「君蓋誅于祝固史囂」とあり、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』では「使史固與祝佗巡山川宗廟」とあり、「祝固」は共通して出現しているものの、「史」については「囂、佗」と違いが見受けられる。本篇「競公瘡」では「固、囂、佗」については現れない（斷簡部分に表記されている可能性もある）。

【19】□（吾）□（欲）豉（誅）者（諸）祝□（史）について、



「□」について、[整理者・濮茅左]は「欲」に讀む。この點に關して諸氏の見解に異論は見られない。ただ、字形については、よく見られる「欲」とは異なっているようである。以下に、その他楚簡で見られる「欲」を擧げる：



『郭店楚簡』「老子・甲本」2 號簡



『郭店楚簡』「老子・丙本」13 號簡



『上博楚簡（二）』「容成氏」30 號簡



『上博楚簡（五）』「鮑叔牙與隰朋之諫」5 號簡

いま『説文解字』「欲」を見てみると、「貪欲也、從欠谷聲」とあり、楚簡に於いても『説文解字』の説解と同様の字形で表記されていることが分かる。然し、本篇「競公瘡」で



「欲」に讀まれる「□」は明らかに『説文解字』の説解や楚簡に見える「欲」とは

異なる字形を為している。いま當該字に近似した字を以下に挙げる：



『郭店楚簡』「魯穆公問子思」第2號簡



『包山楚簡』第91號簡



『上博楚簡（一）』「緇衣」第19號簡



『上博楚簡（二）』「容成氏」第8號簡（[馬承源]は「説」に読み、「雨乞い」の意とする）



『上博楚簡（二）』「魯邦大旱」第2號簡



『上博楚簡（四）』「曹沫之陳」63號簡

以上に挙げた圖版は「欲」ではなく「𠂔」である。『説文解字』では「疆取也。從支兌聲」とあり、「奪い取る」の意であることが分かる。音韻論的に「谷聲」（屋部）の「欲」と「兌聲」（祭部）の「𠂔」が通用するとは考えられない。また假に「奪う」に讀むとしても、後續の文は「𠂔（誅）者（諸）祝𠂔（史）」と續くため難しい。關連する諸文獻について、『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』では梁丘據らの提言に「君盍誅于祝固，史嚚以辭賓。」とあり、「盍」とある。『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』には「予欲殺二子者以説于上帝，其可乎。」とあり、「欲殺」とある。従って、意味としては「欲」に讀むことが妥当である。字形の近似は認められるものの如何に釋すかについては不明である。ちなみに當該字と近似した字形の「𠂔」は「競公瘡」5號簡にも見える（そこでは「説」に讀む）。

「𠂔𠂔𠂔者祝𠂔」の「𠂔」を「誅」に讀むことについては、[整理者・濮茅左]は『郭店楚簡・五行』の例を挙げている：



『郭店楚簡・五行』第35號簡 「又（有）大臯（罪）而大𠂔（誅）、行也。」



『郭店楚簡・五行』第38號簡 「又（有）大臯（罪）而大豉（誅）、束（簡）也。」

以上の例を挙げる。またこれ以外にも『上博楚簡（二）』「容成氏」第25號簡等も見え、「誅」に讀む。

【20】 公□（與）頁（首）□（答）之について、

當該箇所について、[整理者・濮茅左]は“「頁」、人名。「□」、古「答」字。「尚」、讀爲「倘。」”とする。“「□」、古「答」字。”については異論のないところであるが、「頁」の解釋に關しては諸氏の見解に出入りが見られる。たとえば、[何有祖 a]は「頁」を人名に讀むことを否定し、古文字中では「頁」と「首」は混用が多くみられることを指摘し當該箇所は「首」に讀む。案ずるに、「頁」と「首」の混用は[何有祖 a]が指摘するように、古文字中では暫し見られる。たとえば、何琳儀『戰國古文字典』には「頁」「首」について、“首（□）唯繁簡之別、實爲一字。”とある。また楚系文字ではその多くが「髮」の部分に「止」を作る。

従って、ここでは「首を挙げる」という意味にとることができそうである。

【21】 尚（倘）□（然）、是□（吾）所□（望）於女（汝）也について、

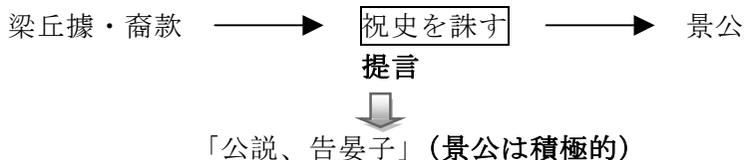
當該箇所について、[整理者・濮茅左]は“「尚」、讀爲「倘。」”とする。[何有祖 b]は『莊子・外篇・在宥』に“雲將東遊、過扶搖之枝而適遭鴻蒙。鴻蒙方將拊脾雀躍而遊。雲將見之、倘然止、贊然立、曰、「叟何人邪、叟何為此」”とあり唐の成玄英疏に「倘、驚疑貌」とあるのを挙げ、[整理者・濮茅左]に従うとして「景公が驚き、その感情が首を持ち上げさせた」という解釋をしている（[何有祖 a]では「尚然」を「當然」に讀む）。また[董珊 b]は當該箇所前後を「公舉首答之：尚然。是吾所望於汝也。」とし、「尚然」を「甚然」に改めるべきとし、その意味については「肯定の語氣を強めた返答」であるとしている。その同様の例として、『韓非子・難三第三十八』「左右對曰、甚然」、『呂子春秋・審應覽・應言』「王曰、甚然。」を挙げる。また[凡國東 a]は、まず字形に關して、諸氏と同様に「尚」であるとし、「倘然」は「驚き疑い」を示す形容詞であるから返答の語として解釋することはできないことを指摘する（つまり「公舉首答之：尚然。是吾所望於汝也。」というように形容詞としての「尚然」は景公の返答とはできないことを示す）。したがって、當該箇所を“公舉首答之倘然”、あるいは“公倘然舉首答之”と讀むことができるかもしれないとする（これは[整理者・濮茅左][何有祖 b]案である）。然しながら、當時權力を一手に掌握していた公が一家臣を刑罰に處すことを進言されたくらいで驚きを示すとは考えられないとし、ここでは“公倘然舉首答之”（公驚き首を挙げて答える）というようには解さないとする。そこで、「尚然」を「倘然」とし、「倘若如此」あるいは「倘若這樣」と解し、「もしそうであるならば」と解釋する。すなわち當該箇所は、梁丘據、□□が景公に祝史を誅すことを進言したことに對して、景公が「もしそうである

ならば、この件はお前たちに任せた」とつながるとする。

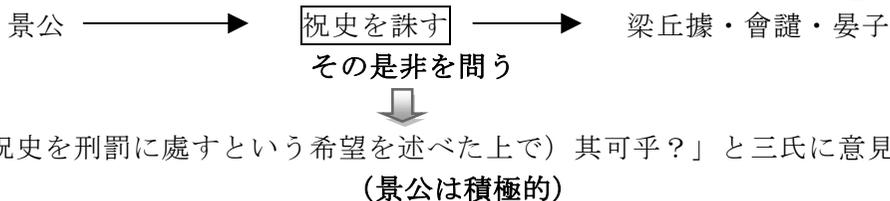
以上を案ずるに、まず[董珊 b]のように「尚」を「甚」とし、「尚然」を「甚然」と読むのは音韻論的に難しい。[整理者・濮茅左]、[何有祖 b]の「驚く様」という解釈も妥当であるが、文の区切りを勘案すると、[凡國東 a]が指摘するように形容詞で公が返答するとも考え難い、また“公舉首答之倘然”を前後の位置を換え“公倘然舉首答之”とし「公は驚き首を挙げこれに答えた」と読むのも稍難しい。したがって当該箇所では、[凡國東 a]が示すように「倘然」を「倘若如此」とし、“景公首を挙げこれに答える：「もしそうであるならば・・・」”と解釈するのが穏當だろうか。

また『春秋左傳・昭公二十年』、『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』では、「祝史を刑罰に處す」という意見を出したのが“景公本人”か、或いは“梁丘據・會謹等”かの意見の出所・方向性の違いは見受けられるものの、「祝史を刑罰に處す」という考え方に對して、景公の意見は一致していると考えてよいだろう。いま景公の「祝史を刑罰に處す」という考えに對する反應をいかに擧げる：

『春秋左傳・昭公二十年』、『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』



『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』



本篇「競公癘」



「倘然」（驚く様）？ ： 「當然」？ ： 「倘若如此」？ ： 「甚然」（語氣強調）？
その後、「是吾望於汝也」とあり、積極的な態度と思われる

このように、諸文献を比較してみると、いずれも「祝史を刑罰に處すこと」について景公は積極的な姿勢を示していることが分かる。そうしてみると、假に本篇「競公癘」で「倘然」を「驚く様」とすると、本篇「競公癘」の景公の反應は、諸文献とは異なる

景公の反應となる。文意からは「當然」「倘若如此」「甚然」のように讀むのが適しているようである。

【22】二子□（急）□（將）

[整理者・濮茅左]は「二子」を「祝固」と「史嚚」であるとする。したがって「盍誅之二子□（急）□（將）」を「どうしてこの二子（祝史）を誅して急ぎ・・誅せざるや」と讀むのだろうか（「之」を指示代名詞とする）。諸氏の見解はそれとは異なる。[何有祖 a, b]、[凡國東 a]、[梁靜 a]等は「尚然、是吾所望於汝也。盍誅之。二子急將」というように讀み、「二子急將～」と讀む。但し、下部が脱落しているため二子が急ぎ何を行ったかは定かではない。また二子は誰を指すのだろうか。3 號簡では「二夫=」（二大夫）とあり「梁丘據・□□」（會譴或いは裔款）を指していると思われる箇所が見える。

また関連する傳世文獻（左傳、晏子春秋）に於いて、「祝史を罰する」ことについての提言の後に、「誰かが急ぎ何かを行う」という場面は見られない。『春秋左傳・昭公二十年』、『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』では「提言に對して景公が喜び、すぐに晏子に告げる」場面になり、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』では、「祝史を罰することの可否を景公が晏子に問い、晏子がすぐに景公を諫める」という場面が續く。斷簡しているため、一體何が表記されているか不明だが、いま第3 號簡を見てみると、高子と國子が登場していることが分かる。そうしてみると、當該箇所の二子とは高子、國子である可能性が高いと思われる。したがってここでは二子を「高子・國子」と讀むこととしておく。

【23】競公瘡（2 號簡背面）

本篇の篇名とされる「競公瘡」の三字が見える。この三字を根據に[整理者・濮茅左]が「疥」（皮膚病）を「瘡」（二日に一度の發熱）に讀む。また[陳惠玲]は反對にこの篇名を根據の一つに「疥」をそのまま皮膚病とすることは前述のとおりである。

～第3 號簡～

本文

是言也。高子、國子□（答）曰、「身爲新（親）、或可□【25】（愛）安（焉）、是□【26】（信）□（吾）亾（無）良□〔祝〕【27】□（史）、公盍□【28】（誅）之。安（晏）子夕、二夫=（大夫）退。公内（入）安（晏）子而告之。若（汝）□（其）告高子・・・

【～以上第3 號簡】

訓讀

是言也。高子國子【29】□（答）へて曰わく、「身、新（親）たり、またこれを惜しむべし【30】。是信に吾良き〔祝〕史無きなり。公なんぞ之を誅せざる。」と。晏子夕し、

二大夫退く【31】。公晏子を入れて之を告ぐ【32】。「汝、其れ高子に告げ・・・【～以上第3號簡】

口語譯

是言也。高子、國子は次のように言った。「公のお體は大切なものです。お大事になさるべきです。(公の病が癒えないのは)有能な〔祝〕史がないためでしょう。公はどうして祝史を刑罰に處さないのですか。」晏子が夕刻に參内し、二大夫は退いた。公は晏子を入れて高子・國子の話を告げた。「そなた、高子に告げ・・・」【～以上第3號簡】

注

【25】 當該字について、[整理者・濮茅左]は「□」に作るが、圖版に據り「□」に作る。

【26】 當該字について、[整理者・濮茅左]は「信」に作るが、圖版に據り「□」に作る。

【27】 當該字について、[整理者・濮茅左]は「祝」とする。圖版では不明瞭であるが、當該字の後に「□(史)」が見られるから、ここでは[整理者・濮茅左]のように「祝」に作るのが妥當だろう。但し、ここでは字形が不明瞭であるから〔 〕に入れておくこととする。

【28】 當該字について、2號簡では「豉」に作る字が見えるが、當該字は「□」に作り、「誅」に讀む。

【29】 高子國子について、

高子國子については、『晏子春秋・内篇雜下・景公病瘍晏子撫對之迺群臣之野・第七』に見える：

景公病疽在背。高子國子請公曰、「職當撫瘍。」高子進而撫瘍。公曰、「熱乎。」曰、「熱。」「熱何如。」曰「如火。」曰、「其色何如。」曰、「如未熟李。」「大小何如。」曰、「如豆。」「墮者何如。」曰、「如屨辨。」二子者出。

晏子請見。公曰、「寡人有病、不能勝衣冠以出見夫子。夫子其辱視寡人乎。」晏子入、呼宰人具盥、御者具巾、刷手溫之、發席傳薦、跪請撫瘍。公曰、「其熱何如。」曰、「如日。」「其色何如。」曰、「如蒼玉。」「大小何如。」曰、「如璧。」「其墮者何如。」曰、「如珪。」晏子出。公曰、「吾不見君子、不知野人之拙也。」

景公疽を病みて背に在り。高子、國子、公に請ひて曰く、「職として當に瘍を撫すべし」と。高子進みて瘍を撫す。公曰く、「熱きか」と。曰く、「熱し」と。「熱きこと何如」と。曰く、「火の如し」と。「其の色何如」と。曰く、「未だ熟せざる李の如し」と。「大小何如」と。曰く、「豆の如し」と。「墮なる者何如」と。曰く、「屨辨の如し」と。二子の者出づ。

晏子見えんことを請ふ。公曰く、「寡人病あり、衣冠に勝へて以て出でて夫子を見るこ

と能はず。夫子其れ寡人を辱視せんか。」と。晏子入り、宰人を呼び盥を具えへ、御者をして巾を具へしめ、手を刷して之を温め、席を發し薦に傅き、跪きて瘍を撫せんと請う。公曰く、「其の熱きこと何如」と。曰く、「日の如し」と。「其の色何如」と。曰く「蒼玉の如し」と。「大小何如」と。曰く、「珪の如し」と。晏子出づ。公曰く、「吾君子を見ざれば、野人の拙なるを知らざりしなり」と。

以上のように、景公の前に高子と國子が現れる場面が見え、高子國子の表現と晏子の表現の差により晏子の景公に對する様うかがえる。

【30】 身爲新（親）、或（又）可□（愛）安（焉） について

[整理者・濮茅左]は「新」を「薪」に讀み、「祝史を焚することを望む」意味であるとする。そして、「□」を「□」と隸定した上で、「□、懊同」とし、その「懊」が『集韻』に「懊、恨也、或從夭。」とあるのを引き、「□」、「禱」に讀むとする。そして、「□」と「禱」は『説文解字』に「□、告祭也。從示、告聲、苦浩切。」或いは「禱、告事求福也。從示壽聲、都浩切。」とあることを挙げ、それぞれ同韻であるとしている（陰入對轉關係である。聲母については「夭」、「奥」は影母、「告」は見母、「禱」は端母である。見母系と影母の交流はともかく、端母との交流は認めがたい）。[整理者・濮茅左]は「祝と史の身を薪にしてしまい、そして鬼神に報告する」ことを高子と國子が進言していると看做す。[陳偉]は「新」を「親」に讀み、「□」を「愛」に讀む。「身は親を為し、又愛しむべし」とする。「□」を「愛」に讀むことについて、『上博楚簡』「魯邦大旱」第 2、3 號簡、「内禮」第 1 號簡に見える「愛」を例として挙げる：



本篇「競公瘡」



『上博楚簡（二）「魯邦大旱」第 2 號簡



『上博楚簡（四）』「内禮」第 1 號簡 a

[董珊 c]は「可」を「何」に讀み、それ以外は[陳偉]に従うとする。そして、“謂「沒有比景公的身家性命更重要的、景公之身有疾將滅、又何愛于祝史乎？」這是懲愚景公誅殺祝史。”とし、「景公の命よりも大事なものはありません。いま景公のお體は病に侵され身の危険が迫っております、しかしどうして祝史の身を惜しむのでしょうか。」と讀む。また[蘇建洲 a]は「夭聲」が「堯聲」に通じるとして「燒」に讀む。「夭」は影母宵部、「堯」は疑母宵部であることを根據に通用可能であるとする（また「夭」と「交」、「堯」と「交」の通假例が傳世文献中に幾つか見えるとするが、『古字通假會典』には「堯」「交」の通假例は見られない）。従って、當該字と「燒」の通假については問題が無いとする。

また「身爲新」については、[整理者・濮茅左]に従うとし「薪」に讀む。但し、「身」の解釋は[整理者・濮茅左]とは異なり、「祝史」のことではなく「齊景公」であるとする。その根據として『晏子春秋・内篇雜下・景公病瘍晏子撫對之迺群臣之野・第七』の例を擧げる：

「景公病疽在背。高子國子請公曰、「職當撫瘍。」高子進而撫瘍。公曰、「熱乎。」曰「熱。」「熱何如。」曰「如火。」

上記した『晏子春秋・内篇雜下・景公病瘍晏子撫對之迺群臣之野・第七』を例として擧げ、「景公の體が火のように熱くなっていること」が見受けられるため、本篇でも「疥且瘡、逾歲不已」の状態である景公の身が今では薪のように脆弱で、燃え盡きてしまいそうであるということと關連すると解釋している。[劉信芳 a]は當該字を「夭聲」である



とし、『上博楚簡・容成氏』16號簡「𠃉」（「妖」に讀む）を擧げ、當該字も「妖」に讀む。そして本篇の意味は「身體爲親。有什麼妖祥（禍福）爲害於身體、這種情況確實是因爲我們沒有稱職的祝史。」というように解釋し、高子と國子は景公に祝史を刑罰に處すことを進言したとする。また[劉信芳 a]は、[陳偉]の「愛（惜しむ）」について「字形不合」として同意しない。

以上の諸氏の見解をまとめると以下のようになる：

身爲新（親）、或（又）可（何）𠃉（愛）安（焉）

	身	爲	新	、	或	可	𠃉	安
濮茅左	身（祝史）	爲	薪	、	或	可	𠃉（鬼神に）	焉
陳偉	身（景公）	爲	親	、	又	可	愛（景公を）	焉
董珊	身（景公）	爲	親	、	又	何	愛（祝史を）	焉
蘇建洲	身（景公）	爲	薪	、	或	可	燒（景公が）	焉
劉信芳	身（景公）	爲	親	、	有	何	妖（景公に）	焉



案ずるに、當該字「𠃉」を「愛」に讀む點については、



（「魯邦大旱」2）、



（「魯邦大旱」3）、（「内禮」1a）と字形が同じであるから妥当であろう（然し、[劉信芳 a]はそれを否定する）。では文意はどうであるかという、まず當該簡所以降には「是𠃉（信）𠃉（吾）𠃉（無）良𠃉𠃉（史）、公盍𠃉（誅）之」とあり、「良い祝史がない→祝史を刑罰に處す」という内容が見られる。いま諸氏の見解を並べると以下のようになる：

[整理者・濮茅左]

「薪＝祝史、鬼神に報告」

[陳偉]

「親＝景公、大切にすべき」

[董珊]

「親＝景公、どうして祝史を惜しむのか」

[蘇建洲]

「薪＝景公、景公の體が焼けるほど弱っている」

[劉信芳]

「親＝景公、どうして災いがあるのか」

是信吾無良□〔祝〕史、公蓋誅之。
良い祝史がない。どうしてこれを
誅さないのか

後續する文を勘案すると、[劉信芳 a]の意見は、景公が既に病を患っていることからすると文意が通っていないように思える。すでに病を患っているからである。[蘇建洲 a]の「薪」と「焼」について、『晏子春秋・内篇雜下・景公病瘍晏子撫對之迺群臣之野・第七』と何らかの關連は認められるかもしれないが、それを肯定するだけの根據に乏しい。また「□」を「夭聲」として「焼」に讀むというのは音韻論的にはおそらく問題はないのだが、そもそも當該字は「夭」には作らないため多少無理があるようにも思われる。そうしてみると、[陳偉]の「身爲親、又可愛焉」（身、親たり。また惜しむべし）と讀むのが最も適しているように思える。従ってここでは[陳偉]説に従うこととする。

【31】「安（晏）子夕、二夫＝（大夫）退」について、

[整理者・濮茅左]は「夕」を「惜」と同音であるとして「惜しむ」に讀む。「二大夫」については、「祝史」を指すとし、「晏子、二大夫退くを惜しむ」とする。それに對して[陳偉]は「夕」を「日暮れに公に謁見する」こととする。たとえば『左傳・昭公十二年』に「右尹子革夕」（右尹子の革が日暮れに君主に謁見した）を擧げ、當該字も「ゆうべす」に讀むとしている。また孔穎達疏には「旦見君謂之朝、莫見君謂之夕」とあるのを擧げる。また「二大夫」については、[整理者・濮茅左]が「祝史」であるとしたのに對し、[陳偉]は「高子」と「國子」の二人であるとしている。前述の注【30】で「高子」と「國子」が景公に進言したことを考えれば、當該箇所も[陳偉]のように「晏子夕す。高子、國子の二大夫退く。」に讀むのが妥當だろうか。『晏子春秋・内篇雜下・景公病瘍晏子撫對之迺群臣之野・第七』との關連は明らかではないが、そこでは高子と國子が退出すると同じころ、晏子が現れていることから考えると、當該箇所でも二大夫は高子と國子を指していると考えられることができるかもしれない。

【32】「公内（入）安（晏）子而告之」について、

[整理者・濮茅左]は「内」を「入」とし、「公入、晏子而告之」と讀む。[何有祖 a]は「公入晏子而告之」と繋げて讀み、ここでは「引進」（引き入れる）「接納」（受け入れる）の意味があるとする。では「入」にそういった意味があるのかというと、[何有祖 a]は

『晏子春秋・内篇諫上・景公夜聽新樂而不朝晏子諫・第六』に見える「梁丘據入歌人虞、變齊音。」（梁丘據、歌人虞を入れ、齊音を變ぜり）を擧げる。ここでは[何有祖 a]に従い「公、晏子を入れこれを告げる」と讀むのが妥當であると思われる。

第 2 群（4～5 號簡）

～第 4 號簡～

本文

□【33】〔屈〕木爲成於宋。王命屈木昏（問）□（范）武子之行安（焉）。文子□（答）曰、夫□〔子〕【34】□【35】（使）□【36】（其）ム（私）□（史）聖（聽）獄於晉□【37】（邦）、□【38】（溥）□（情）而不□（愈）、□（使）□（其）ム（私）祝□（史）進・・・・【～以上第 4 號簡】

訓讀

□〔屈〕木、宋に成を爲す【39】、王、屈木に命じて□（范）武子の行を問わしむ。文子□（答）えて曰わく【40】、「夫□〔子〕□（其）ム（私）□（史）をして晉□（邦）に獄を聖（聽）かしむるに【41】、□（情）を□（溥）して□（逾）えず【42】、□（其）祝□（史）をして進・・・・【～以上第 4 號簡】

口語譯

屈建は宋で休戦の協定を結んだ。王は屈木に范武子の行いについて問うように命じた。それに對して文子は次のように答えた。「かの先生は家臣である史に晉國で裁判に判決を下させ、情理を盡くし限度を超えない。その祝史に進・・・・」【～以上第 4 號簡】

[關連する文獻]

『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七』
晏子曰、「日宋之盟、屈建問范會之德於趙武。趙武曰、「夫子之家事治、言於晉國、竭情無私。其祝史祭祀、陳信不愧。其家事無猜、其祝史不祈。」建以語康王、康王曰、「神人無怨。宜夫子之光輔五君、以爲諸侯主也。」

晏子曰く、「日に宋の盟に、屈建范會の德を趙武に問ひしに、趙武曰く、夫子の家の事治まり、晉國を言ふや、情を竭くし私無ければ、其の祝史祭祀するに、陳言愧ぢず、其の家の事猜ひ無ければ、其の祝史祈らず、と。建以って康王に語ぐ。康王曰く、神人怨み

無し、宜べなり夫子の五君を光輔し、以って諸侯の主と爲すや、と。」と。

注

【33】ひとつめの「□」について

圖版では不鮮明であるが、[整理者・濮茅左]は「屈」を補うとする。當該字の後に、「屈木」という名が現れるため、[整理者・濮茅左]のように「屈」と讀むのが妥當である。

【34】「□」について、

圖版では不鮮明であり[整理者・濮茅左]は「□」とするが、本稿では「子」に讀む。

【35】「□」について、

[整理者・濮茅左]は「史」に作るが、いま圖版にしたがい「□」に作る。

【36】「□」について、

圖版では非常に不鮮明であるが、同第4號簡で後述される「使其私」との對應から當該簡所も「其」に讀む。

【37】「□」について、

[整理者・濮茅左]は「邦」に作るが、いま圖版により「□」に作る。

【38】「□」について、

本篇「競公瘡」に見える  「□」に近似したものに、『上博楚簡（四）』「昭王壺室」4

號簡  「□」がある。

【39】「□〔屈〕木爲成於宋」について

[整理者・濮茅左]は□について、「屈」を補うとする。「屈木」は後述簡所に現れるため、[整理者・濮茅左]に従い「屈木」に讀むのが良いと思われる。またその「屈木」について、[整理者・濮茅左]は「屈建」「子木」のことであるとし、「屈建」は楚國の「莫敖」「令尹」の地位にあったことなどを示している。たとえば、『春秋左傳・襄公二十二年』「復使□子馮爲令尹、公子齷爲司馬、屈建爲莫敖。」（注に「屈建、子木也」とある）や『春秋左傳・襄公二十五年』「楚□子馮卒、屈建爲令尹。」や『春秋左傳・襄公二十五年』「楚屈建帥師滅舒鳩。」等が見られる。また宋との盟約の際に、衣服の下に鎧を身に着けさせ、不信の行為を行ったとされる人物である。

【40】「王命屈木昏（問）□（范）武子之行安（焉）。文子□（答）曰」について

屈木は前述のとおり「屈建」のことを指す。「□武子」について、[整理者・濮茅左]

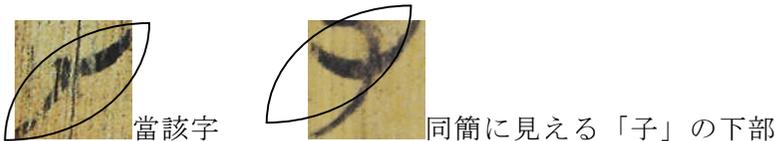
は「范武子」に讀む。「□」については、「容成氏」51 號簡「弟子問」10 號簡等が見える（「□聲」とすれば「范」に通じる）。「范武子」については、「士會」（文公六年）「士季」（文公七年）「隨季」（文公六年）「隨會」（文公十三年）「季氏」（宣公十六年）「隨武子」（僖公二十八年、宣公十二年）「范武子」（成公十八年）等數多くの名で現れることが擧げられている。

本篇の「□武子」について、「范會」「士會」その人とする事については、諸氏の見解に異論はないようである。當該箇所は前述した『春秋左傳・昭公二十年』「日宋之盟，屈建問范會之德于趙武」と同様の内容を指していると考えられる。またその後には續いて「文子□（答）曰」で屈建の問いに「文子」が答える場面が續くが、その「文子」について[整理者・濮茅左]をはじめ諸氏の見解は「趙武」「趙孤」「趙猛」「趙文子武」を指すということで一致している。ここでは「范會の行いを趙武に問うた」という意味していることについて異論はないようである。

【41】「夫□〔子〕□ a（使）□（其）ム（私）□ b（吏）聖（聽）獄於晉□（邦）」について、

「夫□〔子〕」の〔子〕について、圖版では稍不明瞭であるが、同 4 號簡に見え

る「子」と比べると下部が近似しているため〔子〕に讀むことができる。



「□ a」（初めに見える「□」を a とし、後出の「□」を b とする）について、[整理者・濮茅左]は「使」に讀むとし、「放縱」（勝手きままにふるまうこと）の意味とする（『史記・魏其武安侯列傳・第四十七』「灌夫爲人、剛直使酒」）。[陳偉] [何有祖 b]は「□ a」を「使」に讀み、使役の意味にとる。また[董珊 c]も「□ a」を「使」に讀み、使役の意にとる。

「□ b」について、[整理者・濮茅左]は「使」に讀み「致使」（～という結果をもたらす）の意味にとる。「使」の「致使」の用例として『詩經・鄭風』「彼狡童兮 不與

我言兮 維子之故 使我不能餐兮」(彼の狡童 我と言わず 維れ子の故に 我をして餐む能わざら使む)を擧げる。[陳偉]は「𠄎 b」を「史」に讀む。[何有祖 b]は「𠄎 b」を「史」に讀む。[董珊 c]も「史」に讀む。また[張崇禮 c]も同様に「史」に讀む。

「聖」について、「聽」に讀む。その點については諸氏の見解は一致している。「聖」については、「呈」を聲符とするとあるが(『説文解字』「通也。從耳呈聲」)、いま甲骨金文「𠄎」

を参照すると「從耳從口」で表記されていることが分かり、「呈」とは本來關連がなかったことがうかがえる。いずれにせよ後に「呈」が聲符と看做されるようになったことは認められる(ちなみに[古屋昭弘2006]では「聖」と「聲」との通假例に注目し、第一口蓋音化に言及している。「聖」はL-type声母で、「聲」は牙喉音系由来と考えられるから、兩字が通用するとなると、「聲」の聲母が既に* $\text{r}^{\text{h}}\text{æ}^{\text{h}}\text{é}^{\text{h}}\text{li}$ のような音になっていたことが予想されるからである。またそれに對して、[大西克也2007]では「聲」が牙喉音系であった否かについての言及が見える)。



案ずるに、「𠄎 a」については、[陳偉]等のように「使」に讀み、使役を意味すると考えるのが良いだろう。[整理者・濮茅左]は「その私をほしいままにする」と讀むのであろうが、そうすると『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋』の前後内容とは大きく異なる。



また「𠄎 b」については、「史」或いは「史」に讀むのが良いと考えられる。従って、ここでは「夫人使其私史聽獄於晉邦」(かの人史に晉國の裁判に判決を下させた)とする。そうしてみると『春秋左傳・昭公二十年』の「趙武曰、「夫子之家事治，言于晉國」と關連することが予想されるのだが、然し、[董珊c]でも指摘されるように、傳世文獻で「夫子之家事治，言于晉國」とあるは「聽獄」の誤りである可能性が高く、本來は本篇「競公瘡」のように「夫人使其私史聽獄於晉邦」とするのが正しいかもしれない。「聽獄」については、『墨子・非樂上』に「聽獄治政」(獄を聽きて政を治む)等々が見え、『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七』の「夫子家事治言于晉國」の「言」を「獄」とするならば、「治獄于晉國」となり「晉國において事件を審査處理すること」の意に取ることができる。また『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七』等に見える「夫子之家事」とあるが、「事」を「史」に讀み、本篇「競公瘡」と同様に「自身の家臣に事件の處理をさせた」と讀むべきとする。問題となるのは「言」と「獄」の關係である。それぞれの音韻地位は「言」疑母元部、「獄」疑母屋部であり通假は考え難い。「獄」の字形に關して『説文解字』には“言と二匹の犬に從う”とあるように「獄」は「言」に作られ、「言」との字形の近さについては認められる。いま本篇「競公瘡」に見える「獄」と「言」を以下に擧げる：



『上博楚簡（六）』「競公瘡」4號簡



『上博楚簡（六）』3號簡

いま『春秋左傳・昭公二十年』、『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』と本篇「競公瘡」との對應を比べると以下のようになる：

屈建	范會之德于趙武。	趙武	曰	夫子之家事治	言于晉國	竭情無私
問						
屈木	范武子之行焉。	文子	答	夫子使其私史	聽獄於晉邦	薄情而不逾

*上が『左傳』、『晏子』、下が本篇「競公瘡」

「屈建」(『左』、『晏])が「屈木」(「競」)であること、「范會」(『左』、『晏])が「范武子」(「競」)であること、「趙武」(『左』、『晏])が「趙文子」(「競」)であることはすでに諸文獻で認められることであるため人名に關しては對應關係が成り立っていると言える。問題となるのは矢張り「夫子之家事治、言于晉國」(左、晏)と「夫子使其私史聽獄於晉國」(競)である。

【42】「□(薄) □(情) 而不□(愈)」について、

(ここは『春秋左傳・昭公二十年』「竭情無私」と對應すると考えられている箇所である。)

「□」について、[整理者・濮茅左]は『集韻』「溥、大也、廣也」(又「塗也」)とあるのを挙げ「溥(あまねし)」に讀む。また「施」の意味があるとして『詩經・小雅・小旻』に「旻天疾威、敷于下土」、『詩經・商頌・長發』に「敷政優優」とあることを例として挙げる。また「□」については、「從心愈聲」とし「愈」と同じであるとする。その「愈」について『集韻』に「愈、勝也、益也」とあるのを引き、また「愈」と「愉」にも通じるとして、『呂氏春秋・知分』「愈然而待耳」、『爾雅・釋詁』「愉、樂也」、『玉篇』「愉、悅也」等を挙げる。[陳偉 a]は本篇「競公瘡」7號簡の「專青忍親」と對應しているとし「薄」に讀むべきであるとして、「薄情」「輕情」の意とする。また「□」については、「□」として注を附していない。[董珊 d]は當該字を「迫」に讀み(幫母鐸部)、「迫近情實」とする。「□」については「逾」に作り、「愉」(輕薄、私情)に讀むべきであるとしている。従って、ここでは「實情に迫り、私情がない」の意とする。また[張崇禮 c]は「□」を「敷」に讀むとして、『書經・舜典』「敷奏以言、明試以功、車服以庸」、孔傳「敷、陳；奏、進也」を挙げ、「敷、奏」は同義語の連用であるとし、その意は「君主に對して報告すること」であるとする。また當該字と同形のものは「昭王既室」4號簡に

見え（「ム自□」）、これもまた「陳」に讀み、「君主に述べること」の意とするべ

きであるとしている（〔張崇禮 a〕「讀上博四〈昭王既室〉劄記」では 4 號簡を「穿

地」に讀むとしていたが、ここで訂正するとしている。「昭王既室」4 號簡についてはその他様々な見解がある。「情」については、「實情」に讀むとし、『易・咸』「觀其所感而天地萬物之情可見矣」を擧げる。「□」については、「從心兪聲」とする。字形は本

篇「競公瘡」1 號簡、2 號簡に見える「兪」とは字形が大きく異なるとして、1、2 號簡と同じように「兪」には讀むべきではないとし、當該字は「兪」に讀むべきとする。その意は「苟且」（いい加減であること、うわべだけであること）であるとする（『論語・泰伯』「故舊不遺、則民不兪」）。そして、「□□而不□」の意味は「君主に實情を報告し、法に従う」の意味とする。〔劉信芳 b〕は〔張崇禮 c〕に従うとして「□」を「敷」（君主に報告する）に讀む。そして、『春秋左傳』に見える「無隱情」「竭情」は司法に關する場合に、「徹底的に實情を理解する」という意味があるとしている。また「□」については、「斤聲」とし、「隱」に通假するとしている。

案ずるに、「□」は『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』に「竭情無私」とあることから「情理、實情を盡くしている」としたいが、根據に乏しいため、待考としておく。また「□」については、「竭情無私」とあることから「不兪」と讀み、「限度を超えない」と讀めるかもしれない。ここでは待考としておく。

いま「斤」に作る字と「兪」に作る字を比べると以下のようになる：

◀「兪」を含む字▶



『上博楚簡（六）』「競公瘡」4 號簡



『上博楚簡（一）』「孔子詩論」1 號簡



『郭店楚簡』「忠信之道」3 號簡

◀「斤」を含む字▶



『上博楚簡（一）』「性情論」2 號簡



『上博楚簡（五）』「季庚子問」7 號簡



『郭店楚簡』「性自命出」29 號簡



『郭店楚簡』「五行」7 號簡



以上を比較してみると、当該字  は「愈」とは右旁が稍異なることが分かる。また「斤」と比べてみても、[劉信芳 b]が指摘するような「斤聲」であるとは考え難い。「斤」は見母文部開口、「隱」は影母文部開口であるから原則として通假は可能であるが、字形上で「斤聲」は必ずしも認められないと思われる。また本篇には「𠄎（逾）」「𠄎」が3例見える。以下のとおりである：



「競公瘡」1 號簡



「競公瘡」2 號簡



「競公瘡」4 號簡

いまそれぞれ拡大してみると以下のようなになる：



～第5 號簡～

本文

・・・慍【43】聖、外内不發（廢）、可因於民者。𠄎（其）祝𠄎（史）之爲𠄎君祝𠄎【44】（説）也、正【45】（政）𠄎・・・【～以上第5 號簡】

訓讀

・・・愠聖【46】、外内發（廢）せず、民に因られるべし【47】。其の祝□（史）其の君の為に祝□（説）するや【48】、正（政）□・・・【～以上第5號簡】

口語譯

・・・愠聖（仁聖？鬱聲？）であれば、宮廷の外も内も疎かにならず、民に頼られるでしょう。その祝史らは君子のために祈禱し、政□・・・【～以上第5號簡】

注

第5號簡は上下が斷簡しており、いま[整理者・濮茅左]に従えば、第二契口が見え、計23字が確認できる。□については何らかの痕跡は見られるものの斷簡しており、一體何の字を表しているか定かではない。上下が斷簡しているため、内容を推測し難い。

【43】「愠」について、

[整理者・濮茅左]は「思」に作るが、[陳偉]は當該字に近似したものとして、『郭店楚簡別釋』で幾つか近似した字形を挙げ、當該字も「愠」に作るとしている。[何有祖]も同様に「愠」に作る。

[陳偉]は「因」に近似した字を幾つか挙げている：

「□」 「五行」第13號簡  「五行」第32號簡

「因」 「六德」第14號簡  「性自命出」第19號簡

「愠」 「性自命出」第34號簡  「性自命出」第35號簡

[陳偉]は、「五行」のには上部に斜筆が見えるが、然しそれ以外の「因」「愠」には

同様の斜筆が見えないため「五行」を「愠」には作らず「□」に作るとしている。

然し、「□」「愠」の通假の可能性があるとしており、「函」は匣母侵部で、「昱」は影母文部であるから音が近いとする（然し、韻部が異なるだけでなく開合も一致しないため

通用するとは思えない）。本篇「競公瘡」に見える当該字は「性自命出」のと近似しているため、「愠」に讀むのが穩當だろう（中の横筆は、「因」の矢にも見える裝飾の類であると思われる）。

【44】「□」について、
圖版に従い「□」に作る。

【45】「正（政）」について、
[整理者・濮茅左]は「正」に讀む。[何有祖]は「政」に讀むべきとする。然し、その後
に續くものが見られないため如何に讀むか不明である。

【46】愠聖について、

[整理者・濮茅左]はまずを「思」と隸定し、「聖」を「聽」として「思聽」に讀む。

[陳偉]は注【43】でも示したように、当該字を「愠」に讀むとしているものの仔細については待考とする。[何有祖 a]は「□」の中の「人」に横筆があることについて、「人」と「千」の關係を擧げている。例えば、「仁」は「人」「身」「千」＋「心」に作られ、「人」と「千」がしばしば混用される場合があるとしている（「人」「千」の關係は、單なる混用というわけではなく音韻論的な關係もあり得る。「千」には*snin>*snhin>*sthin>*tshin という音韻變遷が考えられる。S-prefix が鼻音を n-を無聲鼻音 nh-にさせ、それが破裂音へと変化し、その後 metathesis (音位轉換) を引き起こしたと考える)。「人」と「千」が混用されるという前提のもと、当該字と近似したものとして「性自命

出」第 34 號簡のを擧げ、「性自命出」整理者が「□」に作り「溫」に讀むこと、また
[陳偉]が「□」に讀み「溫」に通假するとしていることを擧げる（実際には、[陳偉]は

「性自命出」を「愠」に讀み、「五行」を「□」に讀む、そして「□」と「溫」の

通假を考える。然し、注【43】でも示したように通用し得るとは考え難い。従って当該字は「慍」（怒の意）に讀むことができるとする。また「聖」については「聲」に讀み、「慍聲」であるとし、景公の政治が招いた「怒り・恨みの聲」（鬱聲）であるとしている。その後、[何有祖 b]は「慍聖」に作り、「仁聖」に讀むとしている。その意味は「范武子」の政治に為政者としての品格を指しているのではないかと指摘しているとし、[何有祖 b]は[何有祖 a]からその考えを改めているようである。[劉信芳 a]は「慍」に讀むが、前後が明確でないため決めかねるとする。

「慍」に作ることは注【43】で、すでに述べたとおりであるが、どのような意味を表しているかについては、上下が斷簡し不明確であるため待考としておくこととする。

【47】「外内不發（廢）、可因於民。」について、

[整理者]は「發」を「廢」に讀む。「外内不廢」は『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』に見える記述と同じである。「外内不廢」に前後する部分は「若有德之君，外内不廢，上下無怨，動無違事，其祝史薦信，無愧心矣」とある。

「慍聖」を「慍聲」（鬱々とした聲）と讀むか、或いは[何有祖 b]のように「仁聖」のように讀むかで、以下に續く「外内不發」「可因於民」の讀み方も変わってくるだろう。如何様に讀むか難しい。

【48】「□（其）祝□（史）之爲□君祝□（説）也」について、

「□」について、[整理者・濮茅左]は「對」に讀む。[高榮鴻]は『包山楚簡』第200號簡「以其故□之」で「説」に讀まれること（[李家浩]説）、また『周禮・春官・大祝』に「掌六祈以同鬼神示，一曰類、二曰造、三曰禴、四曰禋、五曰攻、六曰説」とあり、その鄭注に「攻、説則以辭責之」とあるが、『尚書・金縢』に「説」が「神への祝詞」として見られるため、『周禮』鄭注の「攻、説則以辭責之」は誤りであるとし、「攻」と「説」を同一のものと看做すことはできないとして「説」の動詞的用法としての「祈禱する行為」の意と名詞的用法の「祝辭」が文献中に見られることを指摘している[李學勤]説を引いている。そして当該箇所についても「祝説」に讀む。

第7號簡にも「祝□」が見られ、そこでも「祝説」に讀むのが妥當であるように思う。「兌」を諧聲符と看做せば「説」「□」との通用關係は認められよう。

第3群「景公の政と詛」

～第6號簡～

本文

・・・忘（亡）矣、而湯清者與□（得）□（萬）福安□（焉）。今君之貪□（愆）□（苛）

匿 (慝)、□ (辟) 韋 (違) . . . 【～以上第 6 號簡】

訓讀

. . . 忘なり 【49】、清を湯 (揚) げる者は□ (萬) 福を與り得るなり 【50】。いま君貪□ (愆) □ (苛) 匿 (慝) □ (蔽) 韋 (違) するや 【51】. . . 【～以上第 6 號簡】

口語譯

. . . 忘である。清をとりあげる者は多幸を得るでしょう。いま君はむさぼり、道理にくらく、苛政を敷き、實狀を隠しだてし、道理に逆らい. . . 【～以上第 6 號簡】

注

【49】「忘矣」について、

[整理者・濮茅左]は「忘」に作り、「疑讀爲亡」とする。また第 6 號簡の前半部分 (斷簡箇所について言及しており、實際は不明)に夏王桀が例に挙げられていると予想する。すなわち当該箇所は「上言夏桀背心於民而亡、下言湯彰信於民得福」を意味していたはずであるとする。[何有祖 a]は「忘」を「妄」に讀む。[梁靜 a]は[整理者・濮茅左]と同様に「亡」に讀む。

当該箇所に關しては、前後が斷簡しているため如何に讀むか判断しかねる。

【50】「湯 (揚) 清者與 (得) □ (萬) 福□ (焉)」について、

「湯」(揚)について、[整理者・濮茅左]は「成湯」の「湯」に讀む。[何有祖 b]は「揚」に讀む (易聲とし「揚」に讀む)。また[梁靜 a]は「竊以爲整理者的理解還是很有道理的」として、当該箇所は『晏子春秋・内篇諫上一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』の「上帝神、則不可欺。上帝不神、祝亦無益。願君察之也。不然、刑無罪、夏商所以滅也。」と對應しているとしている。

まず[何有祖 b]の解釋であるが、「湯」は透母陽部、「揚」は以母陽部に所屬する。「易聲」とすれば通假すると考えられる。「易聲」は L-type 聲母であるから、以母透母への変遷は認められるが、L-type 聲母が透母・以母へと分化していった時期については、さらなる分析が必要となるであろう。また「湯」は楚文字中で「成湯」を表す例が圧倒的に多いため、ここで「成湯」に讀む可能性もまた否定はできない。前後關係についてみると、第 6 號簡後半で「今君之貪□ (愆) □ (苛) 匿 (慝)、□ (蔽) 韋 (違)」とあり、景公の様を否定する文言が續くため、当該箇所で「成湯」を例に出し、「成湯」と「景公」を比較するということが首肯し得る推定である。但し、文法的には「湯清者」「揚清者」のいずれとも判断し難い。また「湯清」や「揚清」等は管見の限り傳世文獻中に見られない。本考では待考としたい。

また「□（萬）福」について、[整理者・濮茅左]は「□、從心、萬聲、《説文》所無、《正字通》、「俗字、古通用厲」讀爲萬。」とし、「萬福」に讀む。「萬福」について『詩經・小雅・蓼蕭』「和鸞雝雝、萬福攸同」等を例として挙げる。「□（萬）福」に関して、諸氏の見解には大きな出入りは見られない。

いま諸氏の見解を整理すると以下のようになる：

濮茅左	亡矣。	而	湯	清者與得萬福焉。
何有祖	妄矣。		揚	
梁靜	亡矣。		湯	

以上のように、[整理者・濮茅左]、[梁靜 a]は「湯」をそのまま「成湯」の意にとり、[何有祖 b]は「揚」に通假すると解釋している。「成湯」あるいは「清を揚げる者」が「萬福」を得るということについては問題がないようである。いずれにしても、景公を諫めるために晏子が名君と景公を比較している箇所であると推察される。

【51】「今君之食□（昏）□（苛）匿（慝）□（蔽）韋（違）」について、

「食」について、[整理者・濮茅左]は「貪侈」とし、その意味は『春秋左氏傳・昭公二十年』「其適遇淫君」の「淫」に同じとする。また「□（昏）」については、『經典釋文』「昏、音昏、本亦作昏。」を挙げ、「昏、昏昧、糊塗」の意とする（『管子』「寡人幼弱昏愚」）。「□（苛）」について、字形は「蚘」（蟲の名）に同じとし、「苛」に讀む。「匿」については、「慝」に讀む（『集韻』「慝、隱情飾非曰慝」）。諸氏の間で「食□（昏）□（苛）匿（慝）」について異論はないようである

「□韋」について、[整理者・濮茅左]は本篇「競公瘧」第1號簡の「□（吾）□（幣）帛甚□（美）於□（吾）先君之量矣。□（吾）□□（璧）大鳥（於）□（吾）先君之□」と關連するとして、「□」を「幣」に讀む。また「韋」については、「違」に讀み、「供えられた幣帛が禮に背く」とする。[何有祖 b]は「□韋」を「辟違」（禮に背く）に讀む。また[梁靜 a]も[何有祖 b]に従うとして、「辟違」（禮に背く）の意に讀む。

案ずるに、後述箇所が斷簡しており不明であるから如何様に讀むか判断しかねるが、[何有祖 b]のように「辟」と讀むことについては、首肯し難い。「幣」は祭部で「辟」は錫部であるから音韻論的な通用は不可能であると思われるからである。通用ということを考えるのであれば、「□」が祭部であるから「蔽」に讀むことができるかもしれない。例えば、『論語・陽貨』に「六言六蔽」等が見える。従って當該箇所については、「□韋」の後が斷簡しているため、如何様に讀むか判断し難いが、「食」（むさぼる）、「昏」（心が暗い）、「苛」（苛政）、「慝」（いつわりかくす）、「蔽」（弊害？）、「韋」（禮に背く）のように讀むこととする。

～7 號簡～

本文

君祝□（説）、毋専【52】（溥）青（情）、忍臯【53】（罪）□（乎）、則言不聖（聽）、青（情）不隻【54】（獲）、女（如）川（順）言弇亞（惡）□（乎）、則□【55】（恐）後鼓（誅）於吏□（史）者。古（故）丌（其）祝、□（史）□（製）蔑耑折祝之、多□【56】言・・・【～以上第7號簡】

訓讀

君祝□（説）するに、情を専（溥）くせず臯（罪）を忍べば【57】、すなわち言聖（聽）かれず、情獲られず【58】。もし言に川（順）い亞（惡）を弇へば【59】、すなわち後に□（史）者に鼓（誅）せらるるを恐る【60】。古（故）に丌（其）の祝、□（史）□（製）蔑耑折し之を祝す【61】、多□言【62】・・・【～以上第7號簡】

口語譯

君が祈禱する際に、實情を述べず罪を人目に付かないように隠し立てすると、（鬼神は）言も聽かず實情も得ることはなく、（祈禱の成果は望めません）。もし悪事を隠し立てすれば、後に史に（筆誅を加えられ）責められることを恐れることとなりましょう。そのため、その祝史は占卜用の竹を作り占います。多□言・・・【～以上第7號簡】

注

【52】「専」について、

當該字は「専」に作る。また第4號簡に「□」が見える。第4號簡には「土」が表

記されるが、當該字は「土」が表記されていない。

【53】「臯」につて、

當該字について、「臯」に作ることに關しては異論がない。但し、その解釋について、諸氏の間で出入りが見られる。注【57】を参照されたい。

【54】「隻」について、

當該字について[程燕]に論考が見える。當該字は本篇「競公瘡」に二度あらわれると

し、第7號簡と第12號簡を擧げる。そして當該字左側に筆跡の痕跡が見えるとし「□」に作り、「獲」に讀む。その他『望山楚簡』『包山楚簡』等の例をあげている。[程燕]を参照されたい。

【55】「□」について、『説文解字』に古文とある。

【56】「□」について、圖版に従い「□」に作る。

【57】「君祝□（説）、毋（如）專青（情）忍臯（罪）□（乎）」について、

「專」について、[整理者・濮茅左]は『集韻』に「專、『説文』「布也」、或作溥。」とあるのを例として挙げる。[陳偉 a]は本篇第4号簡に見える「□（薄）□（情）而不□（愈）」と同様に、「薄」（軽んず）に讀む。[何有祖 b]は「溥」に讀む。

「忍臯」については諸氏の見解に出入りがある。[整理者・濮茅左]は「臯」に作り、「臯、同罪」とし当該箇所を「罪」の意に讀む。「忍」については、「忍受、克制」（我慢する、忍ぶ）の意であるとする。[陳偉 a]は当該字の字形から[整理者・濮茅左]の字釋は正しいとするが、「忍罪」（罪を忍ぶ）というのは解釋しにくいとし、楚簡に見られる「親」字の誤寫ではないかとする。すなわち本来「臯」は從自從辛であり、それが「親」（從目從辛）の誤寫であるという可能性を指摘しているのである。そして、「忍」を「抑制」の意とし、『荀子』「儒效」「志忍私、然後能公、行忍情性、然後能脩」とあり、その楊倞注に「忍、謂矯其性」とあるのを引き、「薄情」と「忍親」が對の関係になっているとする。また[何有祖 b]も[陳偉 a]と同様に「臯」を「親」とする。[凡國棟①]も同様に「親」に讀むが、その前に見える「毋」について、諸氏の見解とは異なり「女」の誤寫であるとし、「如」に讀む。その根據として、「毋」に讀むと前後の意味が通じないこと、後述の「如……則……」の句と對を爲しているということを指摘している。また「忍」の意については、「舍棄」（すてる）の意味ではないかとする（例として、『春秋穀梁傳』「襄公三十年」「君無忍親之義、天子諸侯所親者、唯長子母弟耳。」や『呂氏春秋』「節喪」「野人之無聞者、忍親戚兄弟知交以求利。」を挙げる）。[劉信芳 b]は「毋專青（情）忍臯（親）□（乎）」の「毋」をそのまま「毋」とすると「乎」は必要ないとし、やはり「如」に讀むのが良いとする。但し、「臯」を「親」の誤寫と看做すことについては矢張り慎重になるべきとしている。また[高佑仁]は第7号簡に見える「臯」について、『上博楚簡(六)』「孔子見季桓子」にも当該字と同形の字形がみえるとし例として挙げる：

3号簡：「夫子曰、上不△仁而附賢」

4号簡：「如子△仁、行聖人之道」

以上の2例は原注釋では從自從辛の「臯」とされ、「罪」に讀まれているが、然しそのまま「罪」の意味で讀むと、「競公瘡」の「忍罪」と「孔子見季桓子」の「罪仁」のいずれも意味が通じないと指摘する。そこで、[高佑仁]は[陳偉 a]等に従うとして当該箇所を「忍親」（矯る）に讀むべきであるとする（「孔子見季桓子」も同様にそれぞれ「親仁」に讀むとする）。但し、[陳偉 a]が当該字を「臯」の誤寫であるというように解釋したことについては従えないとする（[高佑仁]は誤寫とは見ていないようである）。

以下に諸氏の見解を挙げる：

君祝□、母專青（情）忍臯（親）□（乎）

	君 祝 □	母	專	青	忍	臯	□	
濮茅左	君 祝 □	母	溥	情	忍（忍受）	罪	□	情を溥くせず、罪を忍ぶ
陳偉	君 祝 □	母	薄	情	忍（矯）	親	□	情を溥くせず親を矯る
何有祖	君 祝 □	母	溥	情	忍*	親	□	
凡國棟	君 祝 □	如	薄	情	忍（舍棄）	親	□	もし情を溥くし、親を棄つれば
高佑仁	君 祝 □	母	專*	情	忍*	親	□	

*について、直接の言及がないもの。

まず「母」について、[凡國棟①]の指摘するように「女」に隸定し、「如」に讀む可能性は否定できないだろう。そうしてみると、後述の「女（如）川（順）言弁亞（惡）□（乎）、則□（恐）後豉（誅）於吏者」（「如・・・乎、則・・・」）の句と對應することとなる。しかし、字形を比較してみても、誤寫であるという決め手は見出せない。いま「母」と同簡に見える「女」を挙げる：



「母」



「女」

以上のように、明確な書き分けが同第7號簡内に見える。そうしてみると果たして誤寫であると言えるだろうか。本考では暫く圖版に従い「母」を如字に讀むこととする。

また「專」についても諸氏の見解に大きな出入りが見られ「溥」「薄」等の解釋がある。



前述したように当該字專と似た字形が本篇第4號簡溥にも見える。但し、4號簡薄には

「土」が表記され、7號簡にはそれが見られない。[凡國棟①]は「母」を「如」に讀むが、結局のところ[何有祖 b]が「母溥情」としたことと[凡國棟①]の「如薄情」では意味が近似していると思われる（[何有祖 b]の「母溥情」は「實情を溥くすることがない」、[凡國棟①]の「如薄情」は實情を輕んず）。ここでは「溥」に讀むこととする。

また「忍」に関しては、前述したように「忍受」「矯」「舍棄」の意味などが提示され諸氏の見解は一致していない。後に續く「臯」を「親」に讀むとすれば「矯」「舍棄」に讀むのが良いかもしれない。その「臯」についてだが、[整理者・濮茅左]の指摘するように当該字の字形を勘案すると、「臯」（從自從辛）であるということは疑いようがない。

然し、[陳偉 a]の指摘では「鼻」を「罪」のように讀むと文意が通らないとする。以下に「鼻」と「親」の字形を幾つか挙げる：



當該字

「鼻」



『郭店楚簡』「老子甲本」第 5 號簡



『郭店楚簡』「五行」第 38 號簡



『郭店楚簡』「唐虞之道」第 12 號簡

「親」



『郭店楚簡』「語叢」第 79 號簡



『郭店楚簡』「唐虞之道」第 5 號簡



『包山楚簡』第 51 號簡



以上を見る限りでは、當該字  はやはり「鼻」と表記されていることが分かる。また「忍鼻」を「罪を隠す、忍ぶ」のように讀むとすれば文意が必ずしも通じないとは言えない。ここでは暫く「毋溥情忍鼻」と隸定し「實情を溥くせず、罪を忍べば・・・」と讀むこととする。但し、「□(乎)」については如何様に讀むか判断しかねる。前述したように[劉信芳 b]は「毋溥情忍鼻□(乎)」の「毋」を如字に讀むと「□(乎)」は必要ないとし、やはり「如」に讀むのが良いとしている。以下は後述する文との比較である：

毋	專(溥)青(情)	忍鼻(罪)	□(乎)
---	----------	-------	------

如	川(順)言	弇亞(惡)	□(乎)
---	-------	-------	------

以上の比較を見てみると、下段では「如川(順)弇亞(惡)□(乎)」とあり、「言に従

い悪を隠してしまうと・・・」というようにある。「毋溥情忍臯」に〔如〕を補い「〔如〕毋溥情忍臯乎」と読むことができるかもしれない。

【58】「則言不聖（聽）、青（請）不隻（獲）」について、
[整理者・濮茅左]は「聖」を「聽」とし、「言君專而無道、不聽人言臣諫」の意味とする。
[整理者・濮茅左]は「青」を「請」に読み、「隻」を「獲」とする（また甲骨文中「隻」を「獲」とすることも挙げる）。そして、「青（請）不隻（獲）」とし、「請不許」の意とする。

「青」について、[何有祖 b]は「情」に読む。前半箇所「言不聖（聽）」とあることから「青（情）不隻（獲）」に読むのが妥当だろう。

【59】「女（如）川（順）言弇亞（惡）□（乎）」について、
「女」について、[整理者・濮茅左]以下、諸氏の見解は「如」に読むことで一致している。

「川」を「順」に読むことについても「女」と同様に諸氏の間には異論は見られない。「川」は昌母で「順」は船母であるから聲母に関して大きな問題はない（ちなみに「川」は牙喉音系由来の聲母である可能性が高く、第一口蓋音化を起こした例外字のひとつとされるが、ここでは扱わないこととする）。韻母に関して、「順」は文部であるが、「川」は文部か元部か難しい問題である（Baxter1992、鄭張尚芳 2003 等は「川」について文部と元部のいずれも認めている）。但し、文意から勘案すると当該箇所の「川」は「順」に読むのが良いと思われる。当該箇所に限っては「川」は文部と看做して良いだろう。

《『説文解字』の説解》

「順」「從頁從巛」會意

「訓」「川聲」形聲

「巡」「川聲」形聲

「馴」「川聲」形聲

「紉」「川聲」形聲

《傳世文獻の通假例》（『古字通假會典』参照）

「順」「訓」（『書經・洪範』「于帝其訓」、『史記・宋微子世家』「于帝其順」等）

「訓」「馴」（『周禮・地官』「土訓」、鄭注「訓讀爲馴」等）

「川」「坤」（聲母・韻母の何れも難しい問題である）

《出土資料中に見える通假例》

「順」「訓」（『包山楚簡』第 210 號簡「且外有不訓（順）」）

「川」「坤」（『馬王堆帛書』「六十四卦」[Schuessler]参照。[Schuessler]はチベット文語“*Klun*”、等との比較を考える）

「吠」「吠」（『上博楚簡』「子羔」第 8 號簡「抽諸吠（吠）畝之中」、[趙丹 2006]、[大西

克也 2007]に見える。「川」が牙喉音系聲母由來か否かについては[大西克也 2007]を参照されたい)

本稿では「川」を「順」に讀む。

また「夨」について、[整理者・濮茅左]は下端が缺けているけれども「夨」であるとする。

當該字は以下のように斷簡しており、指摘されるとおり下部が不鮮明である：



いま楚簡中に見える「夨」を挙げる（『説文解字』古文）：



『曹侯乙墓』第 31 號簡（『楚文字編』参照）



『郭店楚簡』「六德」第 31 號簡



『郭店楚簡』「成之聞之」第 16 號簡



『上博楚簡（三）』「中弓」第 10 號簡

以上の圖版と比較しても、當該字を「夨」に讀むことについて異論はないだろう。そうしてみると、當該箇所は「如順言夨惡乎」“もし言に順い惡を夨えば・・・”と讀むことが妥當であるように思う。

【60】「則□（恐）後豉（誅）於□（史）者」について、

「□」について、『説文解字・古文』にも見られるため「恐」に讀むことについて異論はないだろう。また「史に誅せらるるを恐る」というのは[浅野裕一]にもあるように「筆誅を恐れる」意であろう。

いま第 7 號簡と『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋内篇、外篇』との比較を試みる：
《『左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』》

(1) 若有德之君，外内不廢，上下無怨，動無違事，其祝史薦信，無愧心矣。是以鬼神用饗，國受其福，祝史與焉。其所以蕃祉老壽者，爲信君使也，其言忠信於鬼神。(2) 其適遇淫君，外内頗邪，上下怨疾，動作辟違，從欲厭私。高臺深池，撞鐘舞女，斬刈民力，輪掠其聚，以成其違，不恤後人，暴虐淫從，肆行非度，無所還忌，不思謗讟，不憚鬼神，神怒民痛，無俊於心。其祝史薦信，是言罪也。其蓋失數美，是矯誣也。進退無辭，則虛以求媚。是以鬼神不饗，其國以禍之，祝史與焉。所以夭昏弧疾者，爲暴君使也。其言僭慢於鬼神。

(1)

有徳の君（内外に恨み無し） → 祝史が眞實を鬼神に述べる → 祝史長壽

(2)

淫君（内外恨み多い） { 祝史が鬼神に眞實を述べる → 言は罪となる }
 { 祝史は鬼神に偽りを述べる → 言は罪となる } } 祝史夭折

《『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫』》

一國詛，兩人祝，雖善祝者不能勝也。(1) 且夫祝直言情，則謗我君也，(2) 隱匿過，則欺上帝也。上帝神，則不可欺，上帝不神，祝亦無益。願君察之也。不然，刑無罪，夏商所以滅也。

(1)

祝が實情を述べる → 君を謗ることとなる

(2)

祝が過ちを隱匿する → 上帝を欺くこととなる

《本篇「競公瘡」》

君祝□（説）、毋溥情、忍臯乎、則言不聽、情不獲、如順言弇惡乎、則恐後誅於史者。

“君が祈禱する際に、實情を述べず罪を隱し立てすれば、（鬼神は）言を聽かず、情も獲ない。もし惡事を隱し立てすれば、後に史に（筆誅を加えられ）責められることを恐れる。”

實情を述べず罪を隱し立てすると → 言は聽かず、實情も獲られない
 （祈禱の成果を望めない）

惡事を隱し立てすると → 筆誅を加えられ史に責められる

以上のように、祈禱する際に「罪や惡事を隱し立てする」と、成果は期待できないということが指摘されている。これは『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』や『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』と近似した結論であることが分かる（そうすると晏子が諫めている

場面であると推定されよう)。但し、祈禱し鬼神に實情を述べる人物には違いが見受けられる。『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』ではいずれも祝が鬼神に報告しているのに對して本篇「競公瘡」は「君祝説」とあり、君が報告するとある。

また鬼神への報告のその後について着目してみると、『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』では祝のその後（長壽、或いは夭折）が述べられるが、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』では祝のその後については述べられていない。いま本篇「競公瘡」をみてみると、報告する人物の違いはあるものの（左傳、晏子では祝が報告する）、報告後の顛末について述べられていることが分かる（本篇「競公瘡」では祭祀の成果がないこと、筆誅を加えられる恐れがあるとされる）。

	祈禱者	その後
左傳・晏子外篇	祝	祝の長壽、夭折の可能性
晏子内篇	祝	×
競公瘡	景公	祈禱の成果なく、筆誅を加えられる恐れあり

當該箇所は晏子が景公に対して、諫言を加える箇所であると思われる。

【61】「古（故）丌（其）祝□（史）□（製）蔑耑折祝之」について、

「□」について、[整理者・濮茅左]は「從衣、折聲」とし「製」に讀む。

「蔑」について、[整理者・濮茅左]は「沒」の意味であるとする（『春秋左傳・昭公元年』「封疆之削、何國蔑有」、『國語・晉語』「吾蔑從之矣」）。

「耑」について、[整理者・濮茅左]は『說文解字』に「耑、物初生之題也。上象生形、下像其根也。臣鉉等曰、中一地也。」とあること、また『集韻』に「端通作耑。用爲直正之意」（正、直の意）とあるのを引く。また『史記・秦始皇本紀』「不敢端言其過」を引き、「耑」を「正、直」の意味とする。

「折」について、[整理者・濮茅左]は「折斷」「割取」の意味であるとする。

然し、以上の解釋では文意がつかない。そこで[張崇禮 b]は[整理者・濮茅左]には従わないとして、當該箇所は占卜の一種を指しているとしている。占卜について、例えば「離騷」「索茅以筮□兮、命靈氛爲余占之」とあり、その王逸注に「索、取也。茅、靈草也。筮、小破竹也。楚人名結草折竹卜曰□。」とあることや、また『後漢書・方術傳序』「其流又有風角、遁甲、七政、元氣、六日七分、逢占、日者、挺專、須臾、孤虛之術。」の李賢注に「挺專、折竹卜也。」とあるのを引く。そして本篇「競公瘡」の「□（製）蔑耑折」についても同種の占卜であるとする。[張崇禮 b]は[整理者・濮茅左]が「□」を「制」にしたことについては同意する。「蔑」については[整理者・濮茅左]の「沒」ではないとし、「小竹片」であるとする。その根據に、『古字通假會典』（p. 656）に『國語・越語上』：“西至于姑蔑”、“補音本”：“蔑作箴”とあるのを引き、「蔑」を「箴」とする。その上で、例えば『玉篇・竹部』「箴、竹皮也。」、『正字通・竹部』「箴、『埤倉』、折竹屑

也。」等を挙げ、「箴」と先に挙げた「筵」が同一のものであるとする（「筵」は「離騷」王逸注で「小破竹」とされる。また『玉篇・竹部』「筵、小破竹」とある）。つまり本篇「競公瘡」の「製蔑」とは、「製作占卜用的小竹片」であるとする。[整理者・濮茅左]が「正、直」の意味とした「崙」については、「專」であるとし、動詞に讀むべきとする（前述したように「專」は「離騷」王逸注に「楚人名結草折竹ト曰□」とあり、『後漢書・方術傳序』李賢注に「挺專、折竹ト也。」とある）。すなわち本篇當該箇所「崙折」を「□折」のことであるとする。そうしてみると當該箇所の意味は「占卜に用いる竹を作る」の意味に讀むことができるとする。

また[沈培 c]が當該箇所について「到底如何釋讀、我們還沒有一個確定的意見」とするようあまり議論されていない箇所である。本稿でも當該箇所については待考としたい。

【62】「多□言」について、

「□」について、[整理者・濮茅左]は「訐」に讀むとする。『説文解字』「訐、詭譎也」（矯る）、『新書・禮容語』「訐則誣人」、『爾雅・釋詁』「訐、大也。」、『玉篇』「訐、大也。張口鳴也。」を挙げ、「いつわる、謗る」等の意味とする。また「愚」「寓」に讀む可能性についても言及している。[張崇禮 d]は「偶語」に讀むとする。その用例として『史記・高祖本紀』「父勞苦秦苛法久矣。誹謗者族、偶語者棄市。」の應邵注に「秦禁民聚語。偶、對也。」とあるのを引き、「“偶語”與“誹謗”對言爲文、是指私下相聚議論」とする。[何有祖 c]は「□」について、「迎合」の意味ではないかとする。たとえば、『晏子春秋・内篇問上・景公問佞人之事君何如晏子對以愚君所信也』に「觀上之所欲、微爲之偶、求君逼邇、而陰爲之與。」（上の欲する所を觀て、微かにこれが爲に偶せ、君の逼邇を求めて、陰かにこれが與と爲る。）とあるのを挙げ、「□」を「迎合」の意味とする。そして、前文の「故其祝、史製蔑崙折祝之」に續き、「君の意向に迎合し占う」という意味になるのではないかと指摘している。當該箇所については、下端が缺けており、どのように讀むべきか判断しかねる。待考としたい。

～8 號簡～

本文

□【63】（詛）爲亾（無）□（傷）■祝亦亾（無）益■。今新（薪）登（蒸）思吳（虞）守之、□（澤）梁【64】□【65】（史）□（鮫）守之、山□（林）□（史）□（衡）守之。□（擧）□（邦）爲欽（禁）、約夾（挾）者（諸）□（關）、縛□者（諸）□（市）。
眾・・・【～以上第8號簡】

訓讀

□（詛）□（傷）亾（無）しとなせば、祝も亦益亾（無）からん【66】。今新（薪）登（蒸）は吳（虞）をして之を守らしめ【67】、□（澤）梁は□（鮫）をして之を守らしめ【68】、山□（林）は□（衡）をして之を守らしむ【69】。□（邦）を□（擧）げて欽（禁）を爲し【70】、者（諸）□（關）を約夾（挾）し、者（諸）□（市）を縛□す【71】。
眾・・・【～以上第8號簡】

口語譯

呪詛に効果がなければ、祈禱にもまた効果はない。いま薪蒸（たきぎ）は虞の官に守らせ、澤梁（のちがや）は鮫の官に守らせ、山林（の木）は衡の官に守らせております。邦を擧げて民衆の出入りを禁止し、關所や市の出入りや取り締まりを彊化し、嚴重に管理しております。眾は・・・【～以上第8號簡】

注

【63】「□」について、[整理者・濮茅左]は「□」に作るが、圖版に従い「□」に作る。『廣雅・釋天』「詛亦作□」とある。また『廣韻』魚韻去聲（御韻）に「詛、呪詛、亦作□」とある。

【64】「梁」について、[整理者・濮茅左]は「梨」に作るが、圖版に従い「梁」に作る。

また[何有祖 a]もやはり「梁」に作る。『上博楚簡』「魯邦大旱」第6號簡、『郭店楚簡』「成之聞之」第35號簡を例として挙げる。注【11】で述べた通りである。

【65】「□」について、[整理者・濮茅左]は「吏」に作るが、圖版に従い「□」に作る。

【66】「□（詛）爲亾（無）□（傷）■祝亦亾（無）益。」

「□」について、[整理者・濮茅左]は「□」に作り、「詛」の古文であるとして『集韻』「詛、□、古文作□」を挙げる。當該字を「詛」に讀むことについて異論はないようである。

「□」について、[整理者・濮茅左]は『集韻』「□、音陽、戈也」とあるのを引き「喪」に讀む。その意味は「失去」「喪失」であるとする（『春秋左傳・隱公十一年』「傷足、喪履。」等を例として挙げる）。また「音亦近」として當該字「□」を「傷」や「損」に讀むことができるかもしれないとしている。[陳偉 a]は當該字「□」は楚簡で一般的に「傷」に讀まれることから、本篇でも「傷」に讀むとする。また「傷」は「損害」の意味を含むとし、『荀子・王霸』「傷國者何也。曰以小人尚民而威、以非所取於民而巧、是傷國之大災也。」（國を傷めるものは何ぞや。曰小人を以て民に尚として威あらしめ、非所を以て民より取りて巧なるは、是傷國の大災なり。）を例として挙げる。また對應する『春秋

左傳・昭公二十年』「祝有益也、詛亦有損。」を引き、「損」と「傷」の意味が近いことも指摘している。[何有祖 a]は「□」を[陳偉 a]と同様に「傷」に讀む。また[整理者・濮茅左]が指摘したように「損」に讀むことについても賛同している。

案ずるに、「□」は「傷」に讀むのが妥當である。たとえば、『上博楚簡（五）』「曹沫

之陳」第 32 號簡に「其將師盡□」（其の將師盡く傷つく）とあり、「傷」を  と表記する。従って當該箇所も同様に「傷」に讀む。その意は[整理者・濮茅左]等が指摘するように「損」であると思われる。後に續く「祝亦亾（無）益」という文言からも「損」と「益」が對句的表現となっていると看做すことができるからである（また『廣韻』「損、傷也」等も見える）。従って「傷」を「損」に訓じることには同意できる。但し、[整理者・濮茅左]が「傷」「損」を「音亦近」としたことについては同意しかねる。「傷」（易聲）は陽部開口で「損」は文部合口であり、韻部のみならず開合も異にしており通用可能範囲内であるとは考え難い（また「喪」は「傷」と同じく陽部開口であるが、聲母が心母であるから「□」との通假は考え難い。「易聲」を諧聲符に持つ字は L-type 聲母であるからである。但し「傷」が書母であることを鑑みれば、心母と聽覺的に近いということが考えられるかもしれない。いずれにしても L-type 聲母の舌音化の時期を分析する必要がある）。

また本篇「競公瘡」と對應を示すと思われる『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』では「祝有益也、詛亦有損」とあり、本篇當該箇所と近似している箇所であると考えられる。

【67】「今新（薪）登（蒸）思吳（虞）守之」について、

當該箇所は『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』と非常に對應していると思われる箇所である（『晏子春秋・内篇』には見られない）：

山林之木，衡鹿守之，澤之萑蒲，舟鮫守之，藪之薪蒸，虞候守之。海之鹽蜃，祈望守之。

まず本篇「競公瘡」の「新（薪）登（蒸）」について、『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』では上舉したように「薪蒸」とされる。[整理者・濮茅左]は「新」を、「薪」とする。「登」については「蒸」に讀み、「蒸」とは「薪の細いもの」（薪細曰蒸）であるとする。例えば「蒸」は『説文解字』に「蒸、折麻中榦也。從艸丞聲。」（麻をむいた中にある榦のこと）とあり、「薪蒸」とはすなわち「柴木」（たきぎやまきに使う莖など）であるとする。また『經典釋文』に「麤曰薪、細曰蒸」（麤いものを薪、細いものを蒸）とあることを挙げる。「新（薪）登（蒸）」については[整理者・濮茅左]に従う。

「思吳（虞）守之」の「思」について、[整理者・濮茅左]は注を加えていない。[何有

祖 a]は「思」を「使」に讀み、使役に讀む。「思」を「使」に讀む例はすでに數多く報告されている。たとえば、『上博楚簡(二)』「容成氏」第19號簡に「禹然後始爲之號旗、以辨左右、思民不惑。」、第44號簡「視孟炭其下、加園木其上、思民道(蹈)之。」や「曹沫之陳」の「思忘其死而見其生、思良車良士取之餌」等がある([沈培 a]に詳しい)。

また「吳」について、[整理者・濮茅左]は「吳」は「虞」に通じるとして「官名、虞」に讀む。その根據として『春秋左傳・昭公二十年』「山林之木，衡鹿守之，澤之萑蒲，舟鮫守之，藪之薪蒸，虞侯守之。海之鹽蜃，祈望守之。」の杜預注に「衡鹿、舟鮫、虞侯、祈望、皆官名也。」とあること、また孔穎達疏に「『周禮』山澤之官皆名爲虞」とあるのを引く。

案ずるに、「新登」については、『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』に「藪之薪蒸、虞侯守之」とあること、また[整理者・濮茅左]で挙げられたような『經典釋文』「麤曰薪、細曰蒸」を勘案すると、「薪蒸」(たきぎやまきに使う莖)に讀むのが妥當であろう。また「吳」についても、傳世文獻との比較から「虞」に讀むのが妥當である。「思」については、[何有祖 a]が指摘するように「使」で讀むべきと思われる。當該箇所「今新(薪)登(蒸)思吳(虞)守之」に續く箇所では「□(澤)梨(濟) □(使)鮫守之、山□(林) □(使) □(衡)守之」とされ、「□」
と表記される。そうしてみると、當該箇所「今新(薪)登(蒸)思吳(虞)守之」は以下のように讀む可能性がある：

(1)「薪蒸の史(史)である虞はこれを守る」(「思」を後述の文に合わせて「史」に讀む)

(2)「薪蒸は虞をして之を守らしむ」(「思」を使役に讀む)

「思」「史」はいずれも之部に所屬し、「思」は心母で「史」は疏母(生母)であるから通用可能である。いずれに讀むかについては決め難い。但し、楚文字中で「思」を用いて「史」を表すことはないと思われる。従ってここでは使役に讀む。

【68】「□(澤)梁□(史) □守之」について、

注【67】で挙げたように、『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』と近似している箇所である：

山林之木，衡鹿守之，澤之萑蒲，舟鮫守之，藪之薪蒸，虞侯守之。海之鹽蜃，祈望守之。

「□」について、[整理者・濮茅左]は『集韻』「□、葛屬」を引き「澤」に讀む。

「梁」について、[整理者・濮茅左]は「梨」に作り、「濟」に讀む可能性について述べている。「濟」については「古水名、亦名「洑水」、四瀆之一。包括黃河南、北二水流。『尚書・禹貢』「導洑水、東流爲濟、入于河、溢爲滎。」を引く。[何有祖 a]は「梁」に讀むとし、「斷水捕魚的堰」を意味するとする。その根據として『詩經・邶風・谷風』「毋逝我梁、毋發我筍」(我が梁に逝く毋かれ、我筍を發く毋かれ)とあり、その毛傳に「梁、魚梁、筍、所以捕魚。」(魚梁、筍は仕掛けの意)とあり、また孔穎達疏に「梁、水堰。

堰水而爲關空、以筍承其空。」を擧げる。また「澤梁」という語も傳世文獻中で確認できるとして『禮記』「王制」「獺祭魚、然後虞人入澤梁。」の鄭玄注に「梁、絶水取魚者。」とあること、『荀子』「王制」「山林澤梁、以時禁發不稅。」の楊倞注に「石絶水爲梁、所以取魚也。」とあるのを引く。

「□」について、[整理者・濮茅左]や[何有祖 a]で言及されるように『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』に「澤之萑蒲，舟鮫守之」とあることから、當該箇所も注【67】の「虞」と同様に官名とするのが妥當であると思われる。「□」について、注【67】でも擧げたように前述される箇所では「今新（薪）登（蒸）思吳（虞）守之」とあり、「思」と表記されている。ここでは「□（澤）梁は□をして之を守らしむ」に讀む。

【69】「山□（林）□（史）□（衡）守之」について

當該箇所も『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』と近似している箇所である：

山林之木，衡鹿守之，澤之萑蒲，舟鮫守之，藪之薪蒸，虞侯守之。海之鹽蜃，祈望守之。

「□」について、[整理者・濮茅左]は『説文解字・角部』に「□古文衡如此」とあるのを擧げる。また[何有祖 a]は「□（衡）」について、「虞」「□」と同じく官名であるとしている。

いま『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』と本篇「競公瘡」を比較すると以下のようになる：

『左傳』『晏子』	「競公瘡」
山林之木，衡鹿守之	山林史衡守之
澤之萑蒲，舟鮫守之	澤梁史□守之
藪之薪蒸，虞侯守之	薪蒸思虞守之
海之鹽蜃，祈望守之	×記述無×

【70】「□□爲欽」について、

「□」について、[整理者・濮茅左]は「擧」に讀む。「擧」について異論はない。「欽」について、[整理者・濮茅左]は、前後文意から「斂」の意味（徵收賦稅の意）に讀むことが出来るかも知れないとしている。[陳偉 a]は「憾」に讀む。その根據として『國語・齊語』「山澤各致其時、則民不苟、陸阜陵瑾井田疇均、則民不憾」とあり、その韋昭注に「憾、恨也。」とあるのを引く。また[楊澤生]は[陳偉]の「憾」について、音韻論上は問題ないとするも文意を考える上では首肯し難いとする（本來は音韻的にも問題があると思われる。「欽」は侵部で「憾」談部であるから主母音が異なる。ただし、侵部と談部の交流が無いわけではないから仔細な分析が必要である）。その上で、當該字「欽」を「禁」

に讀む可能性について言及している。そして『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』に「公曰、“然則若之何？”對曰“不可爲也。山林之木，衡鹿守之，澤之萑蒲，舟鮫守之，藪之薪蒸，虞侯守之。海之鹽蜃，祈望守之。”」の「不可爲也」に注目し、それが山林、湖澤の亂獲の禁止を意味しているとする。またこの晏子のこの考え方は『管子・地數』に見えるとする：

桓公問於管子曰、「請問天財所出、地利所在。」管子對曰、「山上有赭者、其下有鐵。上有鉛者、其下有銀。一曰上有鉛者、其下有□銀。上有丹沙者、其下有□金。上有慈石者、其下有銅金。此山之見榮者也。苟山之見榮者、謹封而爲禁、有動封山者、罪死而不赦。有犯令者、左足入、左足斷、右足入、右足斷、然則其與犯之遠矣。此天財地利之所在也。」

以上の『管子・地數』の「謹封而爲禁」が本篇「競公瘡」の「□□爲欽（禁）」と同様の意味であるとする。また[沈培 b]は[楊澤生]に従うとして「欽」を「禁」に讀む。その根據として、『上博楚簡（二）』『容成氏』第37號簡「伊尹既已受命、乃執兵欽（禁）暴。」を挙げ、本篇「競公瘡」に見える「欽」も「禁」に讀むことができるとする。また「□□爲欽（禁）」の前には注【67】【68】【69】で挙げたように「薪蒸、澤梁、山林」は官吏によって制限され、人が近づくことが禁じられているとあり、さらに「□□爲欽（禁）」の後には「約挾諸關」とあり、その對象とされるのは民であるとする。すなわち本篇第8號簡は「民眾がたきぎや物を持ち出したり商賣したりすることを禁じる」内容であるとする。

前後文意から案ずるに、[整理者・濮茅左]が示すように「斂」（徴税）の意味で讀むこともできるが、字形、音韻的にも「斂」に讀むことはできない。[陳偉 a]は「撼」とするが、文意から妥當であるようには思えない。本稿では[楊澤生][沈培]に従い「禁」に讀む。

【71】「約挾（挾）者（諸）□（關）、縛□者（諸）□（市）」について、「約挾（挾）者（諸）□（關）」について、[整理者・濮茅左]は「約」を「古通要」とし「要」に讀む、また「□」を「串聲」とし「忤」（むさぼる）に通假するとする。そして「忤」は『説文解字・心部』『忤、貪也。從心、元聲。』とあるとし、當該箇所を「要挾者貪行恣爲、暴徵其私」の意味に讀む。また「縛□者（諸）□（市）」について、「縛」は「梱綁」（繩で縛るの意）とし、「□」については、「雁聲」とし、『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』に見える「私欲養求、不給則應」（欲を私にし求めを養い、給らざれば則はち應ず）の「應」に關連するとして

いる。そして「縛應」と讀み、「執法者」という意味へと引伸させる。また  「□」については、「枉」（まげる）に讀むとし、「貪財受賕枉法」（財を貪り、賕を受け、法を枉げるの意）とし、當該箇所を「執法者貪財受賕枉法。」と讀む。以上の[整理者・濮茅左]の見解と諸氏の見解は異なる。[陳偉 a]は「約挾（挾）者（諸）□（關）」に見える「□」

については、そのまま「關」（關所）に讀む。また「縛□者（諸）□（市）」の「□」について、[整理者・濮茅左]は「應」に讀むが[陳偉 a]は「膺」或いは「纓」に讀む可能性があるとしている。そして『楚辭・九章・悲回風』に「糾思心以爲纓兮、編愁苦以爲膺」（思心を糾いて以て纓（帶）と爲し、愁苦を編みて以て膺と爲す）とあり、その王逸注に「膺、絡胸者也。」、姜亮夫校注に「膺、纓聲借字也。」とあること、また『詩經・秦風・小戎』に「蒙伐有苑、虎軔鏤膺」（蒙伐苑たる有り、虎軔と鏤膺）とあり、その毛傳に「膺、馬帶也。」とあることを引き、「膺」「纓」は「羈絡」（馬のおもがいのようにつ

なく）の意味であるとする。また  「□」について、[整理者・濮茅左]は「枉」（まげる）に讀むが、[陳偉 a]は當該字について楚文字の「市」に近似しているとする。「市」は楚文字中では通常は「從土」と表記されるが、當該字は「土」が「貝」で表記されているだけであるとする。その理由として、當該箇所は賣買と關連することであるから「從貝」字形で表記されているのではないかとしている。また参考として『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』に見える「偪介之關，暴征其私」「内寵之妾，肆奪於市」を引き當該箇所と關連づける。また[董珊 b]は「□」を[陳偉 a]に従うとし「縛□」を「縛纓」に讀み、それは「綁縛」（繩で縛りあげる）ことであり、「抓人」の意味であるとする。[李天虹 a]には「市」に關する言及が見られる。「□」について、[李天虹 a]は様々な「市」を舉げる（下記の圖版は譯注者未見）：

當該字：

齊		(陶匱 3. 649)		(裘『古文字論集』頁 459)
燕		(璽匱 0292)		
三晉		(璽匱 2070)		(貨系 44)
楚		(鄂節)		(包山楚簡)
				(包山楚簡)

以上を列舉し、當該字  のような「從貝」字形は齊にのみ見え、その他の地域ではやはり「從土」字形で表記されていることを指摘する。また楚簡に於いても「從貝」字形の「市」は見られないとする。以上を根據に[李天虹 a]は以下のような結論を導き出している：

- 其一：楚文字“市”本可從“貝”作、以往沒有這樣的認識、只是因資料局限而已。
- 其二：《景公瘡》講述的是齊國之事、其事又見載于《晏子春秋》、本來應該是流行於齊國的文獻。是篇後來流傳到楚地、爲楚地人所轉抄、轉抄過程中遺留了某些齊文字的特點、因此就出現了從“貝”的“市”字。

以上の可能性が考えられるとし、後者である可能性が高いとしている。

案ずるに、当該箇所は前出の「□□爲禁」の補足説明と考えられる。従って「約夾（挾）者（諸）□（關）」については[陳偉 a]が指摘するように「諸關を約挾し」（關の出入りを制限する）と読み、「縛□者（諸）□（市）」については「諸市を縛纒す」（市の取り締まりを厳格化する）と読むのが穩當であると思われる。いずれも民眾を對象としたものであり、關、市を厳しくすることを意味していると考えられる。山林、市、關の出入りを禁ずることは『荀子・王制』などに見える王者の法に反する内容であり、民眾が不満を持つ原因であることがわかる。また『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・内篇諫上』ではこの後に「夫婦の詛」に關する内容が見受けられるため、8號簡の後には10號簡をつなげることにする。

～10號簡～

本文

之臣、出□【72】（矯）於□【73】（里）。自古（姑）□（尤）呂西、邈（聊）□（攝）呂東、□（其）人婁（數）多已、是皆貧□（苦）約□（弱）□（疾）、夫婦皆祖（詛）、一丈夫□（執）尋之□（幣）三布之玉、雖【74】是□〔夫〕【75】・・・【～以上第10號簡】

訓讀

の臣、出でて□（里）に□（矯）る【76】。古（姑）□（尤）より以西、邈（聊）□（攝）より以東【77】、其の人数多し、是皆貧□（苦）約□（弱）□（疾）し【78】、夫婦皆詛うに、一丈夫は尋之□（幣）三布之玉を□（執）り【79】、雖是□〔夫〕・・・【～以上第10號簡】

口語譯

の臣は地方の村で好き勝手に矯り令を下しております。姑尤より西、聊攝より東は、多くの方が住んでおります。そこでは皆まずしく、苦しい生活をおくり、病に臥しているものもおります。そのため夫婦はみな君を詛っております。ひとりの供え物はたかだか八尺程度の幣帛と三布の玉にすぎませんが、雖是□〔夫〕・・・【～以上第10號簡】

注

【72】「□」について、[整理者・濮茅左]は「喬」に作るが、いま圖版に従い「□」に

作る。

【73】「□」について、[整理者・濮茅左]は「□」に作るが、いま圖版に従い「□」に作る。

【74】「雖」について、[整理者・濮茅左]は「唯」に作るが、いま[何有祖 b]に従い「雖」に作る。

【75】「[夫]」について、[整理者・濮茅左]は何らかの字が見えるが不明とする。[何有祖 b]は「夫」であるとする。當該簡に見える「夫」と比較すると以下のようになる：



上部の形を比較すると〔夫〕である可能性が高いと思われる。

【76】「之臣、出□（矯）於□（鄙）」について、

[整理者・濮茅左]は『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』の「内寵之妾、肆奪于市、外寵之臣、僭令於鄙」との對讀から、「之臣」の前には「内寵之臣、迫奪于國、外寵」の數字を補うことができるとする。また「□」については、「矯」或いは「驕」に讀むとする（『韓非子・問辯』「官府有法、民以私行矯之」を引く）。また「□」について、『說文解字・邑部』「□、南陽西鄂亭、從邑里聲。」や、『集韻』に「□、亭名在西鄂。一曰邑名。」とあるのを引く。また「今本作鄙」（『左傳・昭公二十年』『晏子・外篇』に見える「内寵之妾、肆奪于市、外寵之臣、僭令於鄙」のことか）とし、「鄙」と「□」は同韻であるとする。[何有祖 b]は「□」について、「里邑」として「□」を二字に讀む。[李天虹 b]は[整理者・濮茅左]が『左傳』『晏子春秋・外篇第七』の「内寵之妾、肆奪于市、外寵之臣、僭令於鄙」と關連付けたことに同意し、「□」を「矯」に讀み、『左傳』『晏子』に見える「僭」と意味が近似しているとする。また『左傳』「僭令於鄙」の杜注に「詐爲教令於邊鄙」とあるのを擧げる（『玉篇・矢部』「矯、詐也」とあること等を擧げる）。「□」については、[何有祖 b]が「里邑」と二字に讀むところに従えないとし、[整理者・濮茅左]に従い「□」に讀むとする（「□」は「里」の異體であるとする）。そして、『左傳』『晏子春秋・外篇第七』の「僭令於鄙」と基本的には同じことを指すとする。

[整理者・濮茅左]が指摘するように、「之臣」の前に「内寵之妾、肆奪于市、外寵」という文言があると推定することについては、『春秋左傳』『晏子春秋・外篇』との對讀により、首肯し得ることであるが、いまそれを支持するだけの論據を持ち合わせていないため待考としたい。また「□」は「矯」に讀み、「□」は「里」に讀むのが良いと思われる。したがって當該箇所は『左傳』等に見える「僭令於鄙」と同様の内容を意味しているものとする。

【77】「古(姑) □ (尢) 呂西、蓼(聊) □ (攝) 呂東」について、

[整理者・濮茅左]は「古」は今本では「姑」に作るとし、当該字も「姑」に読み、地名とする。また「□」について、今本では「尢」に作ることを挙げ、同源字であるとする。「姑水」「尢水」は今の山東半島中部の大沽川、小沽川を指すとする(『左傳』『晏子』に「聊、攝以東、姑、尢以西、其爲人多矣。」とあり、その杜預注に「姑、尢、齊東界也。姑水、尢水皆在城陽郡」、孔穎達疏に「正義曰、聊、攝、姑、尢皆是邑也、管仲誇楚、言其境界所至、故遠舉河海也。晏子言其人多、故唯舉屬邑言之也。」とあることなどを挙げる)。

また「蓼□」について、[整理者・濮茅左]は「蓼」は「聊」と同音であり、今本で「聊」とされることから当該字「蓼」も「聊」に読むとする。また「聊」は齊の西に位置し、

現在の山東省聊城市西北であるとする。 「□」については、今本で「攝」とされていることから「攝」に読む。「攝」は現在の今平縣西に位置するとする。また『左傳』『晏子』に「聊、攝以東」の杜預注に「聊、攝、齊西界也。平原聊城縣東北有攝城。」とある

のを引く。また[徐在國]は について、当該字「□」は『説文解字』に「𡗗、盛貌。從𠂔從日。讀若蕤蕤。一曰若存。□、籀文𡗗、從二子。一曰□即奇字𡗗。」とあり、「𡗗」の籀文であるとされるのを指摘し、その「𡗗」は中古音では以母深攝緝韻三等開口であるから上古では以母緝部であり、また「攝」は上古で泥母葉部であるとする。その上で「緝部と葉部」は古代では近似しており、また泥母と以母はともに舌音であるから、「攝」と「𡗗(□)」は通用可能であるとする。

對應する『左傳』『晏子』から、「古(姑) □ (尢)」と「蓼(聊) □ (攝)」が地名を表しているということについては問題ないだろう。但し、[徐在國]が泥母と以母であるから通用可能とするのは稍難しいと思われる。「攝」と「𡗗(□)」の通用に関しては以下のような音韻変遷を推定できる：

(1)				É
	「攝」	*ɭà-	>	ɭí-
	「𡗗」	*ɣà-	>	à-
(2)				É
	「攝」	*èɭà-	>	:œ-
	「𡗗」	*ɣà-	>	à-
(3)				É
	「攝」	*ɭà-	>	ɭí-É
	「𡗗」	*□-	>	□-É

(1) について、「攝」は泥母であるから以母である「𡗗」と通用関係にはあり得ない。

(2) について、n系である「攝」が書母へと変遷する過程で、L-type 聲母の「𡗗」と関係を有した可能性がある。たとえば、舌音 L-type と泥母の書母への合流例は「手」*hnj-

と「首」*hlj-などがある。また(3)について、『説文』に「𦉳、讀若蕤蕤」とあるから、「𦉳」を疑母と関連すると考えられるかもしれない。調音点が異なるものの鼻音という調音法の共通点に因り、「攝」「𦉳」が通用したという可能性もある((3)については、2008.7.26に開催された第37回「上博楚簡研究會」において、宮本徹先生にご助言を頂いた)。當該簡所は地名を意味しているため通用などと考える必要はないかもしれない。

【78】「是皆貧□(苦)約□(弱)□(疾)」について、

「□」について、[整理者・濮茅左]は「苦」に讀む。「約」については「梱縛」に讀む(『詩經』「約之閣閣」。また「貧困」の意味であるとする。「□」については「瘡」ではないかとする。そして『博雅』「瘡、狂也。一曰小兒疾。」等を挙げる。また「□」については「疾」に同じとする。以上をまとめ「貧□約□□」は「身纏狂症」とする。また當該簡所と同様の意味を表す例として、『晏子春秋・内篇諫上・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫』に見える「民愁苦約病」を挙げる。また[張崇禮 f]は「□」について、「從肉古聲」とすべきであるとする。いま「□」字を見てみると確かに「疒」とは異なるようである：



[張崇禮 f]は當該字を「□」に作り、「□」の異體字であるとする。「□」は『廣韻』に「枯瘁」とあり、當該簡所を敢えて「貧苦」と讀まずとも「貧□」(貧しく憔悴している)



のままで良いとする。また「□」について、[整理者・濮茅左]が「瘡」(狂疾、氣が狂う)としたことには従えないとして、「弱」に讀む。その根據として、『春秋左傳・昭公元年』「叔孫豹會晉趙武、楚公子圍、齊國弱・・。」とあり、『春秋公羊傳・昭和元年』には「齊國酌」とあること、「中山王鼎」の「洵」が「溺」に讀まれること等を挙げる(何琳儀『戰國古文字典』p.309)。また「□」(疾)について、「怨」に讀むとする。その根據として、『管子・君臣上』「有過者不宿罰、故民不疾其威。」の尹知章注に「疾、怨也。」とあること、また『春秋左傳・昭公十三年』に「若憚之以威、懼之以怒、民疾而叛。」とあるのを引く。そして、「自姑尤呂西、聊攝呂東、是皆貧□」は「齊國國內百姓眾多、但生活貧困、身體瘦弱」(齊國國內の百姓眾は多く、しかし生活は苦しく、體は瘦せ細り弱っている)と讀む。



案ずるに、「瘡」については[張崇禮 f]が指摘するように「疒」ではないようである。



また「□」は[整理者・濮茅左]は「狂」としたが、それでは意味が通じない。従って「弱」に讀むのが良いと思われるが、通假を考えるのはやや難しい(「勺」の諧聲符としての振る舞いは舌音、牙喉音、唇音と廣範圍に渡るため判断し難い。その中でも特に舌音系と交流が密接であり、泥母との関連も否定はできない。「弱」は泥母系由来であると思われる)。いずれにせよ「弱」と讀む方が文意として通じると考えられる。また「□」については「疾」(にくむ)に讀むこともできそうであるがここでは暫し「疾」を如字に

讀むこととする。また當該簡の「貧」は斷簡しており稍不明確である。
 當該簡の「貧」（斷簡箇所）：



斷簡しているものの「貧」に讀むことができると思われる。

『説文』で「勺聲」とされる諸字の一部

P	T	L	TS	K
「豹」 幫母 「杓」 幫母	「釣」 端母 「的」 端母 「芍」 知母 「灼」 章母 「灼」 章母 「酌」 章母	「芍」 禪母 「杓」 禪母 「衲」 以母	「芍」 清母	「約」 影母 「芍」 匣母

*Pは幫母系、T端母系、Lは舌音の一部、TSは精母系、Kは牙喉音系を表す

【79】「夫婦皆祖（詛）、一丈夫□（執）尋之□（幣）三布之玉」について、
 [整理者・濮茅左]は「夫婦皆詛一支」と讀む。[陳偉 a]は[整理者・濮茅左]が「支」に



讀むとするは「支」ではなく「丈」であるとし、その根據として『郭店楚簡』「六徳」



第 27 號簡を擧げる。そして「夫婦皆祖（詛）、一丈夫□（執）尋之□（幣）」と讀む。
 その「一丈夫」は「祝」を指すとしている。つまり、「丈夫」（祝）に「一」を付加させることで、「人數多已」「夫婦皆詛」という多數の人々に對して祝が「一人」であることを彊調していると看做す。恐らく『左傳・昭公二十年』『晏子』に見える「聊，攝以東，姑，尤以西，其爲人也多矣。雖其善祝，豈能勝臆兆人之詛」との對應を考えてのことだと思われる。[梁靜 a]は[陳偉]に従うとし「丈夫」に讀み、「祝」を指すとする。また[蘇建洲 b]は「丈夫」は「祝」ではなく一般的な「成年男子」のことであるとする。

「□」について、「執」に讀むという點では一致している。

「尋」について、[整理者・濮茅左]は「□」に作り、「□」に讀む。[何有祖 a]は[整理者・濮茅左]が「□」と解釋したことは誤りであるとして、「尋」に讀む。そして、ここでの「尋」は長さをはかる單位であるとする。[張崇禮 f]は[何有祖 a]に従い「尋」とする。[蘇建洲 b]も[何有祖 a]に従うとし「尋」は長さをはかる單位をする。但し、「一

尋」は「八尺」程度のものであるとし、粗末なもの、つまり一般的な百姓が差し出す程度のものであるとする（これが「丈夫」が「祝」ではないという根拠の一つであるとする）。

また「布」について、[張崇禮 f]は『廣雅・釋詁』「布、列也」を引き、ここでは數量詞（類別詞）を示すとする。そして「尋之幣、三布之玉」は一丈夫の供え物が粗末、簡素であることを指しているとする。[蘇建洲 b]も [張崇禮 f]に従い「布」を數量詞（類別詞）に讀む。

案ずるに、[整理者・濮茅左]のように「夫婦皆詛一支」とするのではなく、[陳偉 a]以下の諸氏が指摘するように「夫婦皆祖（詛）、一丈夫□（執）尋之□（幣）三布之玉」



とするのが適切であると思われる。

但し、[陳偉 a]が指摘するように、「丈夫」が「祝」を示すか否かについては決め難い。また「尋」については、[何有祖 a]が指摘するように「尋」に讀み、「布」とともに數量詞を意味すると看做すのが妥當であると思われる。「尋之□（幣）三布之玉」は「粗末な祭品」を示していると思われる。「幣帛」「玉」が簡素・粗末であったとすると、それを供えたとされる「丈夫」は「祝」と看做すよりも[張崇禮 f][蘇建洲 b]がのべるように「ひとりの成人」を指すとするのが良いと思われる。また本篇1號簡ですでにしっかりとした祭祀を行っているとの記述がある。したがってここで祝の粗末な祭品について言及するとは考え難い。

いま『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』と本篇「競公瘡」と比較すると以下のようなになる：

《『左傳・昭公二十』『晏子・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』》

「民人苦病，夫婦皆詛。祝有益也，詛亦有損。聊，攝以東，姑，尤以西，其爲人也多矣。雖其善祝，豈能勝臆兆人之詛」

民が苦しんでいる ⇨ 夫婦みな詛う（祝有益也，詛亦有損） ⇨
聊・攝より東、姑・尤より西は人が多い ⇨ 有能な祝でも億兆人の詛いには敵わない

《本篇「競公瘡」》

「自古（姑）□（尤）呂西、蓼（聊）□（攝）呂東、□（其）人妻（數）多已、是皆貧□（苦）約□（弱）□（疾）、夫婦皆祖（詛）、一丈夫□（執）尋之□（幣）三布之玉、唯是□（夫）」

聊攝より東、姑尤より西は人が多い ⇨ 人々が苦しむ ⇨ 夫婦みな詛う ⇨
一丈夫が一尋の幣帛、三布の玉を執る ⇨ [民が多いため有能な祝でも敵わない]？

以上が『左傳・昭公二十』『晏子・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』と

本篇「競公瘡」の比較である。前者は「民が苦しみ、その結果君を呪うわけだが、その人数が多いため祝史が祈っても敵うはずがない」という考え方である。いまその考え方に従うと、本篇「競公瘡」は「多くの人が住んでおり、生活が苦しいから君子を呪う。一人ひとりの供え物は粗末であるが、人数が多いため、祝史が呪っても意味がない」と読むことができそうである。ここでは「一丈夫」を「祝」ではなく「成人一人」と読むことにする。

また「幣帛」「珪璧」のような供え物については前述箇所にも見られたものである。関連する諸文献と比較すると以下のようになる：

『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』
幣帛、珪璧の言及なし

『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』

「寡人之病病矣。使史固與祝佗巡山川宗廟，犧牲珪璧莫不備具，其數常多先君桓公。桓公一則寡人再」

本篇「競公瘡」第1號簡

「吾幣帛甚美於吾先君之量矣。吾□璧大於吾先君之□」とある。

<幣帛・珪璧・犠牲>

	幣帛	珪璧	犠牲
『左傳昭公二十』・『晏子外篇七』	×	×	×
『晏子内篇諫上一』	○	○	○
本篇「競公瘡」	○	○	△*

*断簡しているため、言及されている可能性も否定できない。對應する箇所には見られないけれども、犠牲は第9號簡に見える。

以上の内容はすでに述べてとおりであるが、本篇「競公瘡」の當該箇所では「一丈夫執尋之幣、三布之玉」とあり、「一丈夫が幣や玉」のようなものを供えるとの記述がある。そうしてみると、第1號簡に見られた「珪璧幣帛を先君よりも供えているのにも拘らず、景公の病が一向に回復しない」という箇所と非常に関連していると考えられる。當該箇所は「民が君を詛うために供えた物は粗末で簡素なものであるが、それがたくさん集まると、景公が供えさせた珪璧幣帛も役に立たず、祝史の祈りでさえも敵わない」という晏子の諫言であると思われる。興味深い点は、當該箇所「民の粗末・簡素な供え物」について、『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』のいずれにも言及されていない点である。この点に關しては、本篇「競公瘡」にのみ見られる内容であることが分かる。

<尋之幣・三布之玉>

	尋之幣	三布之玉
『左傳昭公二十』・『晏子外篇七』	×	×
『晏子内篇諫上一』	×	×
本篇「競公瘡」	○	○

～9 號簡～

本文

明□（徳）觀行、勿（殉）而崇【80】者（著）也、非爲□（美）玉肴生（牲）也。今内寵有割□（□）、外=【81】（外ト（僕））有□【82】（梁）丘□（據）□（縈）□（枉）、公退武夫亞（惡）聖人、番（播）涅（盈）□（藏）□（篤）。□（史）・・・【～以上第9號簡】

訓讀

明德觀行勿（殉）て崇り著るなり、□（美）玉肴生（牲）の爲に非ざるなり【83】。今内寵に割□（□）あり、外ト（僕）に□（梁）丘□（據）□（縈）□（枉）するあり【84】、公武夫を退け、聖人を亞（惡）み【85】、涅（盈）を播き□（篤）を□（藏）す【86】。□（史）・・・【～以上第9號簡】

口語譯

徳行を失い崇りが下されるのであって美玉犠牲のせいではありません。いま内寵には割□、外僕には梁丘據がおり、自身の利益をほしいままにし好き勝手に法をまげております。公は勇敢な武官を退け、有能な聖人を憎んで近づけず、横暴不遜であり、誠實ではありません。史・・・【～以上第9號簡】

注

【80】「崇」について、[整理者・濮茅左]は「未」に作る。

【81】「外」について、



について[整理者・濮茅左]は「外、外」に作り、重文であるとし「今内寵有割□外、外有梁丘據」と讀む。[何有祖 a]は「外夕」の重文であるとし、「夕」（亦）とする。「夕」は邪母鐸部、「亦」は以母鐸部であるから通用可能とする。また「夕」「亦」の通

假例はよく見られるともしている（『古字通假會典』参照）。そして当該箇所を「今内寵有割□、外亦有梁丘據」と讀む。また[陳偉 b]は当該字が「外間（姦）」の二字をあらわしているとし、「今内寵有割□、外姦有梁丘據」と讀む。楚簡中では、「間」を「外」で



作ることが屢あるとし、「容成氏」第6號簡等を例として擧げる。その「外間」の「間」を“悪人の意味”で「姦」を表しているとし、本簡に前出する「内寵」と「外姦」が對句となっているとする。また[張崇禮 e]は当該字を「外卜」の合文であるとし、「卜」は「僕」に通じるとして「外僕」に讀み、その意味は「古代掌管國君和大臣臨時止宿、停留處所等事務的官員」であるとする。『春秋左傳・襄公二十八年』に「子產相鄭伯以如楚、草舍不爲壇。外僕言曰、昔先大夫相先君適四國、未嘗不爲壇。自是至今、亦皆循之。」とあり、杜預注に「外僕、掌次舍者。」とあること、楊伯峻注に「外僕、官名、職主爲壇及舍者。」とあるのを引く。以下が諸氏の見解である：

[整理者・濮茅左]	今内寵有割□ <u>外</u> 、外有梁丘據
[何有祖 a]	今内寵有割□、 <u>外亦有</u> 梁丘據
[陳偉 b]	今内寵有割□、 <u>外姦</u> 有梁丘據
[張崇禮 e]	今内寵有割□、 <u>外僕</u> 有梁丘據

これを見てみると、当該箇所は重文か合文かで如何に讀むかわかれるところである。[何有祖 a]案について、「夕」と「亦」は邪母と以母でそれぞれ鐸部であるから、通用可

能な範囲内にあり、文意も通じると思われる。また『説文解字』に「、古文間」とあり、[陳偉 b]が指摘するように「外間」とし、「間」を「姦」に讀むことも可能であるかも知れない。「間」「姦」は見母元部であるから通用は可能である（但し、[鄭張尚芳][Baxter]等は「間」（中古山韻）と「姦」（中古刪韻）を元部とするも同じ主母音を認めていない。中古音の刪韻と山韻は二等重韻である）。本簡に「内寵」とあるから、「外姦」と對句的に讀むこともできそうである。また『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』では「内寵之妾，肆奪於市，外寵之臣，僭令於鄙」とあり、「内寵」と「外寵」とある。そういったことから[陳偉 b][張崇禮 e]にあるように「外僕」或いは「外姦」と讀むのが穩當であるかもしれない。ただし、管見の限り「外姦」という語は先秦諸文献中には見られない。そうしてみると、やはり[張崇禮 e]に従い「僕」に讀むことが穩當かもしれない。[何有祖 a]が指摘するように「外夕(亦)」に讀む可能性も積極的に否定はできないが、ここでは暫く「外僕」としておく。

[82]「□（梁）」について、圖版に従い「□」に作る。

[83]「明□觀行勿（殞）而崇者（著）也、非爲□（嫩）玉肴生（牲）也」について、「明□觀行」について、

「明□」について、[整理者・濮茅左]は『尚書・康誥』「克明德慎罰」、『詩經・大雅・

皇矣』「帝謂文王、予懷明德」等を擧げる。「觀行」については「實際の行動を觀ること」とし、『論語・公冶長』「子曰、『始吾於人也、聽其言而信其行、今我於人也、聽其言而觀其行。于予與改是。』」とあるのを擧げる。したがって[整理者・濮茅左]は「明德」については修飾構造とし、「觀行」については動賓構造とすることが分かる（これは[張崇禮 e]の指摘による）。また[整理者・濮茅左]は「明□觀行」とそれに續く「勿（物）而崇者（著）也」を分けて讀む。[凡國東 b]は「明□觀行」について、「觀」を「勸」に讀むとする。「觀」「勸」の通用は古くから見えろとし、例えば『禮記・緇衣』「在昔上帝、周田觀文王之德、其集大命于厥躬。」の鄭玄注に「古文、周田觀……爲割申勸。」とあること、また孔穎達疏に「觀當爲勸。」とあること等を擧げる。そして、「“明德”和“勸行”是兩個偏正結構的短語并列起來作句子的主語。」として「明德」「勸行」が主語を爲しているとする。したがって[凡國東 b]は「明□觀行勿（物）而崇者（著）也」をひとつの句として讀む。また[張崇禮 e]は「明德」について、[整理者・濮茅左]のように修飾構造で讀むのではなく、動賓構造に讀むべきとする。また[范常喜 b]は[張崇禮 e]と同じように「明德」を動賓構造であるとし、「明」は「明察」「辨別」に讀むべきとする。[陳偉 c]は「明□觀行」の前面の文字は斷簡のため不詳であるとし、「明□觀行」と「勿（物）而崇者也」は分斷して讀むべきとする。

「勿（物）而崇者也、非爲□（美）玉肴生（牲）也」について、

[整理者・濮茅左]は「勿、讀爲物」とし、「者、讀爲著」とするのみである。[何有祖

a]は「勿」を「物」に讀み、「未」を「崇」（たたり）に讀む（『新蔡楚簡』零 241

號簡を擧げる。『新蔡楚簡』原注釋では「□未與𠄎」とある。「者」については如字に讀むとする。また[何有祖 a]が「明□觀行勿（物）而崇者也」をひとつの句として讀

むとすることにも注意したい。[張崇禮 e]はを「崇」に讀むことについては[何有祖 a]に従うとする（『戰國策・東周策』「及王病、使卜之。太卜譴之曰、周之祭地爲崇。」の鮑彪注に「神崇也」とあることを擧げ、ここでは「崇」が動詞的に用いられているとする。そして「指神明降禍於人」の意味に讀む）。「勿」については、如字に讀むとし否定詞とする。「而」については、「則」に相當するとする。また「生」については「牲」に讀むとし、「明□觀行、勿而崇者也、非爲□玉肴牲也」を「在祭祀之時、接收祭祀的神明、會明辨祭祀者的品德、觀察他的實際行動、如不善、就會降禍給他、並不會特別在意美玉肴牲。」の意味とする。これに對して[梁靜 a]は當該箇所について、その大意は「上天通過觀察世人的德行來降福禍、而不是因爲美玉肴牲的多少」であるとする。また[張崇禮 e]が「勿」を如字に讀み（否定詞）、「祭祀者的品德を區別し、實際の行動を觀察」することの結果を「勿」の一字のみを用いて判斷するとしていることについて、牽彊の嫌があるとし、ここでは「物」（做崇之物）或いは「殞」（歿）に讀む。そして「殞而崇者也」は「上天先考察世人的德行、然後決定是否降崇」を指すという（「徳が無ければ崇り

が下る」と讀む)。また[范常喜 b]はを「崇」に讀むことについては[何有祖 a]に従うとする。また[張崇禮 e]の「在祭祀之時、接收祭祀的神明、會明辨祭祀者的品德、觀察他的實際行動、如不善、就會降禍給他、並不會特別在意美玉肴牲。」と讀むことについて、「勿」一字のみで「如不善」と表すのは難しく、多少字を補う必要があるかもしれないが、大意は通じる内容であるとする。但し、當該字「勿」を「物」「歺」に讀むか或いは如字のまま否定詞に讀むかについては、決めかねるとする。そこで、[范常喜 b]は

當該字「勿」を「□」に讀む可能性を提示している。その例として、『郭店楚簡・五行』

第 43 號簡に「軫」が見え、その右旁が當該字「勿」に近似しているとする（『郭店楚簡・五行』第 43 號簡「少（小）而軫者」）。「□」は簡文中では「沝」に讀むことができ、「沝」は「天地四時之氣不和而生的災害」（災いのもととなる氣）であるとする（例えば『莊子・内篇・大宗師』「陰陽之氣有沝」、『漢書・五行志中之上』「氣傷、謂之沝。沝猶臨蒞、不和意也。」）。以上を根據として「□（沝）而崇者也」と讀み、「而」は並列構造を表しているおり、「沝」（災いのもととなる氣）と「崇」を並べているとする。また[凡國東 b]は「勿」について、[梁靜 a]が最も適當であるとした上で、「免」に讀む可能性を示している。「勿」「免」は物部と文部であり、いずれも明母であるから音韻的には問題ないとする（[凡國東 b]原文では「韻部同爲明部、聲紐物元旁對轉とするが、「韻部物元對轉、聲紐同爲明母」のことと思われる）。そして、「免」には「止退」の

意味があるとして、「沒」と「免」の意味は非常に近いとしている。またについては[何有祖 a]に従うとして「崇」に讀み、「者」については[整理者・濮茅左]に従い「著」に讀むとする。そして當該箇所については「光明之德和勤勉之行（即美好的德行）止退了、然後“崇”就顯現出來」（徳行が失われ、その後、崇りがあらわれる）という意味であるとする。[陳偉 c]は以上諸氏の見解を勘案し、「勿」については[梁靜 a]案が適當であるとする（[梁靜 a]案「做崇之物」）。「物」は古文獻中で魍魅魍魎を指すとし、例えば『史記・扁鵲倉公列傳』「乃出其懷中藥與扁鵲、飲是以上池之水、三十日當知物矣。」（乃ち其の懷中の藥を出して扁鵲に與え、之を飲ますに上池之水を以てす、三十日、當に物を知るべし）、索隱には「服之三十日、當見鬼物也。」とあり、また『漢書・武帝紀』「朕巡荊陽、輯江淮物、會大海氣、以合泰山」とあり、顏注に「物、猶神也。」とあること、『漢書・郊祀志』「有物曰蛇。」、顏注に「物謂鬼神也。」等が見られることを挙げ、その上で本篇「競公瘡」に見える當該字「勿」（物）はこのような用法の最も早い段階のものであるとする。また「物」は主語として讀むとし、すなわち「勿（物）而崇者也、非爲□（美）玉肴生（牲）也」とは、「鬼神作崇、不是爲了索取祭品、而是顯示上天的譴戒」（鬼神が崇りを下すのは、祭品を求めているのではなく、上天の戒を示しているのである）を意味するとする。そして、本篇「競公瘡」は景公の病の原因が話題となり話が始まっており、その原因が政治にあるというのは本篇の主旨と合うとしている。

いま諸氏の見解をまとめると以下ようになる：

明口（徳）觀行勿（物）而崇者（著）也、非爲口（美）玉肴生（牲）也

整理者	明德觀行	物（*）	而	未	著	也	非爲嫩玉肴生（牲）也
何有祖	明德觀行	物（*）	而	崇	者	也	非爲美玉肴生（牲）也
梁靜	明德觀行	物（做崇之物） 歿（終、歿）	而	崇	者	也	非爲美玉肴生（牲）也
張崇禮	明德觀行	勿（否定詞）	而	崇	者	也	非爲美玉肴生（牲）也
范常喜	明德觀行	沴（不和之氣）	而	崇	者	也	非爲美玉肴生（牲）也
凡國棟	明德觀行	免（沒）	而	崇	著	也	非爲美玉肴生（牲）也
陳偉	明德觀行	物（做崇之物）	而	崇	者	也	非爲美玉肴生（牲）也

（*）は直接の言及なし

案ずるに、は[何有祖 a]が指摘するように「崇」に讀むのが妥當である。また「勿」の字形については、[范常喜 b]が指摘するように「口」にやや近似していると思われる。

以下に「勿」と「」をいくつか擧げる：

 當該字

 「勿」『郭店楚簡』「老子甲本」第 13 號簡

 「勿」『郭店楚簡』「性自命出」第 12 號簡

 「軫」『郭店楚簡』「五行」第 43 號簡

當該字と『郭店楚簡』「五行」に見える「軫」の右旁が一部近似していることは認められる。然し、筆畫に一部差異が見られるほか、[范常喜 b]の「沴」（不和之氣）を積極的に認めるだけの根據に乏しい。[張崇禮 e]の「勿」を如字に讀み、否定詞に讀むというのは文意としては通じそうであるが、[范常喜 b]が指摘するように「勿」のみで「如不善」（祭祀者の徳を明辨し、その行いを觀察しそれが不善であれば）と讀むには無理があるように思われる。そのように讀むためには何らかの増字が必要ではないだろうか。したがって本稿では「明德觀行」を主語とし、「勿」を[梁靜 a]や[凡國棟②]に従い、「歿」「沒」に讀み、「徳行が無くなり（失われ）」と讀むこととしておく。いずれにしても「明德觀行」の前が不明であるから、どのように讀むか決め難い。また後半箇所「非爲口（美）玉肴生（牲）也」の解釋には異論はないようである。ここでは「徳行が失われ、崇りが下されるのである。祭品のせいではない」、あるいは「鬼神が崇りを下すのは、祭品を求

めているのではなく、徳行を失うからである」と讀むのが適切だろう。

【84】「今内寵有割□（□）、外=（外亦）有□（梁）丘□（據）□（榮）□（枉）」について、

[整理者・濮茅左]は注【81】でも述べたように「外、外」とする。当該箇所については、[何有祖 a]は「外」と「夕」の合文とし、「夕」は邪母鐸部であるから「亦」（以母鐸部）に通假し得るとし「今内寵有割□、外亦有梁丘據」に讀む。[陳偉 b]は『郭店楚

簡』「容成氏」第6號簡等を挙げ、「間」が「從外」と作られる例を挙げる。そして「外間」の「間」は「姦」を表しているとし、悪人の意味であるとする。[張崇禮 e]は「外ト」の合文とし、「ト」は「僕」に通じるとする。

「□」については、注【3】で述べたとおり「虞」に讀む。

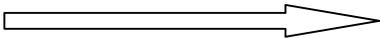
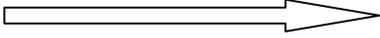
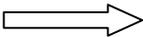
「□」について、[整理者・濮茅左]は「榮」（まとう）ではないかとする。また「□」

について、[整理者・濮茅左]は古文「□」とし、『説文解字』「□、狢犬也。從犬□聲、古文從心」とあり、また『集韻』に「一曰躁也。隸作狂。古作□、或書作□、□。」とあるのを引く。そして、当該箇所の意味するところは、晏子が景公に対して家臣の振る舞いを諫めている場面であるとする。[何有祖 b]は「□□」について、「營枉」に讀み、「營私枉法」（私を營み、法を枉げる）の意味とする。また[范常喜 a]は「□□」を「營誑」であるとし、「營」と「誑」はいずれも「迷惑欺騙」（まどわし、だます）の意であるとする。たとえば、『銀雀山楚簡』「孫臏兵法」266に「營而離之」とありその整理者注に「營、惑」とあること、『呂氏春秋・尊師』「凡學、必務進業、心則無營。」の高誘注に「營、惑也」とあり、『禮記・曲禮上』「幼子常視毋誑。」の鄭玄注に「小未有所知、常示以正物、以正教之、無誑欺。」を挙げ、「營誑」が「營惑」と意味が近いとする（『孔子世家』「匹夫而營惑諸侯者罪當誅」、『漢書・劉向傳』「所以營或耳目、惑移心意、不可勝載。」、『鹽鐵論・論誹』「夫蘇秦、張儀、熒惑諸侯、傾覆萬乘、使人主失其所持。」等を挙げる）。以上を根據に当該箇所を「營誑」（「迷惑欺騙」の意）に讀み、当該箇所は“晏子が景公に對して、割□と梁丘據の振る舞いを責めている場面”だとする。

いま對應する『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』を見てみると、「内寵之妾，肆奪於市，外寵之臣，僭令於鄙」とあり、「内寵」が「ほしいままに略奪」し、「外寵」が「いつわって令を下す」とある。それを勘案すると[何有祖 b]のように「營枉」と讀み「營私枉法」（私を營み、法をまげる）を意味するのが妥當である。

『春秋左傳・昭公二十年』『晏子春秋・外篇第七・景公有疾梁丘據裔款請誅祝史晏子諫』の對應箇所と本篇「競公瘡」を比較すると以下ようになる：

『左傳』『晏子』

内寵之妾， 肆奪於市，
 外寵之臣， 僭令於鄙
 「競公瘡」
 今内寵有割口、外僕有丘據  榮枉（營私枉法）

【85】「公退武夫亞（惡）聖人」について、

当該箇所について、[整理者・濮茅左]は「亞、讀爲惡」とするのみである。[陳偉 a]は「亞」には「次」の意味があるとし、「次」と「退」は對を爲しているとする。また[李天虹 b]は「武夫」は貶義詞であるとし、「退」を「納」に讀む。「退」は透母祭部、「内」は泥母祭部であるから、鼻音と破裂音という違いはあるけれども音は近いとして通用可能であるとする。また[張崇禮 e]は、當初「武夫」は褒義詞であったとし、「退」は如字に讀むとする。「武夫」は『詩經・周南・兔置』に「赳赳武夫、公侯幹城」（しなやかなもののふは、公の良き部下である）とあるのを引く。また「亞」についても如字に讀むとし「亞聖人」は「討厭聖人」の意味であるとする。

案ずるに、当該箇所を如何に讀むかについては、「武夫」が貶義詞であるか、或いは褒義詞であるかに因ると思われる。「武夫」が貶義詞であれば、「退」は「内、納」のように讀むべきであり、「武夫」が褒義詞であれば「退」は如字に讀むべきであると思われる。いずれにせよ当該箇所の意味は「勇敢な武官を退け、有能な文官を憎む」（この場合武官は褒義詞）とするか或いは「武官をそばに置き、有能な文官を退ける」（この場合武官は貶義詞）とするかのいずれかである。本稿では前者の意味に讀むこととする。「退」を「内」に讀むことについては、無聲鼻音という考え方に従えば不可能ではない(拙稿 2008 参照)。ちなみに「退」は『説文』で「或从内」とある。

【86】「番（播）涅（盈）□（臧）□（篤）□」について、

「番」について、[整理者・濮茅左]は『集韻』に「番、更去也」とあるのを引き、「涅」については、『集韻』「涅、泥滓。」（黒い泥）また「涅、塗泥也。」とあるのを引く。「□」については、『正字通』「□、籀文臧」とあるのを引き、古くは「藏」に通じるとする（『包山楚簡』第 176 號簡、205 號簡にも見えるとする）。また「□」については、『字彙補』に「冑」とあるのを引く（譯注者未見）。また「□」については「使」ではないかとする。[何有祖 b]は当該箇所を「播盈藏篤」に讀む。[凡國東 a]は「番」については、[何有祖 b]と同様に「播」に讀む。「涅」については、「盈」ではなく「淫」に讀む。その根據として、楚文字中の「呈」は「□」に従うとし、「淫」の聲符と同じであるから通用可能であるとする（また『國語・周語下』「播其淫心。」の章注に「播、放也。」とあるのを挙げる。ここで「播」と「淫」が同出しているため、当該箇所を「淫」に讀むものと思われる。「□」については、[何有祖 b]に従い「篤」に讀むとする。「篤」には「敦厚、忠誠」の意があるとし、君子の重要な品行のひとつであるとする。以上のように[凡國東 a]は「播淫藏篤」とし、「播」と「藏」、「淫」と「篤」とが對になっているとする。また前出の箇所では晏子が景公の「退武夫、惡聖人」という行いを批判し、当該箇所

は晏子が景公の「播其淫心、藏其篤行」という心理状態・考えに批判を加えているとする。[范常喜 a]は「□」について、「篤」に讀む。楚文字中では屢みられるとし『郭店楚簡』「老子甲本」第 24 號簡に「獸（守）中、□（篤）也」を例として擧げる。そして、「□□」を「藏篤」と讀むとする。但し、[凡國東 a]が「淫」を「淫」に讀むことについては、楚文字の用法とは合わないと否定している。その上で、「淫」を「逞」に讀む。「逞」は貶義詞として扱われるとし、「放縱、肆行」（勝手氣まま）の意味があるとする。たとえば『春秋左傳・桓公六年』「今民餒而君逞欲、祝史矯舉以祭、臣不知其可也。」等を擧げる。また「番」については、「蕃」に讀むべきとし、「繁殖、増加」の意味であるとする。そして當該箇所を「蕃逞臧篤」に讀み、「増加放縱、掩藏誠篤」の意味であるとする。[張崇禮 e]は[凡國東 a]が「播」と「藏」、「淫」と「篤」が對をなしているとする點に従うとする。但し、「淫」については、「盈」に讀む。『周易・謙卦』に「人道惡盈而好謙。」とあり、その孔穎達疏に「盈溢驕慢、皆以惡之、謙退恭異、悉皆好之」とあることを擧げ、「盈」には「驕横・自滿」（驕る）の意味があるとする。したがって「播盈臧篤」とは「晏子這是批評景公做人驕横自滿、不能敦厚篤實」（景公の人となりが傲慢で誠實でない）と晏子が批判している」という意味であるとする。

案ずるに[凡國東 a]が指摘するように、「播」と「藏」、「淫」と「篤」が對になっているとするのは妥當である。但し、耕部である「淫」を「淫」に讀むことはできないと思われる。「淫」の聲符は「壬」であり、「□」ではない（「淫」の聲符は「□」或るいは「呈」である）。また「淫」は中古音で以母深攝侵韻四等であるから、上古で耕母であるとは考えられない。従って當該字は楚文字でよく見られるように、「盈」に讀むべきと思われるが、どのような意味を表しているかは不明である。[張崇禮 e]にあるように「盈」を「驕横自滿」（横暴不遜である）の意味に讀むのが良いだろうか。ここでは「番」を「播」、「臧」を「藏」、「□（篤）」と讀むことについて異論はないが、「淫」については待考としたい。ちなみに「逞」は『說文解字』では「楚謂疾行爲逞」とある。

～11 號簡～

本文

□【87】（其）左右相□【88】（頌）自善曰、「盍必（比）死愈（媮）爲樂□（乎）、古（故）死□（期）□（將）至、可（何）□（仁）・・・【～以上第 11 號簡】

訓讀

・・・□（其）の左右相い□（頌）して自ら善して曰く【89】、「盍ぞ死するころおいの者、ひそかに樂を爲さざらんや。故に死□（期）□（將）に至らんとするも、可（何）□（仁）【90】・・・【～以上第 11 號簡】

口語譯

近臣達は互いに稱え、自ら悦び言った、「どうして死に直面した者が仕事を怠け、遊ばないことがあるのか。したがって死期が近づくころに、どうして□（仁）・・・」【～以上第11號簡】

注

當該箇所は『晏子春秋・内篇諫上第一・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫第八』と對應しているとされる箇所である。

景公信用讒佞、賞無功、罰不辜。晏子諫曰、「臣聞明君望聖人而信其教、不聞聽讒佞以誅賞。今與左右相説頌也、曰、‘比死者勉爲樂乎。吾安能爲仁而愈黥民耳矣。’故内寵之妾、迫奪于國、外寵之臣、矯奪于鄙、執法之吏、竝荷百姓。民愁苦約病、而姦驅尤佚、隱情奄惡、蔽諂其上、故雖有至聖大賢、豈能勝若讒哉。是以忠臣之常有災傷也。臣聞古者之士、可與得之、不可與失之、可與進之、不可與之。臣請逃之矣。」遂鞭馬而出。公使韓子休追之曰、「孤不仁、不能順教、以至此極、夫子休國焉而往、寡人將從而後。」晏子遂鞭馬而返。其僕曰、「□之去何速。今之返又何速。」晏子曰、「非子之所知也、公之言至矣。」



上

【87】「□」について、[整理者・濮茅左]は「□」に作るが、圖版を見ると



端が缺けている。同簡に見える「□」はとあり、それと比較するに當該箇所も「□」に作るのが妥當であると思われる。

【88】「□」について、

[整理者・濮茅左]は「公」に作るが、[陳偉 a]で指摘されるように當該字は「人」ではなく「弓」に従っているようである。いま圖版に従い「□」に作る。以下は「弓」に従う字である：



「□」當該字



「弓」『曹侯乙墓』第37號簡



「張」『郭店楚簡』「窮達以時」第10號簡

當該字は「□」に作る。

【89】「□（其）左右相□（頌）自善曰」について、

[整理者・濮茅左]は「□」は「其」に通じるとし、「□」は「公」に読み、「自善」は「自善其身」の意味であるとする。[陳偉 a]は「□」を「頌」に読む可能性があるとする。そして「相頌」（たがいに稱える）と「自善」（自ら褒める）は對になっているとしている。[何有祖 b][梁靜 a]等も「相頌」とする。

案ずるに、當該箇所は下記でも述べるように、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫第八』と關連すると思われる箇所である。いまその箇所と比較してみると以下のようになる：

<『晏子春秋・内篇諫上第一・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫第八』>

今與左右相說頌也、曰、

<本篇「競公瘡」>

其左右相□自善曰

これを比較してみると、「相公」と読むより、「相頌」と読む方が妥當であるように思う。したがって當該箇所では[陳偉 a]に従い「相頌」（たがいに稱える）に読む。また「善」については、『晏子春秋・内篇諫上第一・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫第八』に「相說頌」とあり、「說」と對應していると思われるから、「ほめる」よりも「悦ぶ」に訓じるのが良いかも知れない。

【90】「盍必死愈（媮）爲樂□（乎）、古（故）死□（期）□（將）至、可（何）□（仁）」について、

[整理者・濮茅左]は「古、讀爲故」、「□、讀爲期」、「□、讀爲將」、「可、讀爲何」とするのみである。[董珊 d]は『晏子春秋・内篇諫上第一・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫第八』「今與左右相說頌也、曰、‘比死者勉爲樂乎。吾安能爲仁而愈黥民耳矣。’」が本篇「競公瘡」第 11 號簡當該箇所の「□（其）左右相□（公）自善曰、「盍必死愈爲樂□（乎）、古（故）死□（期）□（將）至、可（何）□（仁）」の内容と近似しているという前提のもと、「今與左右相說頌也、曰、‘比死者勉爲樂乎。吾安能爲仁而愈黥民耳矣。’」とは佞人の極言であるとして、「比死者且勉爲喜樂、我何能依爲仁義之行、僅勝於刑人也哉」の意味であるとする。そして、對讀の結果、本篇「競公瘡」「盍必死愈爲樂□（乎）」の「愈」を「媮」（苟且、いいかげん）に読むとする。[李天虹 d]は『晏子春秋・内篇諫上第一・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫第八』の「‘比死者勉爲樂乎。吾安能爲仁而愈黥民耳矣。’」について孫星衍注に「比死、將爲死也」とあることを根據に本篇「競公瘡」の「必死」と關連するとする。また「愈」については、「媮」に読み、[董珊 d]が「苟且」（いいかげん）に読むのに従うとする。その用例として『離騷』「惟夫黨人之媮樂兮」、『晏子春秋・内篇雜上五・景公夜從晏子飲晏子稱不敢與』に「聖賢之君、皆有益友、無媮樂之臣」とあるのを引く。いずれも「怠けて遊び楽しむ」の意味に読む。また「必死」について、「必死」の後に「者」が脱落している可能性についても言及している。また[何有祖 c]

は當該箇所「必死」は「比」に讀むことができるとする。その根據は諸氏と同様に對讀の結果であるが、音韻論的にも通用可能であるとし、「必」は幫母質部、「比」は幫母脂部であり雙聲陰入對轉關係にあるとする。また「庇」「祕」等の通假例も幾つかあるとする（『古字通假會典』に見える）。そして「蓋必死愈爲樂□（乎）」は「人之將死、苟且爲樂」（人が死に直面した時、人はいいかげんで楽しみ樂をする）の意であるとする。

案ずるに、當該箇所はやはり『晏子春秋・内篇諫上第一・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫第八』の「比死者勉爲樂乎。吾安能爲仁而愈黥民耳矣。」と對應すると考えるのが妥當であると思われる。いま注【89】「□（其）左右相（頌）自善曰」も含めて比較すると以下のようなになる：

<『晏子春秋・内篇諫上第一・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫第八』>

今與左右	相說頌也、曰	比死者勉爲樂乎		吾安能爲仁而愈黥民耳矣
------	--------	---------	--	-------------

<本篇「競公瘡」第 11 號簡>

其左右	相□自善曰	蓋必死愈爲樂□	古死□□至	可□
-----	-------	---------	-------	----

『晏子春秋』の「比死」については、[李天虹 d]で指摘されるように、孫星衍が「比死、將爲死也」としていることから「死期が近づいている頃合い」と讀むのがよいと思われる。また本篇「競公瘡」の「必」は「比」に讀むこともできそうである。[何有祖 c]でも指摘されるように「必」と「比」は共に聲符を同じくし、主母音・韻尾を見る限りでは陰入對轉關係にあると思われる。さらに中古音ではいずれも重紐 A に所屬するため、聲調を除けば非常に近似した音であったと予想される。また[李天虹 d]は「必死」の後に「者」を補う可能性を論じており、その可能性も否定はできない。また「愈」について、「偷樂」という語が屢見られることから「偷」に讀むことも妥當であると思われる。但し、同じ L-type 聲母であるが、中古では「愈」は以母で「偷」は透母であるから、中古で以母と透母の二音がある「媮」（いい加減、偷む）に讀むのがより相應しいかも知れない。従って本考では「其左右相頌自善曰、「蓋比死媮爲樂乎、故死期將至、何仁」とし、「その近臣達は互いに稱え、自ら喜んで言った、「どうして死に直面したものが仕事を怠けて遊ばないことがあるか。したがって死期が近づくころに、何の□（仁）が・・・」と讀むこととする。

第 4 群 「晏子政を執る」

～12 號簡～

本文

二夫可（何）不受、皇（況）□（嬰）■則未□（得）與昏（聞）■。公□（彊）□（起）、違□（席）曰、「善才（哉）、□（吾）□〔子〕【91】晏子、是壤（讓）□（桓）之言■也、

祭正（政）不隻（獲）崇【92】、呂（以）至於此、神見□（吾）逕暴・・・【～以上第12號簡】

訓讀

二夫何ぞ受けざる、皇（況）や□（嬰）則ち未だ與り昏（聞）くを□（得）ず【93】。」と。公□（彊）□（起）して、□（席）を違れて曰く【94】、「善きかな、吾〔子〕晏子、是襄桓之言なり【95】。祭正（政）崇を隻（獲）ず【96】、呂（以）て此に至り、神□（吾）が逕暴を・・・見・・・【97】」【～以上第12號簡】

口語譯

祝史はどうして受けないのか。ましてや晏嬰ですらあずかり聞いておりません。」景公は力ずよく立ち上がり、席をはずして言った。「素晴らしい、我が晏子（の言うことは）、襄桓の言のようである。祭祀政治には崇りなく、いまここにいたって神は私が逕暴・・・見・・・【～以上第12號簡】

注

【91】「□〔子〕」について、

[整理者・濮茅左]は「□」とし何らかの文字が表記されていたことを示唆するが、一體如何なる字が表記されているかについては言及していない。[何有祖 a]はその痕跡から「子」が表記されていたとする。いま当該箇所と同12號簡に見える「子」を挙げる：



当該字



12號簡「子」



また[梁靜 b]は当該字を「甬（用）」に讀むとし、（『郭店楚簡』「緇衣」等）を挙げる。上部の字形から、当該箇所は[何有祖 a]が指摘するように「子」に讀むことができそうであるし、[梁靜 b]のように「甬」に讀むこともできそうである。いずれにしても圖版からは斷定できない。

【92】「崇」について、

[整理者・濮茅左]は「未」に讀むが、[何有祖 a]は「崇」であるとする。注【83】でも挙げたとおりである。

【93】「二夫可（何）不受、皇（況）□（嬰）■則未□（得）與昏（聞）■。」について、[整理者・濮茅左]は「皇」については、『説文解字・王部』「皇、大也。」とし、「□、從玉晏聲」とするが待考とする。[何有祖 b]は「二夫」の「夫」は「大夫」のことではないかとする。合文符號はないものの、楚文字中では符號が無くとも合文に讀まれがあると指摘している（「二大夫」とは「祝史」のこととする）。「皇」については、「況」に讀み、「□」は「嬰」とし、「晏嬰」のことであるとする。また「二^大夫可（何）不受、況□（嬰）則未□（得）與昏（聞）」と讀む點に注意したい。また[梁靜 a]は「□」については[何有祖 b]に従い「嬰」に讀むとするが、「皇」については「況」には讀まず如字に讀む。[梁靜 a]は[何有祖 b]と異なり「二^大夫可（何）不受皇□（嬰）■、則未□（得）與昏（聞）■」と讀む。

案ずるに、「二夫」は「祝史」を指しているとするのが妥當であろう。[何有祖 b]のように「大」を補い「二大夫」とすることも可能かもしれない。また「□」については「晏嬰」の名である「嬰」に讀むと思われる。「皇」は些か難しい問題である。「皇」を[何有祖 b]のように「況」に讀むか、或いは[梁靜 a]のように「皇」如字に讀むかは文を何処で區切るかに因ると思われる。いま當該簡を見てみると、「皇□」の後ろに墨釘が見られる。通常、墨釘は文の句切れであると看做するのが妥當であると思われるため、「二^大夫可（何）不受皇□（嬰）■、則未□（得）與昏（聞）■」に讀むのが適當かも知れない。そうすると「皇」を「況」と讀むより、如字に讀むのが良いと思われる。但し、「晏嬰」に「皇」を付加させることについて稍疑問が残る。「皇嬰」という表現が傳世文獻中に見られないからである。また後に續く文に「公□（彊）□（起）、退□（席）曰、「善才（哉）、□（吾）子晏子、是壤（讓）□（桓）之言■也」とあり、景公が晏子の言について述べる箇所が見受けられる。そうしてみると、當該箇所は晏子のことばである可能性が高いと思われる。つまり[梁靜 a]のように「二^大夫可（何）不受皇□（嬰）■、則未□（得）與昏（聞）■」と讀むと、一體誰が當該箇所を述べているのか不明になってしまうのである。いま[何有祖 b]のように「二^大夫何不受、況嬰■則未得與聞■」とすると、後述する景公の文言とうまく合うのではないだろうか。また「皇□（嬰）■」の墨釘は人名等の後に表記される墨釘であるかもしれない。本稿では「二夫可（何）不受、皇（況）□（嬰）■則未□（得）與昏（聞）■」（二夫何ぞ受けざる、皇（況）や□（嬰）則ち未だ與り昏（聞）くを□（得）ず）としておく。

【94】「公□（彊）□（起）、違□（席）曰」について、

「□」について、[整理者・濮茅左]は『説文解字・力部』「□、迫也。從力、彊聲。古文從彊。」を擧げる。また「□」については『説文解字』「、古文起從彊。」を擧げる。

また「□」については「席」に讀むとし、『郭店楚簡』「成之聞之」第 34 號簡、『包山

楚簡』第 262 號簡を擧げる（本篇「競公瘡」當該字は）。したがって[整理者・濮茅左]は「退□」を「席を退く」に讀む。[何有祖 b]等も「席を退く」に讀む。その一方

で[李天虹 c]は[整理者・濮茅左]等が「退」に讀んだを「違」に讀む。例えば『郭店楚簡』「老子乙本」第 11 號簡「退」、「唐虞之道」第 27 號簡「退」を擧げ當該字

とは異なるとする。その上で當該字の右旁は「韋」の省文であり、且つ省聲ではない

かとする。また楚簡に於ける「韋」として、（『望山楚簡』M2 第 9 號簡）や（『郭店楚簡』「老子甲本」第 30 號簡）、『上博楚簡（六）』「天子建洲」甲本第 13 號簡に見える

「韋」を擧げ、當該字の上部と「天子建洲」の「韋」の上部の省略法が共通し

ていることを指摘する（）。では假に「違」だとして、それをどのように讀むかとい

うと、「違」には「去」「離」の意味があるとし、「避」に訓じることもあるとする。すなわち「違席」の意味は「避席」に相當するとする。「違席」は『晏子春秋・内篇雜下・景公以晏子妻老且惡欲内愛女晏子再拜以辭・第二十四』に「晏子違席而對曰」とあるの

を擧げる。[程燕]は當該字について、本篇「競公瘡」第 9 號簡の「退」を擧げ、その字形は稍異なるものの文意から「退席」と讀むことは穩當であるとし、當該字を「退」の誤寫であるとする。

以上を案ずるに、當該字は矢張り「退」とは異なる字形のようである。いまそれぞれの字形を比較してみると以下のようになる：

當該字：



「競公瘡」9「退」：『郭店』「老子乙」11「退」：「唐虞之道」第 27



いま『上博楚簡（六）』「天子建洲」甲本第 13 號簡の「韋」を見てみると以下の通りである：

『上博（六）』「天子建洲」甲 13「韋」



以上の中で注意したいのは「退」諸字の上部と当該字、「天子建洲」11 號簡の「章」の上部である：



本篇 9 「退」



当該字



「天子建洲」 13 「章」

以上を勘案するに、当該字は「退」の誤寫、或いは異體字とするよりは「違」に讀むのが良いと思われる。また[李天虹 c]が指摘するように「違席」という表現は『晏子春秋・内篇雜下・景公以晏子妻老且惡欲内愛女晏子再拜以辭・第二十四』に見える。「違席」はその他先秦文献中では管見の限り見当たらないが、本篇「競公瘡」が『晏子春秋』と関連することは明々白々であるから当該箇所を「違席」に讀むことは穩當であると思われる。

【95】「善才（哉）、□（吾）〔子〕晏子是壤（讓）□（桓）之言■也」について、

[整理者・濮茅左]は「才、讀爲哉」「壤、讀爲讓」とする。「善才（哉）」について諸氏の見解に異論はない。[何有祖 a]は「吾子」について、尊稱であるとする（「孔子見季桓子」第 7 號簡にも見える）。また注【91】で述べたように、[梁靜 b]は「吾子」ではなく「子」を「用」に讀み、「吾甬(用)晏子是(此)襄桓之言也。」に讀む。当該字は下部が不明瞭であるため、如何に讀むか決め難い。

「才」を「哉」に讀むことについて異論はないだろう。

「壤（讓）□（桓）之言」について、前述したように[整理者・濮茅左]は「壤、讀爲讓」とするのみであるが、諸氏の見解には些か出入りが見られる。例えば、[程燕]は「壤」

については「讓」に讀み、[整理者・濮茅左]が「追」に讀んだについては、「□」ではなく「亘」ではないかとする。何琳儀『戰國古文字典』を参照し「□」と「亘」の違

いは、上に筆畫が出るか否かにあるとし、それ故に当該字は從辵亘聲であるとする

（「□」）。また「亘」は簡文中では「旋」に讀むべきとし、「亘」は匣母元部で「旋」は邪母元部であるから音は近いと看做す（『古字通假會典』p166 を擧げる）。そして「旋」には「轉」の意味があるとして、当該箇所を「晏子是讓、旋之言也」（婉曲）と讀み、「蓋謂晏子責備景公的做法、很委婉地說出自己的意見」とする。[郭永秉]は[整理者・濮茅左]、[程燕]の意見を否定し、当該箇所を「是襄桓之言」に讀む。「桓」は亘聲であるとし、當

該字「𠄎」とは同じ亘聲であるから通用可能であるとする。その他、『上博楚簡（六）』

「孔子見季𠄎子」に見える  「𠄎」が「季桓子」の「桓」を表すことを例として挙げる。また「襄桓之言」の「襄桓」とは齊の襄公と桓公を指すとする。そして、「晏子是襄桓之言■也」を「晏子説、這乃是襄公和桓公的話」と讀む。また「言」の後に表記される墨釘は「襄桓之言」が固有名詞であることを意味しているのではないかと指摘している

る。また[何有祖 d]は[程燕]が當該字  を「從彳亘聲」としたことに従うとし、「𠄎」に作る。然しながら、[程燕]が「襄桓之言」としたことに従えないとし、「襄𠄎」を「良翰」に讀む可能性について言及している。「襄」は心母陽部であり、「良」は來母陽部であるから音は近いとする（『史記・仲尼弟子列傳』「公良孺」の「史記索隱」に「鄒誕本作公襄孺」とあること、『爾雅・釋蟲』に「不過、蟻蟻」とあり、『禮記・月令』に「蟻蟻作蟻𠄎」とあること等を挙げる）。以上を根據に「襄」を「良」に讀む。また「𠄎（亘聲）」については、「亘聲」の諸字の多くが上古では匣母元部であり、「翰」も匣母元部に所屬するため兩字は雙聲疊韻關係であるとする。また傳世文獻中で「亘」を有する諸字は「完」に通じるとし、例えば、『左傳・僖公四年』「屈完」が『漢書・古今人表』では「屈桓」とされることを挙げる。その上で、「完」に従う諸字が「軌」に従う諸字と通假する例が見られるとして、例えば、「莞」と「幹」「幹」の通假が見られるとする（『古字通假會典』pp. 157～pp. 159）。したがって、「亘」を「翰」に讀むことができるとする。「良翰」の意味については、「指賢良的補佐」とし、『詩經・大雅・崧高』に「周邦咸喜、戎有良翰」とあり、その鄭箋に「翰、幹也。」とあるのを引く。また「良翰」は「良佐」の意と近いとする。

[何有祖 d]のように「良翰」と讀むのは難しいのではないだろうか。「襄」と「良」の通用についても、心母と來母ということをお案すると認めがたい。「亘」と「翰」は確かに匣母元部であるが、開合を異にするため通用するとは考え難い。また[程燕]の「襄桓之言」は通用に関しては問題ないと思われるが、管見の限り傳世文獻に「襄桓」という表現はない。ただ「襄桓之言」の後に墨釘が見えることから、名詞句を示す可能性は否定できない。また注【91】等で、[何有祖 a]が「吾子」とし、[梁靜 b]が「吾甬（用）」とすることを挙げたが、假に當該箇所を「襄桓之言」と讀むとすると[梁靜 b]が指摘するように、「吾甬（用）晏子是壤（讓）𠄎（桓）之言■也」と讀むことができるかもしれない。いずれにしても字形が不明瞭であるから、ここでは待考としたい。

【96】「祭正（政）不隻（獲）崇」について、

[整理者・濮茅左]は「正」は「規範、標準」の意味であるとする。或いは「政」に讀むとする。また「隻」については、「獨、專」であるとする。「崇」について[整理者・濮茅左]は「未」に讀むとするが、いま[何有祖 b]に従い「崇」と讀む。その[何有祖 b]は「正」を「政」に讀み、「隻」を「獲」とし「祭政不獲崇」とする。また[董珊 b]は「正」を「政」と讀み、その上で「祭政」とは祝史のことであるとし、「獲崇」とはすなわち「得

崇」の意味であるとする。[沈培 c]は[董珊 b]の見解に對して、「獲崇」については正しいとするが、「正」については「貞」に讀むべきとする。その根據は、後續する「不獲崇」である。通常の戰國期の祈禱の方法は二度の貞問を採用しており、一度目の貞問は福を求めるの貞問であり、實際は求崇（崇の理由を知ること）を目的とし、二度目の貞問は崇りを得たという前提（得崇）のもとで除崇を目的とする。したがって後續する「不獲崇」（不得崇）という文言が見えることを勘案すると、「祭正」の「祭」は「祭祀」に讀み、「正」は「政」に讀むより「貞」に讀むのが良いとする。つまり「祭貞不隻崇」（祭祀と貞問は崇を獲ない）と讀むとする。

本稿では、「正」は「政」に讀み「祭政」としたい。また「不獲崇」という點についても妥當であると思われる。

【97】「神見□（吾）逕暴」について、

[整理者・濮茅左]は「逕」を「徑」に讀むとするものの、斷簡しているため待考とする。[董珊 b]は「逕暴」を「淫」の誤寫とする。「淫暴」は傳世文獻中ではよく見られるとする（「淫」「涅」「涇」については[董珊 b]を参照されたい）。また[何有祖 c]も誤寫の可能性を指摘する。下端が斷簡しているため、待考とする。

～13 號簡～

本文

青（請）祭與正（政）。安（晏）子□【98】（辭）。公或（又）胃（謂）之、安（晏）子許若（諾）。命割□（□）不□【99】（敢）□【100】（監）祭、□（梁）丘虞（據）不□（敢）□（監）正（政）。旬又五、公乃出見折（制）。【～以上第 13 號簡】

訓讀

祭と政とを青（請）う【101】。」と。安（晏）子□（辭）す。公或（又）たこれに胃（謂）い【102】、安（晏）子許若（諾）す。割□（□）をして敢えて祭を監らず、□（梁）丘虞（據）をして敢えて正（政）を監らしめざるなり【103】。旬五にして、公すなわち出でて折（制）を見る【104】。【～以上第 13 號簡】

口語譯

（晏子に）祭と政を執り行うように要請した。」（景公の要請を）晏子は斷った。公はまた晏子に要請し、晏子は引き受けることにした。（景公は）割□を祭祀の職務から外し、また梁丘據を政の職務から外し、（いずれも晏子に引き繼がせることとした）。十五日が過ぎ、景公は視察に赴いた。【～以上第 13 號簡】

注

【98】「𠄎」について、[整理者・濮茅左]は「𠄎」に作る。いま圖版に従い「𠄎」に作る。

【99】「𠄎」について、

[整理者・濮茅左]は「敢」に作るが、いま圖版従い「𠄎」に作る。『説文解字』では「古聲」とされるが當該字には「古」は見えない。「古」に従う字は楚簡中でも見られる。例

えば、『上博楚簡（五）』「三德」第5號簡  等がみえる。

【100】「𠄎」について、[整理者・濮茅左]は「監」に作るが、いま圖版に従い「𠄎」に作る。

【101】「青（請）祭與正」について、

[整理者・濮茅左]は「青」を「請」に讀む。[何有祖 b]は「正」を「政」に讀む。また[何有祖 b]は[青（請）祭與政]に續く「安」を「焉」と「晏」の二字に讀む。いま楚簡中に見える「焉」を幾つか舉げる：

「𠄎（焉）」



『上一・緇衣』21號簡



『上五・姑成家夫』5號簡



「三德」4號簡

以上のように「𠄎（焉）」には様々な字形が見られる。いま本篇「競公瘡」に見える「安（晏）」と「𠄎（焉）」を挙げ、當該字と比較してみると以下のようなになる：

「當該字」



13號簡

「安（晏）」



12號簡「晏」



3號簡「晏」

「𠄎（焉）」



6 號簡「□ (焉)」

当該字  「安」の字形は上舉した『上博楚簡 (一)』「緇衣」の  「□ (焉)」と近似しており、「女」と下部の「□」が二畫で表記されていることが分かる。その一方で、本

篇「競公瘡」の  「□ (焉)」は、「女」と下部の「□」が一畫で表記されている。晏子を表す「安 (晏)」については、12、13 號簡に見えるように「女」と「□」が二畫で

表記されており、この点に據れば、当該字  は「安 (晏)」に讀むのが妥当であろう。本篇「競公瘡」には「□ (焉)」は一字しか見られないが、晏子を意味する「安 (晏)」と「□ (焉)」には書き分けが見られるようである。

【102】「安 (晏) 子□ (辭)。公或 (又) 胃 (謂) 之」について、
[整理者・濮茅左]は「□」について「辭」に讀む。[何有祖 b]は「或」を「又」に讀む。案ずるに「公或謂之」は景公が晏子に再び要請することを意味していると思われる。「公或謂之」の前には「晏子辭」とあり、景公の要請を一度辞退しており、「公或謂之」の後には「晏子許諾」とあり、結局晏子が景公の要請を受けていることが分かる。ここでは「或」を「又」に讀み、「公はまた晏子に要請した」とする。

【103】「命割□ (□) 不□ (敢) □ (監) 祭、□ (梁) 丘虞 (據) 不□ (敢) □ (監) 正 (政)」について、

当該箇所は『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』と對應すると思われる箇所である：

公曰、「善解余惑，加冠。」命會謹毋治齊國之政，梁丘據毋治賓客之事，兼屬之乎晏子。晏子辭，不得命，受，相退，把政。改月而君病悛。

このように『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』には、晏子が一度辞退するも、最後は景公の命を受け政務を執ることとなったとある。會謹と梁丘據が執りしきっていた政務について注意してみると、會謹は「政」で梁丘據は「賓客之事」とある。本篇「競公瘡」では、割□は「祭」、梁丘據は「政」とある。丁度『晏子春秋』と本篇にみえる梁丘據等の職務は異なっていることが分かる。この点に關して、[李天虹 c]は、『晏子春秋・景公欲使楚巫致五帝以明德晏子諫』に裔款（[李天虹 c]は裔款と會謹を同一人物と看做している）が楚の巫を景公に會わせ、またその巫に命じられて齊戒の準備をしていることなどから、裔款（會謹）は祭を職務のひとつとして

いたのではないかとする。そうしてみると、會譴が祭祀を擔當していたことと、本篇「競公瘡」で割□（會譴と思われる）が祭祀を擔當していたことはうまく一致するとする。但し、上述したように『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』に見える「命會譴毋治齊國之政」とは合わないとする。

	祭	政
1) 晏子・景公病久不愈欲誅祝史以謝	梁丘據	會譴
2) 晏子・景公欲使楚巫致五帝以明德	裔款（會譴？）	
3) 上博・競公瘡	割□（會譴？）	梁丘據

（1）のみ職務が反対であることがわかる。（2）について[李天虹 c]は裔款と會譴を同一人物と看做す。

【104】「旬又五、公乃出見折」について、

「旬又五」について、[整理者・濮茅左]は「一旬又五日」とし「十五日」のことであると。す。「旬」を十日間とすることについて異論はない。

「公乃出見折」について、[整理者・濮茅左]は「折服」（心服・感服する）の意味であると。す。[李天虹 c]は「折」は「病が癒える」ことを意味している可能性があるとする。これは『晏子春秋・内篇諫上第一・景公病久不愈欲誅祝史以謝晏子諫 第十二』「晏子辭，不得命，受，相退，把政。改月而君病悛。」とあることを根拠としており、ここで見られる「悛」について孫星衍が『説文解字』を引き「悛、止也」とすること、吳則虞が「痊」（癒えるの意）に同じであるとすることを挙げる。そして、「折」が章母月部、「痊」が精母元部、「悛」が清母元部であるから陽入對轉であり、聲母もそれほど遠くないとする。したがって通用の可能性が大きいとするが、その一方で、「折」は楚文字中では「制」に讀まれることが多いとし、暫し待考とする。また[沈培 c]は『上博楚簡（一）』「孔子詩論」第18號簡に「折（杖）杜」とあり（『詩經・小雅・杖杜』「有杖之杜」）、いま「折」が「杖」を表しているということ的前提に、「大」は「厲」に通用し得るため、「折」を「厲」に讀み、「厲鬼」（祟りをおこす靈）を意味すると。す。そして、當該箇所を「旬又五、公乃出、見厲」と讀み、「指通過晏子主持的祭祀和貞卜活動、景公在十五天後終於看到了給他帶來“祟”的厲鬼。言下之意、景公的病因找到了、相信不久也就好起來了。」

（晏子が祭祀占卜の職務擔當を通じて、景公は十五日後にはついに景公に祟りを持ってきた靈を見た。それは、景公の病の原因が見つかり、すぐに良くなったということを示している）とする。また[蘇建洲 c]も同様に「折」を「厲」に讀む。但し、「見」については、「現」に讀み、「旬又五、公乃出、現厲」と讀み「十五天之後、公於是出外活動、因爲作祟的厲出現了」（十五日後、公が外で活動するのは祟りを生む厲鬼が現れたからである）を意味すると。す。また[陳惠玲]は「見折」を「視折」と讀み、その意味は「察視民間傷病情形」（民の苦しい生活を視察すること）であると。す。そして、當該箇所「旬又五、公乃出見折」については、「十五天之後、公於是外出、到民間去視察傷殘的事、以力行德政」（十五日後に、景公は外出し、民間の狀況を視察し、徳のある政治を行った）

と解釋し得るとする。[侯乃峰]は[李天虹 c]でも指摘されるように「折」は楚簡文字中で「制」に讀まれるという點を挙げ、當該字も「制」に讀むとする。その意味は先秦文獻中で屢見られるように「法令制度」であるとする(『國語・周語中』「周制有之」の韋昭注「制、法也」や『國語・越語下』「君行制、臣行意」の韋昭注に「制、法也」とあること等を挙げる)。また『説文解字』に「見、視也」を引き、以上を根據に當該箇所「公乃出見折」は「公乃出視制」という意味であるとする。また「視制」というのは「景公が自ら視察に行き、政を處理すること」を意味するとし、結局のところそれは景公の病が癒えてきたことを意味しているとする。『晏子春秋』等のように直接の言及はないけれども、景公の病が癒えたということについては同じであるとする。本稿でも「制」に讀むこととする。

[本文]

齊競(景)公□(疥)□(且)□(瘡)、□(逾)□(歲)不已、□□(□)與□(梁)丘虞(據)言於公曰、□(吾)□(幣)帛甚□(美)於□(吾)先君之量矣。□(吾)□□(璧)大鳥(於)□(吾)先君之□・・・【1】、
公□(疥)□(且)□(瘡)、□(逾)□(歲)不已、是□(吾)亾(亡)=良祝□(史)也。□(吾)□(欲)鼓(誅)者(諸)祝□(史)。公□(擧)頁(首)□(答)之。尚(倘)□(然)、是□(吾)所□(望)於女(汝)也。盍鼓(誅)之。二子□(急)□(將)・・・

【2a】

是言也。高子、國子□(答)曰、身爲新(親)、或可□(愛)安(焉)、是□(信)□(吾)亾(無)良□[祝]□(史)、公盍□(誅)之。安(晏)子夕、二夫=(大夫)退。公内(入)安(晏)子而告之。若(汝)□(其)告高子・・・【3】

□[屈]木爲成於宋。王命屈木昏(問)□(范)武子之行安(焉)。文子□(答)曰、夫□[子]□(使)□(其)ム(私)□(史)聖(聽)獄於晉□(邦)、□(薄)□(情)而不□(愈)、□(使)□(其)ム(私)祝□(史)進・・・【4】

慍聖、外内不發(廢)、可因於民者。□(其)祝□(史)之爲□君祝□(説)也、正(政)□・・・【5】

・・・忘(亡)矣、而湯清者與□(得)□(萬)福安□(焉)。今君之貪□(悞)□(苛)匿(慝)、□(辟)韋(違)・・・【6】

君祝□(説)、毋專(溥)青(情)、忍臯(罪)□(乎)、則言不聖(聽)、青(情)不隻(獲)、女(如)川(順)言弇亞(惡)□(乎)、則□(恐)後鼓(誅)於吏□(史)者。古(故)丌(其)祝、□(史)□(製)蔑耑折祝之、多□言・・・【7】

□(詛)爲亾(無)□(傷)■祝亦亾(無)益■。今新(薪)登(蒸)思吳(虞)守之、□(澤)梁□(史)□(鮫)守之、山□(林)□(史)□(衡)守之。□(擧)□(邦)爲欽(禁)、約夾(挾)者(諸)□(關)、縛□者(諸)□(市)。眾・・・【8】

之臣、出□(矯)於□(里)。自古(姑)□(尤)呂西、蓼(聊)□(攝)呂東、□(其)人婁(數)多已、是皆貧□(苦)約□(弱)□(疾)、夫婦皆祖(詛)、一丈夫□(執)尋之□(幣)三布之玉、雖是□[夫]・・・【10】

明□（徳）觀行、勿（効）而崇者（著）也、非爲□（美）玉肴生（牲）也。今内寵有割□（□）、外=（外ト（僕））有□（梁）丘□（據）□（榮）□（枉）、公退武夫亞（惡）聖人、番（播）涅（盈）□（藏）□（篤）。□（史）・・・【9】

□（其）左右相□（頌）自善曰、盍必（比）死愈（媮）爲樂□（乎）、古（故）死□（期）□（將）至、可（何）□（仁）・・・【11】

二夫可（何）不受、皇（況）□（嬰）■則未□（得）與昏（聞）■。公□（疆）□（起）、違□（席）曰、善才（哉）、□（吾）□〔子〕晏子、是壤（讓）□（桓）之言■也、祭正（政）不隻（獲）崇、呂（以）至於此、神見□（吾）逕暴・・・【12】

青（請）祭與正（政）。安（晏）子□（辭）。公或（又）胃（謂）之、安（晏）子許若（諾）。命割□（□）不□（敢）□（監）祭、□（梁）丘虞（據）不□（敢）□（監）正（政）。旬又五、公乃出見折（制）。【13】

競公瘡【2b】

[訓讀]

齊の競（景）公、□（疥）して□（且）つ□（瘡）し、□（逾）□（歳）にして已えず、□□（□）と□（梁）丘虞（據）公に言いて曰く、「吾□（幣）帛は□（吾）先君之量より甚だ□（美）なり。□（吾）□□（璧）は先君の□より大なり。・・・【1】

公、□（疥）して□（且）つ□（瘡）し、□（逾）□（歳）にして已えず、是□（吾）良き祝□（史）凶（亡）きなり。□（吾）者（諸）祝□（史）を豉（誅）さんと□（欲）す。公頁（首）を□（擧）げ□（答）ふ。「尚（倘）□（然）たり、是□（吾）女（汝）に□（望）むところなり。盍ぞこれを誅せざる。」と。二子急ぎ□（將）・・・【2a】

是言也。高子國子□（答）えて曰わく、「身、新（親）たり、またこれを惜しむべし。是信に吾良き〔祝〕史無きなり。公なんぞ之を誅せざる。」と。晏子夕し、二大夫退く。公晏子を入れて之を告ぐ。汝、其れ高子に告げ・・・【3】

□〔屈〕木、宋に成を爲す、王、屈木に命じて□（范）武子の行を問わしむ。文子□（答）えて曰わく、「夫□〔子〕□（其）ム（私）□（史）をして晋□（邦）に獄を聖（聽）かしむるに、□（情）を□（敷？薄？）して□（逾）えず、□（其）祝□（史）をして進・・・【4】

・・・愠聖、外内發（廢）せず、民に因られるべし。其の祝□（史）其の君の為に祝□（説）するや、正（政）□・・・【5】

・・・忘なり、清を湯（揚）げる者は□（萬）福を與り得るなり。いま君貪□（昏）□（苛）匿（慝）□（蔽）韋（違）するや・・・【6】

君祝□（説）するに、情を専（溥）くせず臯（罪）を忍べば、すなわち言聖（聽）かれず、情獲られず。もし言に川（順）い亞（惡）を弇へば、すなわち後に□（史）者に豉（誅）せらるるを恐る。古（故）に丌（其）の祝、□（史）□（製）蔑崱折し之を祝す、多□言・・・【7】

□（詛）□（傷）凶（無）しとなせば、祝も亦益凶（無）からん。今新（薪）登（蒸）

は吳（虞）をして之を守らしめ、□（澤）梁は□（鮫）をして之を守らしめ、山□（林）は□（衡）をして之を守らしむ。□（邦）を□（擧）げて欽（禁）を爲し、者（諸）□（關）を約夾（挾）し、者（諸）□（市）を縛□す。眾・・・【8】

の臣、出でて□（里）に□（矯）る。古（姑）□（尤）より以西、蓼（聊）□（攝）より以東、其の人数多し、是皆貧□（苦）約□（弱）□（疾）し、夫婦皆詛うに、一丈夫は尋之□（幣）三布之玉を□（執）り、雖是□〔夫〕・・・【10】

明德觀行勿（殞）て崇り著るなり、□（美）玉肴生（牲）の爲に非ざるなり。今内寵に割□（□）あり、外ト（僕）に□（梁）丘□（據）□（縻）□（枉）するあり、公武夫を退け、聖人を亞（惡）み、涅（盈）を播き□（篤）を□（藏）す。□（史）・・・【9】

・・・□（其）の左右相い□（頌）して自ら善して曰く、「盍ぞ死するころおいの者、ひそかに樂を爲さざらんや。故に死□（期）□（將）に至らんとするも、可（何）□（仁）・・・【11】

二夫何ぞ受けざる、皇（況）や□（嬰）則ち未だ與昏（聞）するを□（得）ず。」公□（疆）□（起）して、□（席）を連れて曰く、「善きかな、吾〔子〕晏子、是襄桓之言なり。祭正（政）崇を隻（獲）ず、目（以）て此に至り、神□（吾）が逕暴を・・・見・・・【12】

祭と政とを青（請）う。」と。安（晏）子□（辭）す。公或（又）たこれに胃（謂）い、安（晏）子許若（諾）す。割□（□）をして敢えて祭を監らず、□（梁）丘虞（據）をして敢えて正（政）を監らしめざるなり。旬五にして、公すなわち出でて折（制）を見る。【13】

競公瘡【2b】

[口語譯]

齊の景公は皮膚病を煩い、さらには間歇熱にかかった。病は一年しても癒えることはなかった。□□と梁丘據は景公に對して次のように言った。「吾等の幣帛（御手座）は先君のものよりも遙かにうつくしいのです。私たちの珪璧は先君の□よりも大きいのです。・・・【1】

（第1號簡に續き梁丘據と□□の話）公は皮膚病を煩い、さらには間歇熱にかかっています。一年たっても癒えることはありません。これは良い祝、史がない爲でありましょう。わたしは祝史等を刑に處したいと思います。」公は首を擧げて答えた。「もしそうであれば、これはそなたたちに任せることにしよう。ではどうして刑に處さないのか」二子（高子、國子）は急ぎ・・・【2】

是言也。高子、國子は次のように言った。「公のお體は大切なものです。お大事になさるべきです。（公の病が癒えないのは）有能な祝史がないためでしょう。公はどうして祝史を刑罰に處さないのですか。」晏子が夕刻に參内し、二大夫は退いた。公は晏子を入れて高子・國子の話を告げた。「そなた、高子に告げ・・・」【3】

屈建は宋で休戦の協定を結んだ。王は屈木に范武子の行いについて問うように命じた。それに對して文子は次のように答えた。「かの先生は家臣である史に晉國で裁判に判決を

下させ、情理を盡くし、限度を超えない。その祝史に進・・・・」【4】

・・・愠聖（仁聖？鬱聲？）であれば、宮廷の外も内も疎かにならず、民に頼られるでしょう。その祝史らは君子のために祈禱し、政□・・・【5】

・・・忘である。清をとりあげる者は多幸を得るでしょう。いま君はむさぼり、道理にくらく、苛政を敷き、實状を隠しだてし、道理に逆らい・・・【6】

君が祈禱する際に、實情を述べず罪を人目に付かないように隠し立てすると、（鬼神は）言も聴かず實情も得ることはなく、（祈禱の成果は望めません）。もし悪事を隠し立てすれば、後に史に（筆誅を加えられ）責められることを恐れることとなりましょう。そのため、その祝史は占卜用の竹を作り占います。多□言・・・【7】

呪詛に効果がなければ、祈禱にもまた効果はありません。いま薪蒸（たきぎ）は虞の官に守らせ、澤梁（のちがや）は鮫の官に守らせ、山林（の木）は衡の官に守らせております。邦を擧げて民衆の出入りを禁止し、關所や市の出入りや取り締まりを彊化し、嚴重に管理しております。眾は・・・【8】

の臣は地方の村で好き勝手に矯り令を下しております。姑尤より西、聊攝より東は、多くの方が住んでおります。そこでは皆まずしく、苦しい生活をおくり、病に臥しているものもおります。そのため夫婦はみな君を詛っております。ひとりの供え物はたかだか八尺程度の幣帛と三布の玉にすぎませんが、雖是□〔夫〕・・・【10】

徳行を失い崇りが下されるのであって美玉犠牲のせいではありません。いま内寵には割□、外僕には梁丘據がおり、自身の利益をほしいままにし好き勝手に法をまげております。公は勇敢な武官を退け、有能な聖人を憎んで近づけず、横暴不遜であり、誠實ではありません。史・・・【9】

近臣達は互いに稱え、自ら悦び言った、「どうして死に直面した者が仕事を怠け、遊ばないことがあろうか。死期が近づくころに、どうして仁・・・・」【11】

祝史はどうして受けないのか。ましてや晏嬰ですらあずかり聞いておりません。」景公は力ずよく立ち上がり、席をはずして言った。「素晴らしい、我が晏子（の言うことは）、襄桓の言のようである。祭祀政治には崇りなく、いまここにいたって神は私が逕暴・・・・見・【12】

（晏子に）祭と政を執り行うように要請した。」（景公の要請を）晏子は断った。公はまた晏子に要請し、晏子は引き受けることにした。（景公は）割□を祭祀の職務から外し、また梁丘據を政の職務から外し、（いずれも晏子に引き継がせることとした）。十五日が過ぎ、景公は視察に赴いた。【13】

本稿は2008年6月7日、7月26日に第36回、37回上海博楚簡研究會で発表した報告原稿に一部修訂を加えたものである。またこの研究會に於いて多くの方々から貴重なご助言を頂いた。文末ながら感謝の意を表したい。